

令和4年 第1回

身延町議会定例会会議録

令和4年3月 3日 開会

令和4年3月17日 閉会

山梨県身延町議会

令和 4 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 3 日

令和4年第1回身延町議会定例会（1日目）

令和4年3月3日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針並びに議案の説明
- 日程第5 教育長教育方針
- 日程第6 議案第2号 身延町個人情報保護条例及び身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第10 議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第11 議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第12 議案第8号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第9号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第10号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第15 議案第11号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第12号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第13号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第14号 令和3年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第15号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第16号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）

日程第21	議案第17号	令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第22	議案第18号	令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算 (第2号)
日程第23	議案第19号	令和4年度身延町一般会計予算
日程第24	議案第20号	令和4年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第21号	令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議案第22号	令和4年度身延町介護保険特別会計予算
日程第27	議案第23号	令和4年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第28	議案第24号	令和4年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第29	議案第25号	令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第30	議案第26号	令和4年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第31	議案第27号	令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第32	議案第28号	令和4年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山 恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第33	議案第29号	令和4年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別 会計予算
日程第34	議案第30号	令和4年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別 会計予算
日程第35	議案第31号	令和4年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜 林保護財産区特別会計予算
日程第36	議案第32号	令和4年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会 計予算
日程第37	議案第33号	令和4年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計 予算
日程第38	議案第34号	令和4年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会 計予算
日程第39	議案第35号	令和4年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会 計予算
日程第40	議案第36号	令和4年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第41	議案第37号	令和4年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第42	議案第38号	令和4年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第43	議案第39号	令和4年度身延町下山地区財産区特別会計予算

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	柿島良行	12番	渡辺文子
13番	伊藤達美	14番	上田孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

10番	野島俊博	11番	柿島良行
12番	渡辺文子		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	遠藤基												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	幡	野	弘		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	佐	野	美	秀			
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	松	田	宜	親	産	業	課	長	高	野	修			
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	中	山	耕	史	

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 大村 隆
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

議員各位ならびに町長をはじめ執行部各位には、令和4年第1回身延町議会定例会にご出席いただき大変ご苦労さまです。

本町では、新型コロナウイルスの3回目の集団接種が先月12日から始まっております。

町民の皆さまには、ワクチン接種にご協力いただきますとともに、引き続き感染予防対策を徹底していただくよう、お願いいたします。

さて、本定例会に提出されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願いいたします。

なお、本定例会中、タブレット端末の使用について不慣れであるため、行政職員を同席させていただきますのでご了承願います。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

10番 野島俊博議員

11番 柿島良行議員

12番 渡辺文子議員

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件は、お手元に配布のとおり条例案3件、指定管理者の指定期間の変更3件、指定管理者の指定案2件、補正予算案9件、当初予算案21件の計38案件となっております。

これらの説明のため本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知の

ありました者の職氏名につきましては、一覧表のとおりとしてお手元に配布したとおりです。

また、今定例会までに受理した請願は1件で、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。請願は所管の教育厚生常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

次に、12月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元の配布のとおり報告としますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長施政方針ならびに議案の説明。

町長から施政に対して方針を述べるとともに提出議案の説明の申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

寒暖差の激しい日々が続きましたが、庭先の梅の花も開き、いよいよ春を感じられる好季節になってまいりました。

本日ここに、令和4年第1回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、新たな変異株「オミクロン株」の世界的な感染急拡大を背景とした「新型コロナ第6波」の感染拡大はいまだ終息が見えず、本町においても感染力の強い変異株が猛威を振るっている中で、現在までに累計で64名の方の感染が確認されているところです。

また、東京都を中心とした首都圏や大阪を含む関西圏など全国31都道府県に3月6日までの間、「まん延防止等重点措置」が講じられ、更なる再延長措置が検討されるなど、長期間にわたる経済ならびに生活への影響が懸念されているところであります。

そのような中で、本町における新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、3回目の追加接種の体制を整え、2月から集団接種が始まっております。

今回の接種は、国の指示のもと、当初予定していましたが接種間隔の8カ月間をさらに前倒しを行い、まずは1・2回目の接種を早く打ち終えた高齢者の方から、順次接種券等を郵送し、希望する方の予約に基づき接種を行っております。

追加接種の対象者は、本町に住民票を有する18歳以上の方で、2回目の接種を終えた約9,100人になります。前回の1・2回目同様に、集団接種を基本に接種を予定しておりますが、今回より身延山病院および飯富病院へお願いし、個別接種としての人数制限はありますが、集団接種と同様に、町への予約に基づき並行して個別接種も行っております。

なお、本格的に追加接種の始まった2月から、これまでに3回目の接種をした方の人数ですが、集団接種において2月12日・13日に1,329人、19日・20日に1,458人、23日に748人、さらに2月末までの個別接種として、2病院合わせまして126人の町民の方が3回目の接種を終えました。合計でいきますと3,661人となります。

先月の2月末で、希望されました65歳以上の高齢者の方への接種は、概ね実施することができたところです。

3月からは、いよいよ64歳以下の方々への接種に移ってまいります。

さらに、今回から5歳から11歳までの小児に対します接種も、同時に行っていく予定であります。

ワクチン接種にあたりましては、これからも町民の皆さまへの周知をしっかりと行いながら、医療機関とも連携をとり、希望する町民の方に計画的にかつ速やかな接種に向け、1・2回目同様、安心・安全で円滑なワクチン接種体制を整えてまいります。

それではこれより、行政報告をいたします。

まずは、本議会定例会に提案いたします予算についてであります。

令和3年度一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算につきましては、主に今年度事業の精査により予算額を増減させていただいております。

特に、一般会計の第2表繰越明許費補正において、翌年度への繰越事業の追加をさせていただきました。

繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し、職員一丸となって取り組んでいきますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、令和3年度における普通交付税については、国の補正予算により、地方交付税の総額が増額され、本町におきましても1億6,589万5千円が追加交付されることとなりました。

これは、国における国税の収入補正に伴い、地方交付税が増額されるとともに、基準財政需要額に臨時経済対策費等の新たな費目が創設されたことによるもので、これにより令和3年度一般会計補正予算（第11号）編成にあたり普通交付税の額を増額し、決算見込みによる余剰金と合わせ、今後の各種事業を見据える中で公共施設整備基金の額の積み増しを行うこといたしました。

次に、令和4年度身延町一般会計予算について申し上げます。

本町における令和4年度の町税収入は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等により、個人町民税および固定資産税や町たばこ税への影響が見通し以上に緩和されたことに伴い、わずかながらの伸びが見込まれます。さらに、基幹財源であります地方交付税については、コロナ禍からの景気回復を見込んだ国の当初予算案をもとに、県による試算が行われ、県内すべての市町村の交付税額は高水準になる見込みです。本町においても、交付税総額が少額ではありますが増えることが予想されるところであります。

また、歳出予算におきましては、令和4年度は将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、第2次総合計画の主要な事務事業等に取り組み、特に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標を着実に達成できるよう、遂行可能なアクションプランを反映した予算を編成したところであります。

令和4年度一般会計予算総額は104億1,460万円で、対前年度比で24.6%の増としたところであります。

主要事業を申し上げますと、1つ目として、身延中学校建設に向けての工事等関連予算において、令和4年度から令和5年度にかけての継続費として、27億129万8千円の設定をさせていただきました。特に工事費につきましては、令和4年度に10億8,051万9千円を計上させていただきました。

2つ目として、中富・身延の給食センターを統合して新しい給食センター建設に向けての工事等関連予算を計上し、こちらも令和4年度から令和5年度にわたる継続費として6億5,967万円を設定し、令和4年度の工事費として3億9,580万2千円を計上いたしました。

3つ目として、PFI事業による健康増進施設であります。施設の購入費として10億3,448万円を計上いたしました。

4つ目として、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略による「身延町総合戦略のアクションプラン」に記載された、子育て支援、移住・定住の促進、産業振興による6次産業化、観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費として、「まち・ひと・しごと創生事業費」に2億4,197万7千円を計上したところであります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計をはじめとする20の特別会計により、総額55億5,990万9千円となったところであり、この中には、町民生活に直結したインフラ事業であります簡易水道事業ならびに下水道事業特別会計等が含まれております。

町内の現状を見ますと、新型コロナウイルス感染症による町民生活の制限や地域経済活動の低迷がまだまだ続くと思われませんが、令和4年度予算議決後は、町民目線に立ち、行政サービスが低下することなく、スピード感をもって職員一丸となって予算執行に当たりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。

令和3年度における、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和2年度に本省繰越を行った1億4,070万3千円と第5波による緊急対策として交付された事業者支援分の1,920万円を合わせた1億5,990万3千円が交付をされました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に伴う予算額は、臨時交付金と一般財源を合わせ2億9,431万3千円となり、商品券給付事業をはじめコロナ禍に対応した観光PR事業や、本町は対象地ではありませんでしたが、県下に発令された「まん延防止等重点措置」により、影響が出た事業者への支援対策として、事業者給付金事業を実施いたしました。

特に、令和2年度に引き続き実施した商品券給付事業については、98.6%の使用率となり、町民および事業者にとってコロナ禍での生活支援、事業者支援としての一助になったことと考えております。

また、令和3年度の国の補正予算によりコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、感染症対策および経済対策事業の実施に向け、新たに1億4,176万6千円が追加交付されることとなりました。現在、猛威を振るっておりますオミクロン株の動向も不明な状況下であることから、追加交付額の一部を令和3年度で予算化し、1億2千万円を昨年度と同じく、国へ本省繰越をお願いし、令和4年度での感染症対策やウィズコロナ下での社会経済活動の再開に向けた新たな事業計画を策定し、安心・安全なまちづくりに活用したいと考えております。

次に身延中学校新校舎等整備事業についてであります。

本事業につきましては、基本設計の配置計画に基づいて実施設計により校舎、体育館、武道場および給食センターの設計積算ならびに関係機関と最終協議を済ませ、現在、建築確認申請の届け出の業務を進めているところであります。

ここで、現時点での事業の進捗状況と概要について申し上げます。

まず、校舎、体育館、武道場については、木造建築物の構造上、耐火コア部分を設置し、校舎は内装材には身延山久遠寺からご提供いただきました木材や町産材、県産材を使用した木造2階建ての建築とすることといたします。

事業実施にあたりましては、2020年以降の世界的規模の新型コロナウイルス感染拡大、また、変異ウイルスの感染拡大により東南アジア等の日本の海外工場は、ロックダウンによる

工場閉鎖、米国においては住宅ローンの金利引き下げによる新築、改築など「巣ごもり」による住宅需要が高まったことにより、輸入資材の不足により国産材の需要が高まり、建築資材のすべてが1割から3割の割高となったことに加え、原油の高騰による輸送コストの増加など事業全体に影響が及びましたが、徹底したコストカットと財源の確保により令和4年度一般会計予算へ当該建設事業費を計上させていただきました。

続いて、建設地の造成工事の整備状況であります。日本軽金属株式会社と身延町において基本協定、施工協定を締結し、雨畑ダムに堆積した土砂を利用して造成工事を進めております。盛土のための土砂、約5万立方メートルの搬入を済ませ、敷地造成工事の進捗率は95%であり、外構部分を除き3月末には完成する予定であります。

建設計画全体の工程においては、順調に進んでおりますので予定どおり校舎、体育館、武道場および給食センターの工事発注を、令和4年度第1四半期中に実施し、令和4年度、5年度の2カ年により建設、令和6年2月末完成、令和6年4月新校舎の開校を目指すことといたします。

次にPFI事業による健康増進施設整備運営事業であります。

本事業につきましては、これまでも、様々な機会にご説明をさせていただきましたが、代表事業者であります「株式会社クスリのサンロード」を中心に関連企業と事業者提案をもとに、町との定期的な協議により実施設計を進め、建築確認申請の届け出等の最終協議を関係機関と行い、令和4年4月に工事着工する予定であります。

身延中学校新校舎等整備事業と同様に、新型コロナウイルス感染拡大、ウッドショックにより建築資材の割高や原油の高騰など社会情勢、経済状況は厳しい中ではありますが、令和5年のゴールデンウィーク前のオープンを目指して整備を進めてまいります。

また、施設で使用する温泉管布設工事についてであります。しもべ奥の湯高温源泉、雨河内源泉冷泉の2系統の温泉管布設工事については、山間地区間を除き今年度末の完成であります。

PFI事業の導入により民間事業者が持つ事業運営、経営ノウハウを活用し、収益性を高め、町の財政縮減を図りつつ、良質な下部温泉を使用し、町内の高齢者から若い世代に対応した質の高いサービスの提供と身延町を訪れる観光客にも満足していただける健康増進施設として、一日でも早く地域に定着する施設を目指して、整備を進めてまいります。

次に第2次身延町総合計画「後期基本計画」の策定についてであります。

前期基本計画が令和4年3月31日をもって計画期間を終えるため、令和4年4月1日から令和9年3月31日を計画期間とする後期基本計画を策定しているところであります。

去る2月16日に身延町総合計画審議会から後期基本計画策定にあたり答申をいただく中で、後期基本計画（案）をまとめ、現在、2月21日から3月11日までの期間でパブリックコメントを行っております。

また、パブリックコメントの期間に合わせて議員の皆さまのご意見もお願いしておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、後期基本計画は、パブリックコメントによる調整を終えた後、3月末に策定し公表いたします。

次にエアモビリティの飛行試験についてであります。

空中を飛ぶ乗り物（これがエアモビリティといいます）の飛行試験の実施について、ご報告

をいたします。

昨年の10月26日、山梨県は「最先端技術で世界に貢献する山梨の実現を目指し、リニア中央新幹線の開業に向けた次世代エアモビリティの社会実装の促進」を目的として、東京に本社を置く「株式会社A. L. I. テクノロジーズ」と協定書を締結いたしました。このテクノロジーズの会長さんは、山梨の出身の方でございます。

今般、山梨県の紹介により、「株式会社A. L. I. テクノロジーズ」は、地域の方々の同意を得て、江尻窪建設発生土搬入場を一時使用し、空飛ぶバイク「ホバーバイク」の飛行試験を今月実施いたします。

町といたしましては、世界最先端の技術開発への貢献をきっかけとして、町や地域の活性化につながることを期待しております。

次に国民健康保険税の課税方式変更等による被保険者の負担軽減についてであります。

山梨県では、国民健康保険税水準の統一化の目標を令和12年度とし、統一化のために取り組むべき課題の1つとして、「令和5年度までにすべての市町村が保険税賦課方式として3方式を採用する」という方向性を示しております。

県内27市町村中、令和3年度において4方式を採用しているのは、本町を含めた6市町村（まず上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、富士河口湖町、山中湖村）であります。本町では、現在の国保運営状況および今後の運営見通しに鑑みて、令和4年度分の国保税から資産割を廃止した3方式へ移行し、併せて保険税率の改正により加入者の負担軽減を図ることとし、本定例会に身延町国民健康保険税条例の一部を改正したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に指定管理者制度の導入についてであります。

身延町あけぼの大豆拠点施設については、平成29年9月の開設から、あけぼの大豆の振興と6次産業化の取り組みを進めるため、町が直営で運営してまいりました。

今般、農業経営など自治体が行う6次産業化の制約を取り除くため、令和4年度から指定管理者制度を導入し、町、身延町あけぼの大豆振興協議会と指定管理者が連携する中で、あけぼの大豆の振興と6次産業化の取り組みを、なお一層強化していきたいと考えております。

また、身延町下部農村文化公園については、現在リニューアル工事を進めております。建設から25年が経過した施設の改修に加え、コワーキングスペース、キャンプ施設等を新設し、施設全体を効果的に活用した新たな特色を持った「道の駅しもべ」へと生まれ変わり、今春のオープンに向けて準備を進めているところです。

いずれの施設も本定例会において指定管理者の指定にかかる議案を上程いたします。

次に「町営バス飯富本栖湖線」の運行開始についてであります。

富士急バス株式会社により富士山駅から下部温泉郷までの間（53.4キロメートル）を運行していた「下部温泉郷線」が、令和3年3月31日をもって廃止となりました。

これは、令和2年から世界的に流行した「新型コロナウイルス感染拡大」に伴い海外からの観光客が激減し、運賃収入もほとんど見込めない状況になったためでありました。関係する富士河口湖町、鳴沢村、身延町ならびに富士急バスと協議を重ねましたが、富士河口湖町、鳴沢村とも運行する経費が増大することは財政上厳しく、廃止という結論に至ったため、本町としても残念ですが廃止に同意をいたしましたところでありました。

その後、担当課に対して、町として町民の利便性を考慮した町営バスやデマンドバスを使用

した代替運行など、富士急バスへの負担金額程度で行えるサービスの検討を行うよう年度当初から指示しておりましたが、関係機関との調整や協議が整い、令和3年11月13日、土曜日から土日祝日のみの運行となりますが、飯富地内のフレスポみのぶから本栖湖いこいの森キャンプ場の間を「町営バス飯富本栖湖線」として、1日2往復の運行を始める予定でありました。

しかしながら、昨年8月17日に、町民の皆さまにも大変ご不便をおかけいたしました国道300号中之倉地内で発生した土砂崩落災害のために、中之倉トンネルから百合切トンネルまでの5.9キロメートル区間が通行止めとなり、フレスポみのぶから中屋敷までの折り返し運行となってしまったため、路線沿いの下部地区の皆さん方への周知として、チラシの配布にとどめていたところでした。

このたび、山梨県による復旧作業により、当初の予定どおり去る2月28日、午後3時から災害箇所片側通行が可能となりましたので、計画路線全線運行となります。

新たな運行路線により、飯富フレスポみのぶ・波高島駅・下部温泉駅・甲斐常葉駅・下部支所入口・市之瀬・北川・長塩・古関・中之倉を通過しますので、路線沿いの大勢の皆さんに、お買い物等にご利用いただきたいと思っております。

次に新型コロナウイルス感染症の影響による町税等の軽減状況についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を、昨年度に引き続き実施いたしました。令和2年度課税分につきましては、被保険者26名に対し、約559万円の減免を行い、令和3年度課税分につきましては、令和4年2月末現在までに被保険者9名に対し、約43万円の減免を実施しております。

また、令和3年度に限り行われた中小事業者が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置につきましては、79件の申請を審査した結果、全件が特例適用となり、約2,832万円の固定資産税が軽減されました。

なお、いずれの特例措置につきましても、減収分は国費で補填が行われることとなっております。

次にワンだふる商品券についてであります。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、長期間にわたる経済への影響が懸念されていることから、町民の皆さま、事業者の皆さま方への更なる支援と、地域の消費喚起を促し、景気を下支えするために実施し、全町民の方に1人2万円分の商品券を給付いたしました。皆さま方のご協力をいただく中で、昨年、12月31日をもって事業を終了することができました。

換金額は2億1,371万9千円で、98.6%の換金率となりました。

また、町内の事業所の皆さまに協賛をいただき、1万7,021枚の応募による、ワンだふる抽選会を実施し、当選者の方々に1,314本の各種景品をお送りすることができました。

特に、事業者の皆さま方におかれましては、商品券給付事業に多くの協賛をいただくとともに、長期間にわたる換金事務にご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

新たな変異株により、人や物の移動、経済活動が制限され、先行きの不透明感はいまだ払拭できない状況ですが、感染症対策と経済回復を両立させるべく、最大限の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に子育て世帯への臨時特別給付金事業についてであります。

12月定例会において予算の議決をいただいた本事業の進捗状況をご報告いたします。

2月1日現在、児童手当受給者等315世帯606人、高校生等130世帯207人、町独自事業として年収900万円以上、17世帯28人に支給をいたしました。また今後、支給申請があり次第、速やかに支給手続きを行ってまいります。

次に令和4年「身延町成人式」についてであります。

令和4年1月9日、日曜日、身延町総合文化会館において「令和4年身延町成人式」を挙行いたしました。

本年の成人式は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株「オミクロン株」の感染拡大による県からの要請に基づき、会場入り前には抗原検査を参加者全員に行い、全員陰性を確認した上での開催でありました。

開催にあたりましては、これまでの感染対策をさらに徹底するとともに、短時間での式典実施や保護者の入場制限など、できる限り安心・安全に配慮し、各種対策を講じて実施させていただきました。

本年成人を迎えた本町における新成人の対象者は84名となり、そのうち66名の新成人にご出席いただき開催され、今回の新成人を迎えた対象者は、概ね身延町立身延中学校統合後に卒業いたしました第1期生ということもあり、式典も非常に和やかな雰囲気の中で進められ、これまでは旧町単位で3回実施してまいりました記念撮影も参加者全員で行い、短時間のうちに終了することができました。

成人式への対応については、成人年齢引き下げの法律改正に伴う議論が活発化する中で、全国では様々な取り組みが進められている状況です。

本町では、これまでどおりの開催を考えておりますが、今後は現在の中高生の意見などを考慮しつつ、議論を深めてまいりたいと考えております。

晴れて成人を迎えた皆さまには、これまで身延町で培った経験を糧に、素晴らしい人生を歩まれることを期待しております。

次に令和3年第4回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

本議会定例会には、議案第2号 身延町個人情報保護条例及び身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての条例関係3議案、また議案第5号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定の期間の変更についてから議案第9号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定についての指定管理者関係5議案。さらに議案第10号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第11号)から議案第18号 令和3年度身延町しもべ奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第2号)までの補正予算9議案、議案第19号 身延町令和4年度一般会計予算から議案第39号 令和4年度身延町下山地区財産区特別会計予算までの令和4年度当初予算21議案の合計38案件をご提案いたします。

ご提案いたします、いずれの議案につきましては、今議会定例会において、ご議決等をいただけますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議員の皆さまには慎重なご審議をいただくとともに、本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の施政方針および議案の提案とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長の施政方針ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 教育長教育方針。

教育長が教育に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

議会の貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

令和4年度身延町教育委員会教育方針を説明させていただきます。

身延町教育委員会は、教育基本法を基盤とした教育目標の実現を目指し、「第2期身延町教育大綱」および「第2期身延町教育振興プラン」に基づき、“明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり”の実現を目指し、「第2次身延町総合計画」ならびに「第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基軸として、明日を担う子どもたちを育成するため教育諸施策を展開してまいります。

学校教育課関係におきましては、児童生徒の個性を尊重した教育を推進し、新しい時代に必要となる資質や能力を育成し、確かな学力の向上とともに、豊かな心や健やかな体を育み、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育てる教育を、各学校と連携しながら推進してまいります。

新学校給食センターにつきましては、令和5年8月に稼働できるよう計画が進んでいます。新センターを稼働するにあたって、学校給食センター給食配送車購入事業と学校給食センター調理等業務委託事業の2つの債務負担行為を設定し、安心・安全で児童生徒に喜ばれるおいしい給食を提供するとともに、健全で安定した給食運営の確保を図るよう取り組んでまいります。

連携型中高一貫教育につきましては、各種連携事業を引き続き推進いたします。

きめ細かな教育のための教職員等の配置・町単独教職員の配置・特別支援教育支援員・放課後見守り員の配置・学校司書の配置につきましては、レベルを落とさず引き続き継続的に行ってまいります。

I C T教育につきましては、G I G Aスクール構想により児童生徒1人1台のタブレット型パソコンが整備されました。本町は、先行してI C T機器を導入してきましたが、さらに教員のI C T活用指導力を向上させるため、各学校にI C T支援員を配置するとともに、遠隔教育に必要なI C T機器を整備してまいります。また、端末を自宅へ持ち帰っての活用につきましては、引き続き積極的な取り組みを推進してまいります。

「学びの向学館」につきましては、教員O B O Gの方々を中心にご協力を得て実施している学習支援活動で、本町の地域力の象徴ともいえる独自事業であります。児童生徒の学力の向上を目指すとともに、学ぶことの楽しさを知る機会にもなっており、引き続き充実した内容になるよう取り組んでまいります。

また、イングリッシュキャンプについては、コロナの影響で計画したとおり実施できない状態が続いていますが、コロナの状況を見極めながら実施できるように努め、英語力の向上を図ってまいります。

食教育に係る保護者負担の軽減および学校教育環境の充実を図るため、「第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種事業を継続してまいります。内容は、学校給食費の

全額補助、修学旅行費の全額補助、入学支度金の支給、補助教材費への公的負担、校外学習費の全額補助、各種検定料への助成であります。

修学旅行費全額補助については、コロナ禍の移動手段であるバス内の密を回避するための措置として台数を増やすため、中学校の補助金を1万円増額し12万円を限度額とする予算を計上いたしました。

また、学校給食費は全額補助としていますが、1食の単価は平成21年4月の改定から13年間据え置かれており、コロナ禍で食材費の高騰が続いていることにより、充実した献立内容の維持が困難な状況になってきていることや、令和3年度「身延町の教育を語る会」から、1食単価を峡南地区の平均レベルまで引き上げるよう要望が出されたことを受け、1食単価を小学校は270円から290円に、中学校は300円から340円に改定する予算を計上いたしました。この改定により、さらに学校給食の充実を図るとともに、食育を推進してまいります。

通学支援につきましては、身延清稜小学校で2路線、下山小学校で4路線、身延小学校で4路線、身延中学校で4路線、合計14路線でスクールバスの運行を引き続き実施してまいります。

広範囲な学区内を確実に安全に通学するためには、現在の運行方法が児童生徒および保護者にとって最も信頼性が高く支持も厚いため、令和4年度も従来どおりの運行を実施する予定であります。また、中学校移転後の通学支援のあり方につきましては、令和4年度中に中学校と連携を図りながら方向性を協議してまいります。

いじめに関する重大事態への対応につきましては、児童生徒の尊厳を保持し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止に重点を置き、問題が発生してしまった場合には、的確な対応に努めてまいります。

生涯学習課関係におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業実施については、事業中止、延期および書面会議などの対応を余儀なくされ、生涯学習活動全般にわたり活動の停滞を招く状況となりました。しかしながら、生涯学習の推進のため、各施設では新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、できる範囲での開催を目指し、規模縮小などを講じながら、事業展開を図ってまいりました。

令和4年度も同様な状況が想定され、本格的な生涯学習活動は厳しい環境ではありますが、各種施策を前進させるため、令和4年度には各生涯学習施設の老朽化に伴う施設更新等を中心とした予算編成を行い、令和5年度にスタートを予定している新たな取り組みに向けた準備を含め、5つの目標を掲げ、更なる生涯学習活動の推進のために努めてまいりたいと考えております。

1つ目として、「西嶋和紙の里」では施設全体の指定管理制度導入に向けて、令和4年度中に公募および選定などの事務手続きを進め、並行しまして関連施設の空調更新工事等を行い、新たなスタートに向けた準備を進めてまいりたいと考えております。これは、本町の伝統産業である「西嶋和紙」の普及促進と「西嶋和紙の里」施設全体の活用推進に向けて取り組んでまいります。

2つ目として、令和5年度に開業を予定している「健康増進施設」の運営に向け、事務準備を進めてまいります。すでに指定管理者として「クスリのサンロード」を中心とした構成企業体が行うこととなっており、現在開業に向けて、協議を進めております。令和4年度中には、関連条例等の制定を予定しており、多くの町民にご利用いただける施設を目指し準備を進めてまいります。

3つ目として、すでに設置から25年が経過した「湯之奥金山博物館」の施設老朽化に伴い空調設備の更新事業を実施する予定で、令和4年度中には実施設計、令和5年度に工事着工、完成を目指し、進めてまいります。コロナ禍ではありますが、町内外の方々が来館していただけるように努めてまいります。

4つ目として、子育て世代にご活用いただいております「子育て・親育ち相談室」を令和3年度に引き続き、月1回、年12回の相談室を開設する予定であります。コロナ禍において、疲弊している子どもたちや保護者が増える傾向にあり、相談数も増加傾向となっております。町といたしましても「青少年健全育成」に向けて、関係各課および関係団体と連携を図りつつ、支援体制をさらに充実させ、青少年を持つ保護者の受け皿となるよう取り組みを進めたいと考えております。

5つ目として、図書推進に向けた取り組みです。令和3年度に「身延町子ども読書活動推進計画」を策定し、令和4年4月からの5カ年をその期間とし、子どもたちの読書環境の整備や読書活動への働きかけを、家庭・地域・保育所・学校・図書館等で推進してまいります。

このように生涯学習課事業は「生涯学習・公民館などの活動支援」、「生涯スポーツの推進」、「文化芸術の振興」、「青少年健全育成」および「文化財の保護」など多岐にわたります。

コロナ禍の影響を受け、厳しい環境ではありますが、町民一人ひとりが充実した暮らしを実感できるように、令和4年度も引き続き、学習する機会の提供や環境整備等の取り組みに努め、併せまして各関係団体などと連携を図り、町民の皆さまが豊かさを実感できるよう推進してまいります。

施設整備課関係につきましては、児童生徒が安全・安心で継続的に学校施設を利用できるよう、平成30年度に策定された身延町立学校施設整備計画に基づき、身延中学校新校舎等整備基本計画策定委員会を組織し、協議内容を取りまとめた提言書により、基本計画の策定を進め基本設計、実施設計の業務を推進してまいりました。令和4年度・5年度の2カ年で身延中学校建設工事および給食センター建設工事を進め、給食センターは令和5年8月に稼働できるよう、新校舎は令和6年4月の開校ができるよう整備を進めることといたします。

身延清稜小学校、下山小学校、身延小学校の校舎等については、今後、大規模改修などにより長寿命化を図っていく予定ですが、良好な教育環境を維持するため、最小経費で最大効果が得られるよう手法・工法等を検討しながら環境に配慮した施設整備を図ってまいります。

健康増進施設につきましては、町では、療養、保養、休養を目的とした日帰り型温泉施設と合わせて、幅広い年齢層の健康保持や体力向上を目的としたスポーツジムの併設する複合的な健康増進施設をPFI事業により、令和5年4月下旬のオープンを目指して整備を推進してまいります。

以上、本町の教育行政推進にあたり、議員各位・町民各位のご理解とご協力をお願いしながら、令和4年度の教育方針といたします。

○議長（上田孝二君）

教育長の教育方針を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時10分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第6 議案第2号 身延町個人情報保護条例及び身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第3号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は総務課所管の条例改正案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

議案第2号 身延町個人情報保護条例及び身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書、1ページをお開きください。

提案理由を申し上げます。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布されたことにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合する改正が行われることに伴い、身延町個人情報保護条例及び身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

提案いたします背景等は、令和3年改正法（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律）では、今まで縦割りだった国、独立行政法人、地方公共団体の個人データの取り扱いが個人情報保護法に一元されたことにより、本町条例の改正が必要となったためであります。

改正内容につきましては、第1条、身延町個人情報保護条例の一部改正は、同条例の第4条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改めます。

また、第2条、身延町特定個人情報保護条例の一部改正は、同条例第15条第2号ウ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改めます。

この改正は、国の法律改正による引用条文を読み替えるものであります。

なお、施行期日は令和4年4月1日から施行します。

以上、議案第2号の提案理由ならびに内容説明を終わります。

続きまして、議案第3号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、内容説明をいたします。

議案説明書、2ページをお開きください。

提案理由を申し上げます。

本条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）が公布され、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）が改正されたことに伴い、身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるが生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

提案いたします背景等は、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例により定められた職員の休暇のうち、育児休業および部分休業、介護休暇等を取得することができる非常勤職員の範囲を拡充するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等により、仕事と子育ての両立を図り、働きやすい職場環境を整えるため、条例の改正が必要となったためであります。

改正内容につきましては、第2条および第17条の改正により、非常勤職員の育児休業、介護休暇、部分休業および介護時間の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止するとともに、子の介護休暇および短期介護休暇の「6カ月以上継続勤務」である取得要件を「6カ月以上の任期又は6カ月以上の継続勤務」に緩和するものであります。

また、第21条、第22条は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるため条文を新設するものであります。

なお、施行期日は令和4年4月1日から施行します。

以上で議案第3号の提案理由および内容説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第6 議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤克志君）

議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案説明書、3ページをお開きください。

提案理由を申し上げます。

国民健康保険税に係る賦課方式の見直しに伴い、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

内容欄をご覧ください。

この条例改正では、身延町国民健康保険の保険税賦課方式の見直しと保険税率の一部変更を実施するものです。

はじめに改正を要することとなった背景等から、ご説明します。

山梨県では、国民健康保険に係る県内の統一的な考え方を定めた「山梨県国民健康保険運営

方針」の令和2年度改正により、本県における保険税水準の統一化の目標を令和12年度とし、統一化のために取り組むべき課題の1つとして「令和5年度までにすべての市町村が保険税賦課方式として3方式を採用する」という方向性を示しております。

現在、県内で3方式を採用していないのは、本町を含めた6市町村です。

本町では、県が目標とする令和12年度からの保険税水準の統一化に備えるため、身延町国民健康保険運営協議会での審議を経て、令和4年度分の保険税から資産割を廃止した3方式へ移行するとともに、本町の国民健康保険の運営状況に鑑み、保険税率の一部改正により被保険者の負担軽減を図ることといたしました。

条例の改正内容について、ご説明いたします。

まず、保険税賦課方式の見直しにつきましては、所得割、資産割、均等割、平等割の4要素のうち、資産割を廃止して3方式に変更します。

次ページをお願いします。

次に医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のすべてにおきまして、所得割は現行と同率、資産割は賦課方式の見直しに伴い廃止、均等割および平等割を各200円、減額いたします。これによる影響額は、各年度の収支差額で吸収できる部分もあるであろうと見通しつつ、これがかねわない場合は、財政調整基金を取り崩して対応することとし、改正後の算定方法は令和4年度分の保険税から適用いたします。

以上で、身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第9 議案第5号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

議案第5号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定の期間の変更について、ご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
名 称 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場
所在地 山梨県南巨摩郡身延町下部1130番地1
2. 指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
団 体 の 名 称 身延町商工会
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地36
代 表 者 の 氏 名 会長 赤池宏文

3. 指定の期間の変更

「平成31年4月1日から平成34年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和5年3月31日まで」に変更する。

提案理由を申し上げます。

身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定の期間の変更にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

背景等につきましては、現在、町がJR下部温泉駅北側に建設を進めております身延町健康増進施設が令和5年度開業を目指していることから、それまでの期間は運営を継続し、町民の皆さまの健康と福祉の増進を図るとともに、観光客等呼び込むと同時に町の活性化の推進に努めてまいりたいと考えております。

そのために今回、期間満了を迎える施設の指定期間を令和5年3月31日までの1年間、延長するものであります。

なお、期間の延長ですので、事業者および事業内容につきましては、同一のまま1年間、延長することとなります。

また、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づき、1月27日、木曜日、午後1時から本庁舎2階会議室において、身延町公の施設の指定管理者選定委員会を開催し、委員の皆さまに指定の期間の変更についてご説明をさせていただき、慎重に審査をしていただいた結果、ご理解をいただいております。

以上で、議案第5号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第10 議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

それでは、私からは議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更について、ご説明申し上げます。

身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所

所在地 山梨県南巨摩郡身延町西嶋383番地

2. 指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 みのぶうどん生産組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町西嶋380番地

代表者の氏名 組合長 川口美津枝

3. 指定の期間の変更

「平成31年2月1日から平成34年3月31日まで」を「平成31年2月1日から令和5年3月31日まで」に変更する。

提案理由を申し上げます。

身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

背景について、ご説明させていただきます。

現在、指定管理を行っております西嶋和紙の里特産品加工販売所、通称、味菜庵ですが売店や体験ができます活性化施設および展示を行うふれあい会館を含め、3つの施設により西嶋和紙の里を構成しており、その中で、これまでは西嶋和紙の里特産品加工販売所、通称、味菜庵が指定管理により運営を行っております。

昨年の第1回議会定例会において、西嶋和紙の里に関する名称変更ならびにふれあい会館における指定管理者制度に関する関連条項の追加など、条例の制定および一部改正をご審議・ご議決いただき、現在は西嶋和紙の里を構成いたします3施設全体を一括としました指定管理者制度の導入を目指し、施設整備などを含めまして準備を進めている状況であります。

そのため、令和3年度末をもって指定管理者の期間の満了を迎えます西嶋和紙の里特産品加工販売所、通称、味菜庵につきまして、指定管理者として指定する期間を令和5年3月31日までの1年間、延長とする議案内容となっております。

なお、今回の議案第6号につきましては、指定の期間の延長による変更となりますので、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、また指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名につきましては、これまで同様のまま変更はございません。

また、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第6条に基づきまして、令和4年1月27日、木曜日、午後1時から役場本庁舎2階会議室におきまして、身延町公の施設の指定管理者選定委員会を開催し、委員の皆さまに指定の期間の変更について内容をご説明させていただき、慎重に審査をしていただいた結果、ご理解をいただいております。

以上で、議案の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第11 議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第12 議案第8号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定について

日程第13 議案第9号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について

以上の3議案は産業課所管の議案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

それでは議案第7号から議案第9号まで、一括して説明させていただきます。

議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更について、ご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて議会の議決を求めます。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設

所在地 山梨県南巨摩郡身延町相又425番地1及び相又525番地1

2. 指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 企業組合みのぶゆばの里とよおか

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町相又425番地1

代 表 者 の 氏 名 代表理事 千頭和光

3. 指定の期間の変更

「平成31年2月1日から平成34年3月31日まで」を「平成31年2月1日から令和5年3月31日まで」に変更する。

提案理由を申し上げます。

身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

背景等につきましては、令和3年8月の中部横断自動車道の全線開通による観光客の動線の変化やアフターコロナに向けた今後の施設運営の方向性を見極める期間が必要となるため、今回、期間満了を迎える施設の指定期間を令和5年3月31日までの1年間延長するものであります。

なお、期間の延長ですので、事業者および事業内容につきましては、同一のまま1年間、延長することになります。

また、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第6条に基づき、1月27日、木曜日、午後1時から本庁舎2階会議室において、身延町公の施設の指定管理者選定委員会を開催し、委員の皆さまに指定の期間の変更についてご説明をさせていただき、慎重に審査をしていただいた結果、ご理解をいただいております。

以上で、議案第7号の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第8号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者に下記の者を指定することについて議会の議決を求めます。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町あけぼの大豆拠点施設

所在地 山梨県南巨摩郡身延町伊沼250番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 あげぼの農園株式会社

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町中山111番地1

代 表 者 の 氏 名 代表取締役 遠藤一彦

3. 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

提案理由を申し上げます。

身延町あげぼの大豆拠点施設の指定管理者を指定する必要が生じました。つきましては指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

背景につきましては、身延町あげぼの大豆拠点施設の指定管理者の選定にあたり、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、令和3年11月8日から令和3年11月30日まで公募を行ったところ、申請期間内に1社から申請書の提出がありました。

条例第6条の規定による町長からの諮問に対しまして、令和4年1月27日、木曜日に本庁舎第1会議室で、身延町公の施設の指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者にふさわしい団体なのかを5名の選定委員により慎重に審査され、答申をいただきました。

こうした経過を踏まえ、今回、議会の議決をいただきたく上程するものであります。

身延町あげぼの大豆拠点施設につきましては、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略により取り組んでいるあげぼの大豆の6次産業化事業を推し進めるため、生産、加工、出荷、販路拡大を一元的に行うとともに、町、身延町あげぼの大豆振興協議会とともにあげぼの大豆の振興を担う重要な機能を併せ持つ施設であります。今後とも3社が密接に関わりながら振興策に取り組んでいく必要があります。

今回、指定管理者制度を活用した民間の活力により、あげぼの大豆の6次産業化の推進と更なる振興を図っていきたいと考えております。

以上で、議案第8号の内容説明とさせていただきます。

続きまして議案第9号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者に下記の者を指定することについて議会の議決を求めます。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所

所在地 山梨県南巨摩郡身延町古関4321番地及び市之瀬170番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 企業組合みのぶ地域振興L i n k 3 0 0

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町釜額字川尻2035番地

代 表 者 の 氏 名 代表理事 赤池宏文

3. 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

提案理由を申し上げます。

身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者を指定する必要が生じました。つきましては指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

背景につきましては、身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の選定について、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、令和3年11月8日から令和3年11月30日まで公募を行ったところ、申請期間内に1社から申請書の提出がありました。

議案第8号で説明させていただいた同様の経過を踏まえ、今回、議会の議決をしていただきたく上程するものでございます。

身延町下部農村文化公園につきましては、通称、道の駅しもべとして農林産物、特産品の直売、味噌作り体験、また観光客の休憩地、地域情報の発信および提供など、その役割を担っております。

今回、施設のリニューアルによりコワーキングスペース、キャンプ場等を併設することで、より幅広い層の集客を図るとともに、味噌作りを中心とした農産物加工施設である身延町市之瀬味噌加工所と併せて管理することで、それぞれの施設の相乗効果と事業の効率化を図るものであります。

以上で、議案第9号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第14	議案第10号	令和3年度身延町一般会計補正予算（第11号）
日程第15	議案第11号	令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第12号	令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第13号	令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第18	議案第14号	令和3年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第15号	令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第16号	令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第17号	令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第18号	令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）

以上の9議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第10号から議案第18号までの令和3年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の予算概要書により説明させていただきます。

概要書の1ページをご覧ください。

議案第10号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第11号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,937万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,832万円といたしました。

第2表繰越明許費の補正について、ご説明します。

第2表繰越明許費補正により、令和4年度への繰越明許事業を追加いたします。

追加する事業につきましては、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業202万4千円は、国の第1号補正予算により転出・転入手続ワンストップ化に係る住民記録システム改修業務を令和3年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

2款総務費、7項国土調査費、地積調査事業1億924万5千円は、国の第1号補正予算により令和4年度に実施予定の相又第2調査区、北川第2調査区、井沼第1調査区等について、令和3年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、県営中山間地域総合整備事業6,920万円は、県の繰越事業に伴い、所要額を次年度に繰り越すものであります。

6款農林水産業費、2項林業費、林道改良事業1,581万4千円は、緊急自然災害防止対策事業の事業見直しに伴い、不測の日数を要するため、次年度へ繰り越すものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路台帳システム整備事業4,878万6千円は、現在の道路台帳に多数不備があり、システム整備等に不測の日数を要するため、次年度へ繰り越すものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、町道改良事業910万円は、緊急自然災害防止対策事業において、標準工期が確保できないため、次年度に繰り越すものであります。

8款土木費、3項河川費、河川整備事業549万円は、緊急自然災害防止対策事業において、標準工期が確保できないため、次年度に繰り越すものであります。

2ページをお開きください。

8款土木費、4項都市計画費、都市計画基礎調査事業132万円は、都市計画基礎調査検討図面作成業務に伴い、基礎資料の収集に不測の日数を要するため、次年度へ繰り越すものであります。

10款教育費、1項教育総務費、中学校建設事業155万円は中学校新校舎等建設に伴い東電およびNTTによる電柱移設に不測の日数を要するため、次年度へ繰り越すものであります。

10款教育費、1項教育総務費、健康増進施設建設事業3,447万4千円は、健康増進施設建設に伴い、コロナ禍により物流が滞り、資材の搬入に不測の日数を要するため、次年度へ繰り越すものであります。

第3表地方債の補正について、ご説明します。

第3表地方債補正により、地方債の限度額を変更いたします。

過疎対策事業債は、限度額を2,520万円減額し、補正後の限度額を1億6,850万円としました。

旧合併特例事業債は、限度額を2,230万円減額し、補正後の限度額を3億8,360万円といたしました。

緊急防災・減災事業債は、限度額を190万円減額し、補正後の限度額を2,370万円といたしました。

緊急自然災害防止対策事業債は、限度額を1,070万円減額し、補正後の限度額を6,210万円といたしました。

3ページをお開きください。

歳入予算について、増減の主な理由についてご説明いたします。

2款地方譲与税から10款地方特例交付金は、年度内歳入見込み等に基づき、予算額を増減いたしました。

11款地方交付税1億6,589万5千円の増額は、令和3年度については、普通交付税が12月に追加配分され、3月補正で増額計上いたしました。

13款分担金及び負担金は、保育施設利用者負担金および広域入所児童施設型給付負担金の実績に応じて、児童福祉費負担金を減額するとともに、学校給食費負担金についても年度実績により減額いたしました。

14款使用料及び手数料は、各公共施設使用料等に基づき減額いたしました。

15款国庫支出金1,240万円の増額は、国庫負担金および国庫補助金対象事業の実績を見込み、予算額を増減し、特に15款2項1目総務費補助金に新型コロナウイルス感染症対策に向けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,373万2千円を計上いたしました。

16款県支出金5,134万4千円の増額は、県負担金および県補助金対象事業の実績等を見込み、予算額を増減し、2項県補助金のうち総務費県補助金、地積調査費補助金7,860万円の増額は、国の第1号補正予算により増額し、令和4年度への繰越明許事業の財源であります。

17款財産収入1,183万8千円の増額は、国土交通省の富士川護岸工事に伴う土地売却収入による増額であります。

18款寄附金1,642万円の増額は、ふるさと納税制度による寄附金の歳入見込みによる増額であります。

4ページをお開きください。

19款繰入金6,154万4千円を減額いたしました。まちづくり振興基金等の特定目的基金繰入金は、財源充当された歳入歳出予算の決算を見込み、減額いたしました。

財政調整基金繰入金5,044万9千円の減額は、普通交付税および繰越金の確定等によるものでございます。

21款諸収入1,010万4千円の減額は、町の預金利子や施設の売上金等の収入見込みによる増減をいたしました。

22款町債6,010万円を減額いたしました。町債の増減については、第3表地方債補正で説明したとおりであります。

続いて、歳出予算の主な増減の要因を説明いたします。

歳出補正予算は、年度末に向けて各事業の執行状況および決算見込みに基づき、予算額を増減したものであります。

2款総務費では、3項1目戸籍住民基本台帳費202万4千円は、転出・転入手続ワンストップ化に係る住民記録システム改修業務委託費を計上いたしました。

4項5目山梨県議会議員選挙費については、無投票であったため減額いたしました。

7項国土調査費1億924万5千円の増額は、国の第1号補正予算により令和4年度に実施

予定の相又第2調査区、北川第2調査区、井沼第1調査区等について、令和3年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

5ページをお開きください。

3款民生費では、1項社会福祉費2,428万8千円の減額のうち高齢者福祉費1,504万1千円の減額は、主に養護老人ホーム入所者措置費等の減額によるものです。

障害者福祉費611万7千円の減額は、障害者福祉サービス事業費、障害児通所支援給付費等の減額によるものです。

2項児童福祉費について、特定教育・保育施設費215万2千円の増額は、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金等の増額によるものです。

学童保育費600万円の減額は、新型コロナウイルス感染症予防による学童保育開所日数の減少によるものです。

4款衛生費では、3項簡易水道運営費600万円の減額は、簡易水道事業特別会計繰出金等の減額によるものです。

6款農林水産業費では、農業土木費1,256万1千円の減額は、中山間地域総合整備事業等県営事業負担金の減額によるものです。

林業土木費1,571万7千円の減額は、事業の見直しにより工事費を減額いたしました。

6ページをお開きください。

8款土木費では、2項1目道路橋梁維持費781万5千円の増額は、道路台帳システム構築不整合箇所補正業務委託等を計上し、令和4年度に明許繰越といたします。

6項1目下水道総務費602万8千円の減額は、下水道事業特別会計繰出金等の減額によるものです。

9款消防費では、消防施設および防災備蓄品等の入札差金による減額であります。

10款教育費では、2項2目教育振興費および3目教育委員会学校管理費における特別支援教育支援員や町単講師等の会計年度任用職員報酬を減額し、また身延小学校グラウンド整備工事の入札差金による減額であります。

7ページをお開きください。

5項文化振興費1,663万5千円の減額は、コロナ禍による集客の減少に伴い金山博物館、総合文化会館、和紙の里の事業費を減額いたしました。

13款諸支出金のうち、1項4目公共施設整備基金費に3億1,183万9千円を今後の財政運営に備えるために積み立てしました。

10目教育施設整備基金費に常葉出身の佐野雄三氏からの寄附金100万円を中学校建設事業の財源として積み立てしました。

次に議案第11号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,043万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,279万5千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和3年度の決算を見込み、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、財政調整基金への積み立て予算といたしました。

9ページをお開きください。

次に議案第12号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ496万8千円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ4億4,512万5千円といたしました。

補正予算の主な要因は令和3年度の決算を見込み、後期高齢者医療広域連合への納付額について減額した予算といたしました。

次に議案第13号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,138万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億310万1千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和3年度の決算を見込み、歳入歳出予算の増減および歳出予算の財源組み替えをしたものであります。

11ページをお開きください。

次に議案第14号 令和3年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,115万2千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和3年度の決算を見込み、歳入歳出予算について増額した予算といたしました。

次に議案第15号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,215万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,689万8千円といたしました。

第2表地方債の補正について説明します。

第2表地方債補正により、地方債の限度額を変更します。

簡易水道事業債の限度額を1,740万円減額し、補正後の限度額を7,030万円とします。これは事業実績に伴い、中富西部簡易水道事業への充当額を1,610万円減額し、公営企業会計適用事業については、130万円減額充当するものです。

また、過疎対策事業債の限度額を1,580万円減額し、補正後の限度額4,780万円といたしました。これは事業実績に伴い、中富西部簡易水道事業への充当額を1,580万円減額するものです。

補正予算の主な要因は、令和3年度簡易水道建設事業の決算を見込み、所要財源を見直しした予算にしたものであります。

13ページをお開きください。

次に議案第16号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,716万4千円といたしました。

第2表地方債の補正について説明いたします。

第2表地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

下水道事業債の限度額を10万円減額し、補正後の限度額を200万円といたします。これは公営企業会計移行固定資産調査業務の実績により、下水道事業債の限度額を10万円減額するものです。また、補正予算の主な要因は、令和3年度の決算を見込み、歳入歳出それぞれ事業を精査し、予算を増減いたしました。

次に議案第17号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ720万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億66万3千円といたしました。

第2表地方債の補正について説明します。

第2表地方債補正により、地方債の限度額を変更いたします。下水道事業債の限度額を50万円減額し、補正後の限度額を2,520万円といたします。これは下水道監視装置改修工事および公営企業会計移行固定資産調査業務の実績により、下水道事業債の限度額を50万円減額するものです。

また、補正予算の主な要因は令和3年度の決算を見込み、歳入歳出それぞれ事業を精査し、予算を増減いたしました。

15ページをお開きください。

次に議案第18号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,122万円といたしました。

補正予算の主な要因は、下部奥の湯温泉源泉井戸洗浄抗事業を精査し、予算を減額いたしました。

以上で、議案第10号から議案第18号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時25分とします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第23	議案第19号	令和4年度身延町一般会計予算
日程第24	議案第20号	令和4年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第21号	令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議案第22号	令和4年度身延町介護保険特別会計予算
日程第27	議案第23号	令和4年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第28	議案第24号	令和4年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第29	議案第25号	令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第30	議案第26号	令和4年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第31	議案第27号	令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第32	議案第28号	令和4年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第33	議案第29号	令和4年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第34	議案第30号	令和4年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第35	議案第31号	令和4年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

- 日程第36 議案第32号 令和4年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第37 議案第33号 令和4年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第38 議案第34号 令和4年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第39 議案第35号 令和4年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第40 議案第36号 令和4年度身延町西嶋財産区特別会計予算
 日程第41 議案第37号 令和4年度身延町曙財産区特別会計予算
 日程第42 議案第38号 令和4年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
 日程第43 議案第39号 令和4年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の21議案は当初予算案でありますので、一括して議題とします。

なお、議案第28号から議案第39号は配布してあります議案内容説明省略議案により、担当課長の説明は省略します。

それでは議案第19号から議案第27号について、担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第19号から議案第27号までの令和4年度身延町一般会計および特別会計予算について、お手元の予算概要書により説明させていただきます。

概要書1ページをご覧ください。

議案第19号 令和4年度身延町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億1,460万円といたしました。

第2表継続費についてご説明します。

地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額および年割額を次のとおりといたしました。

8款4項都市計画費、都市計画マスタープラン作成業務を令和4年度から令和5年度までの継続費といたします。事業費の総額は970万2千円となり、年割額は令和4年度700万7千円、令和5年度269万5千円であります。

10款1項教育総務費、中学校建設事業を令和4年度から令和5年度までの継続費といたします。事業費の総額は27億129万8千円となり、年割額は令和4年度10億8,051万9千円、令和5年度16億2,077万9千円であります。

10款1項教育総務費、給食センター建設事業を令和4年度から令和5年度までの継続費といたします。事業費の総額は6億5,967万円となり、年割額は令和4年度3億9,580万2千円、令和5年度2億6,386万8千円であります。

第3表債務負担行為についてご説明します。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額を設定いたします。

令和4年度から令和5年度までの期間において、給食センター給食配送車購入事業の実施に供する経費を2,260万円以内といたします。

2ページをお開きください。

令和4年度から令和8年度までの期間において、給食センター調理等業務委託事業の実施に供する経費を1億2,988万8千円以内といたします。

第4表地方債についてご説明します。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

臨時財政対策債は1億円といたします。旧合併特例事業債は18億5,380万円とします。過疎対策事業債は2億500万円とします。緊急自然災害防止対策事業債は6千万円といたします。緊急防災・減災事業債は4,560万円といたします。

以上、令和4年度地方債の限度額総額は22億6,440万円となり、各起債目的についての充当事業は概要書に記載してあるとおりであります。

歳入予算について、ご説明します。

1款町税全体で、前年度に対して0.9%の増、13億1,355万4千円を見込みました。個人町民税については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等により、個人所得への影響が見通し以上に緩和されたことに伴い、前年度から1,980万円の増といたしました。

法人町民税については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による徴収猶予の特例措置が終了したことに伴い、前年度から1,145万5千円の減としました。

3ページをお開きください。

固定資産税については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特例措置の終了による課税標準額の増額等に伴い、前年度から90万円の増といたしました。

軽自動車税につきましては、新車取得時の軽減措置の終了に伴い、前年度から86万7千円の増としました。

町たばこ税は喫煙者の減少傾向が続くものの税率改正に伴い、前年度から100万円の増とし、入湯税は新型コロナウイルス感染症の発生状況による警戒感を保ちながら、現下の実績に基づき前年度から50万円の増といたしました。

2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画等に基づき所要額を見込みました。特に本町の主要な一般財源として、11款地方交付税は37億5千万円を計上いたしました。地方交付税については、コロナ禍の景気回復を見込んだ国の当初予算案をもとに県により試算が行われ、本町においても交付税の総額が少しではあるが増えることが見込まれます。

15款国庫支出金のうち国庫補助金については、町が事業主体となって実施する事業について所要額を計上し、道路メンテナンス事業費補助金4,928万円は橋梁長寿命化事業に、地方創生道整備推進交付金1,500万円は町道改良事業に、学校施設環境改善交付金および公立学校施設整備費負担金2億7,064万9千円は中学校および給食センター事業に、消防防災施設整備費補助金831万円は耐震性貯水槽設置事業にそれぞれ充当いたします。

16款県支出金のうち県補助金は、国・県の制度に伴う補助金を計上いたしました。主な補助金の内容は、概要書に記載してあるとおりでございます。

4ページをお開きください。

17款財産収入は町有財産の土地、建物等の貸付収入および基金運用利子を計上いたしました。

18款寄附金は一般寄附金ならびに指定寄附金を計上し、指定寄附金はふるさと納税制度による寄附金を含むものであります。

19款繰入金9億6,406万2千円は、各基金からの使途に応じて繰り入れの所要額を計

上いたしました。

なお、各基金の充当事業については、概要書に記載してあるとおりであります。

5ページをお開きください。

22款町債全体で22億6,440万円を計上いたしました。町債充当事業等につきましては、第4表地方債で説明したとおりであります。

歳出予算について、ご説明いたします。

1款議会費7,434万1千円は、議会運営に係る年間諸経費を計上いたしました。

2款総務費に17億5,477万3千円を計上しました。

1項総務管理費13億9,319万6千円のうち、広聴広報費は町からの情報発信として広報みのぶの発刊やホームページの関係経費を計上し、町オフィシャルマスコットキャラクター関係経費742万1千円を計上いたしました。

財産管理費は本庁舎、簡易郵便局および未利用施設の建物ならびに町有地の維持管理や町有バスを含む公用車集中管理関係経費を計上いたしました。

企画費では、ウルトラトレイル・マウントフジ2022本栖エイド身延町PR業務およびサテライトオフィスPRサイト移行業務に係る諸経費を計上し、ふるさと納税に対する返礼品に係る関係経費を計上いたしました。

バス運行対策費は、デマンドバス運営負担金や町営バス運行経費などの地域公共交通に係る所要額9,132万1千円を計上いたしました。

まち・ひと・しごと創生事業費は総額2億4,197万7千円といたしました。特に子育て世代の負担軽減や教育環境を充実させるとともに、あけぼの大豆による所得向上対策等にも積極的に取り組み、移住定住の促進強化、また交流人口の増加を促進する予算とし、身延町の魅力を町外に発信するものを充実させる予算といたしました。

6ページをお開きください。

4項選挙費3,588万4千円のうち、参議院議員選挙費は選挙執行経費1,695万8千円を計上、山梨県知事選挙費は選挙執行費1,479万5千円を計上し、山梨県議会議員選挙費は選挙執行費343万6千円を計上いたしました。

3款民生費に21億5,797万8千円を計上いたしました。

1項社会福祉費16億2,021万9千円のうち、社会福祉総務費は民生委員活動費や社会福祉協議会補助金などの町の福祉サービスの充実に係る所要額を計上し、高齢者福祉費は高齢者に係る生活支援事業やシルバー人材センター運営負担金、ならびに老人クラブ補助金等の所要額を計上いたしました。

障害福祉費は、障がい児や障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりに取り組むため、地域生活支援事業費や障害者自立支援給付費等に係る所要額を計上いたしました。

2項児童福祉費5億3,775万8千円のうち、児童福祉費は子どもたちの健全育成等を図るための所要額を計上し、特に子育て支援医療費助成として18歳までの医療無料化やひとり親家庭への医療費助成などの扶助費として2,361万8千円を計上し、新規事業として西嶋学童保育室改修工事設計業務委託費425万円を計上いたしました。

常葉保育所、久那土保育所、原保育所、静川保育所の管理運営費等を計上するとともに特定教育・保育施設費として、私立保育園の下山立正保育園ほか3園および認定子ども園の大野山

保育園ほか3園への保育業務委託費等1億7,424万円を計上し、子どもたちの保育環境の整備と充実を図ります。

また、認定子ども園の大野山保育園による地域子育て支援拠点事業に対する補助金839万8千円を計上いたしました。

4款衛生費に8億8,115万3千円を計上いたしました。1項保健衛生費3億7,301万円のうち、8ページをお開きください。予防費は生活習慣病やがん予防対策を推進し、町民が生涯を通じて健康で元気な生活が送れるよう、特定健康診査等の所要額を計上するとともに感染症等の予防を図るため、従来の高齢者予防接種ならびに一定の年齢に該当する男性を対象とした風疹抗体検査等の予防接種事業費を計上し、特に新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に係る所要額を計上いたしました。

環境衛生費は一般家庭ごみ収集運搬業務委託費、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金、生ごみ処理機購入費補助金や新エネルギー等利用促進に向け、太陽光発電システム設置費補助金等の所要額を計上いたしました。

2項清掃費1億9,489万4千円の計上は、峡南衛生組合負担金1億8,885万2千円および山梨西部広域環境組合負担金604万2千円を計上するものです。

6款農林水産業費に2億9,964万円を計上いたしました。

1項農業費2億3,418万9千円のうち農業委員会は農業委員、農地利用最適化推進委員で構成される農業委員会の運営経費を計上し、農業振興費は優良農地の保全や集約化、遊休農地の利活用、鳥獣害防止対策等に関わる所要額を計上いたしました。特に農山漁村振興活性化計画、事業実施計画作成業務委託費1,361万8千円を計上いたしました。

9ページをお開きください。

農業土木費は、農業基盤整備に向けて中山間地域総合整備事業、県営湛水防除事業、農産物生産支援整備事業費等の事業費を計上いたしました。

2項林業費6,545万1千円のうち、林業振興費はシカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣捕獲および猟友会活動経費を計上し、森林環境譲与税による事業として経営管理権、集積計画策定事業および森林整備事業費685万2千円を計上いたしました。

また、林業土木費は生活基幹林道三石山線や富士見山線等の維持管理事業3,231万5千円を計上いたしました。

7款商工費に1億3,199万6千円を計上いたしました。1項商工費2,954万6千円のうち商工振興費は、町内商工業の振興を図るため、身延町商工会経営改善普及事業ならびに地域総合振興事業に対する補助金を計上するとともに指定管理施設下部温泉会館消費者対策事業費関係所要額を計上いたしました。

2項観光費1億245万円のうち令和4年度に下部川、本栖湖西岸の河川包括占用を進め、本栖湖西岸地域の魅力アップを図るための河川包括占用許可支援業務委託費660万円を計上いたしました。

また、JR東日本と連携し、全県で取り組む大規模誘客キャンペーンに伴う負担金を計上いたしました。

8款土木費に6億2,625万9千円を計上いたしました。

10ページをお開きください。

2項道路橋梁費2億2,441万7千円のうち、道路橋梁新設改良費1億2,524万6千

円は、町道大道市之瀬線、町道塩之沢椿線ほか町道西谷線道路改良工事費等を計上いたしました。道路メンテナンス事業費8,004万円は、橋梁長寿命化事業に取り組み、工事請負費として波木井南橋、山額1号橋、久那土橋、下田原通学橋の橋梁修繕工事費を計上いたしました。

4項都市計画費1,064万円のうち令和4年度は、都市計画マスタープラン作成業務および身延山門内地域景観づくりプラン作成業務委託費993万3千円を計上いたしました。

5項住宅費4,448万6千円は、町営住宅西嶋団地をはじめとする14団地および町有住宅相又団地を維持管理する所要額を計上し、特に令和4年度は榎田団地において、電気温水器取り替え工事費等を計上し、坂下団地解体工事の所要額を計上いたしました。

11ページをお開きください。

9款消防費に2億4,029万2千円を計上いたしました。

1項消防費1億6,541万1千円のうち、非常備消防費は消防団活動費として報酬および出勤手当、分団運営交付金、各分団詰所等の維持管理費を計上し、また消防団施設管理費は身延第3分団第4部、消防詰所新築工事管理業務委託費および身延第3分団第4部、消防団詰所新築工事費1,936万5千円を計上いたしました。

消防施設費は、消防ポンプ自動車1台、普通消防積載車1台、可搬式消防ポンプ7台を整備する所要額を計上いたしました。

10款教育費に36億3,004万1千円を計上いたしました。

1項教育総務費28億9,888万2千円のうち事務局費は、通学対策としてスクールバスおよびスクールタクシーの運行業務委託費、教育研修センターの維持管理費や児童生徒の学力向上を目的とした向学館の開設経費、イングリッシュキャンプ事業費、芸術鑑賞会開催費等の所要額を計上いたしました。

令和4年度は、高濃度PCB廃棄物運搬および処分費に1,066万8千円を計上いたしました。

中学校建設事業費および給食センター建設費、ならびに健康増進施設建設費は令和4年度主要事業推進予算として、26億4,083万3千円を計上いたしました。

2項小学校費1億2,777万1千円のうち、12ページをお開きください。

学校管理費は身延清稜小学校、下山小学校、身延小学校における学校管理運営等の所要額を計上し、教育振興費は各小学校ICT支援員業務やプログラミング教育補助業務等の所要額を計上いたしました。

3項中学校費5,234万1千円のうち学校管理費は、身延中学校における学校管理運営等の所要額を計上し、教育委員会学校管理費は中学校の光熱水費や学校警備等の施設維持管理費や情報ネットワーク事務機器の維持管理関係の所要額を計上いたしました。

4項社会教育費1億2,007万7千円のうち、社会教育総務費では少年少女発明クラブ補助金や町文化協会補助金等により生涯教育の推進を図るための所要額を計上し、令和4年度には国民文化祭継承事業の補助金として100万円を計上いたしました。

5項文化振興費2億8,130万円のうち、13ページをお開きください。金山博物館費は施設の維持管理費および砂金掘り大会や遺跡見学会、ならびに各種講座の開催等のイベント所要額を計上し、令和4年度は金山博物館空調設備改修設計業務委託374万円を計上いたしました。和紙の里費は施設の維持管理費および西嶋和紙の里蔡倫書道展実行委員会補助金や紙漉き等の各種イベントに関わる所要額を計上し、令和4年度については、和紙の里空調設備等改

修工事管理業務委託および和紙の里空調設備等改修工事、ならびに和紙の里第1駐車場補修工事費6,976万2千円を計上いたしました。

6項保健体育費5,512万6千円のうち体育施設費は、町内の社会体育施設である体育館、グラウンド、テニスコート、武道館、弓道場、グラウンドゴルフ場等の維持管理に関わる所要額を計上し、特に下部町民グラウンドトイレ解体およびトイレユニット設置工事費1,031万8千円を計上いたしました。

12款公債費に5億7,588万8千円の計上は、長期借入金元利償還金および一時借入金利子の計上であります。

14ページをお開きください。

13款諸支出金に2,960万3千円を計上いたしました。

1項基金費に2,960万3千円のうち、財政調整基金ほか17基金の元金および利子を積み立てる所要額を計上いたしました。

続いて議案第20号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,304万3千円といたしました。

県が保険者となり、財政運営主体となる現行の国民健康保険制度において、県は効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っており、町が担う保険税の賦課、徴収および保健事業に関わる歳入歳出予算を計上いたしました。

特に国保被保険者の医療費適正化や保健事業への取り組みに配慮し、本町における国保運営の健全化を考慮した予算といたしました。

次に議案第21号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,717万2千円といたしました。

後期高齢者医療制度に基づき、県後期高齢者医療広域連合と連携した予算といたしました。

次に議案第22号 令和4年度身延町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,038万6千円といたしました。

介護保険制度を円滑に実施するため、第8期介護保険事業計画に基づき介護保険の財政健全化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に介護予防や相談支援事業等を推進する予算編成といたしました。

15ページをお開きください。

次に議案第23号 令和4年度身延町介護サービス特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,214万6千円といたしました。

介護予防サービス計画事業や介護予防ケアマネジメント事業を実施する予算といたしました。

次に議案第24号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,282万7千円といたしました。

簡易水道事業の適正な運営を図り、安全な飲料水の確保および安定供給に努めた予算といたしました。

第2表地方債について、ご説明します。

地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

簡易水道事業債を6,350万円といたします。過疎対策事業債を5,520万円とします。

以上、令和4年度地方債の限度額総額は1億1,870万円となり、各起債目的についての充当事業は概要書に記載してあるとおりであります。

主要事業等につきまして説明いたします。

令和4年度の簡易水道建設費2億717万2千円を計上し、中富西部簡水の配水管布設工事、導配水管布設工事、配水池場内配管工事、配水池機械設備工事、配水池電気計装設備工事を実施いたします。また公営企業会計移行に備えた業務委託費として832万7千円を計上いたしました。

次に議案第25号 令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,638万7千円といたしました。

農業集落排水施設、小規模集合排水施設、戸別浄化槽整備施設の維持管理に係る所要額の予算といたしました。

16ページをお開きください。

次に議案第26号 令和4年度身延町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,990万5千円といたしました。

中富下水道施設、帯金塩之沢下水道施設、角打丸滝下水道施設、身延下水道施設、下部下水道施設の維持管理に係る所要額の予算といたしました。

第2表地方債について、ご説明します。

地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

下水道事業債を860万円といたします。起債充当事業は概要書に記載してあるとおりであります。

主要事業等につきまして、説明いたします。

令和4年度は、下水道事業の公営企業会計移行に備え移行手続き支援業務を実施するとともに下水道施設の耐震診断を行い、施設の耐震化計画策定事業の予算を計上いたしました。

次に議案第27号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,407万8千円といたしました。

下部奥の湯高温源泉の安定的な供給に資する予算といたしました。

以上で議案第19号から議案第27号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願います。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 零時06分

令和 4 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 4 日

令和4年第1回身延町議会定例会（2日目）

令和4年3月4日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	柿島良行	12番	渡辺文子
13番	伊藤達美	14番	上田孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一								
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	遠藤基						
会	計	管	理	者	小笠原正人	企	画	政	策	課	長	幡野弘		
交	通	防	災	課	長	佐藤成人	財	政	課	長	佐野美秀			
税	務	課	長	伊藤克志	町	民	課	長	穂坂桂吾					
福	祉	保	健	課	長	望月融	観	光	課	長	佐野和紀			
子	育	て	支	援	課	長	松田宜親	産	業	課	長	高野修		
建	設	課	長	望月真人	土	地	対	策	課	長	伊藤天心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水上武正	下	部	支	所	長	内藤哲也
身	延	支	所	長	千頭和康樹	学	校	教	育	課	長	深沢泉		
施	設	整	備	課	長	羽賀勝之	生	涯	学	習	課	長	中山耕史	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 大村 隆
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

通告に従いまして、3項目、12題、大項目が3つ、それから小項目が12の一般質問をただいまより行います。

なお、この質問に伴う資料につきましては、お手元に配布をさせていただいておるかと思いますが、必要に応じてご活用いただきますようお願いを申し上げます。専門用語とか、横系の語句が入ってまいりますので、そのへんのご理解のために配布をいたします。

それでは、質問に移ります。

まず、第1番目であります。これは毎年、私、質問しているところがございますけれども、本来であれば12月の定例議会のときにすればよかったんですけども、今回はこの3月に行くことといたしました。令和4年度の予算についてであります。

最初に予算の最適な配分について、お伺いをいたします。

政府は2月の月例経済報告におきまして、景気判断を「持ち直しの動きが続いているものの一部に弱さがみられる」ということに引き下げました。

引き下げは、緊急事態宣言を発令いたしました2021年9月以来、5カ月ぶりでございます。新型コロナウイルス変異型のオミクロン型の感染が広がり、個人消費の低迷を反映したものであります。

さらには、ウクライナ問題、政治情勢、極めて不透明感を増してきておりまして、一部には世界同時不況を予測するような、そういう論調もあるかと思えます。

一方、昨年6月に公表された経済財政諮問会議の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針2021）」でございます。これは本来、内閣府が現在に行っておりますが、その前は、これは大蔵省の予算編成方針、大蔵省が行ってきたものでございますが、今現在では総理大臣直下の内閣官房、内閣府が行っております、その経済財政諮問会議の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の2021）」では、地方財政運営に関しましては、一般財源の総額については、2024年度までは2021年度地方財政計画の水準を確保するというものの、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化から、財政需要の更なる拡大や収税への影響が懸念をされることなど、地方財政を取り巻く環境は依然として不透明な状況にあるかと思っております。

令和2年度身延町の財政状況でありますけれども、その指標を見る限り極めて健全でございます。しかしながら、短期的に見ますと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町税の減収が見込まれる。あるいは、中長期的には人口減少による一般財源の確保がさらに厳しくなることが予測されるわけでございまして、地方交付税を基幹財源とする本町の財政にとっては懸念材料であるかと思っております。本町の財政を取り巻く環境は、大きく変化をすることは、これは想像に難くありません。

かかる財政状況の中で、令和4年度予算編成も終了いたしましたわけでございますけれども、限られた財源を有効に活用するために、私は事業のスクラップ・アンド・ビルトでありますとか、資源の選択と集中などが、これは不可避となるわけでございまして、これは今までの質問の中でも申し述べているとおりであります。

そこで私は、やっぱり費用対効果でありますとか、事業評価に基づく予算の最適な配分というものがあって然るべきだと考えておりまして、その基本的な考え方を今般の予算編成にどういうふうに活かされたのかお伺いをするとともに、どのような形で予算に反映されたのか、併せてお伺いを申し上げます。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大、またウクライナ問題、世界では予期せぬことがいろいろ起こってしまっていて、大変な時代だというように認識はしております。

そういう中で、本町としては揺るぎない町政を執行していく上でも、しっかりした予算編成を組んでいかなければいけないという中で、普遍的な考えの下、予算編成を行ったところでございます。

そういう中で、令和4年度の予算編成についての基本的な考え方は、私とすれば次の4項目を基本といたしました。

第1に、将来を見据えた健全な財政を維持しながら、第2次総合計画の主要な事務事業等に取り組むこと。

第2に、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標を達成できるよう各施策・事業を着実に推進すること。

第3に、町民の安全を最優先に防災、減災対策に計画的に取り組むこと。

第4に、受益者負担の見直しや新たな財源の確保に取り組むとともに、前例にとらわれない事務事業の改善や見直し、更なる創意工夫により経費の削減を図り、取り組むべき課題に対応するため、選択と集中の視点に立ち、施策の優先順位付けを念頭に予算編成をすることといた

しました。

また、ご質問のどのような形で予算に反映したのかについては、将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、第2次総合計画の主要な事務事業等に取り組み、特に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標を着実に達成できるよう、遂行可能なアクションプランを計画し、予算を編成したところであります。

令和4年度一般会計予算総額は104億1,460万円で、対前年度比で24.6%の増としたところであります。

昨日、施政方針でも申し上げましたが、主要事業を申し上げますと、1つ目として、身延中学校建設に向けての工事等関連予算において、令和4年度から令和5年度にかけての継続費を、27億129万8千円の設定をさせていただきました。特に工事につきましては、令和4年度に10億8,051万9千円を計上させていただいております。

2つ目として、中富・身延の給食センターを統合して、新しい給食センター建設に向けての工事等関連予算を計上いたしまして、こちらも令和4年度から令和5年度にわたる継続費に、6億5,967万円を設定し、令和4年度の工事費として、3億9,580万2千円を計上させていただいております。

3つ目として、PFI事業による健康増進施設であります。施設の購入費として10億3,448万円を計上いたしました。

4つ目として、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略による「身延町総合戦略のアクションプラン」に記載された、子育て支援、移住・定住の促進、産業振興による6次産業化、観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費として、まち・ひと・しごと創生事業費に2億4,197万7千円を計上したところであります。

また、コロナ対策については、現在行っているワクチン接種を進めることを第一に考え、令和4年度の対策としては、本省繰越しを行っている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と合わせた感染症対策アフターコロナに向けた経済対策などを、コロナの状況を見つづつ町民のニーズ等を考え、6月補正に向けて検討をしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、町長が述べられたように、今回の予算規模、大型規模であります100億円を越す予算というのは、私が調べた限り平成18年度に次ぐ、これは大型予算であると理解をいたしております。大型プロジェクト実施のために全体として大きな伸びが示されたということでございますけれども、ぜひとも令和4年度にあたりましては、予算執行について、町民の理解を得る中でお進めをしていただくよう、お願いをしておきます。

次に令和4年度予算について、2番目の質問でございますけれども、公共施設の維持管理の経費についてであります。

経常経費に含まれる公共施設、私はここで狭義の意味でのハコモノ、広義の意味では川とか道路とか橋とか清掃工場とかプラント施設とかも含まれるわけでもありますけれども、狭義の意味で公共施設（ハコモノ）の維持管理費については、その内容を個別に精査・検証し、民間活力の導入でありますとか、施設の統廃合を含めた経費の削減策を私は随時、提示をすべきだと

考えておりますし、今までも一般質問等で要望をしております。

そこで来年度予算にはどういう形で、そのような考えを反映されておられるのか、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

町では、昨年度において公共施設のうち71施設を対象とする身延町個別施設計画を策定しました。

この中では、公共施設ごとの維持管理の状況や利用状況を点検するための「施設カルテ」を各担当が、昨年度から作成しているところでございます。

これらの指標を個別に検証・分析する中で、運営経費の具体的な削減策の検討や今後の施設運営の在り方へ結びつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

続けて、3番目の質問であります。2番目と関連しますけれども、個別施設計画策定に伴う当面の取り組みについてお伺いをいたします。

昨年度は、今、財政課長が述べたとおり、身延町公共施設等総合管理計画の一部が改訂をされ、それに基づきまして身延町個別施設計画が策定されたわけでありまして。公共施設の中で「ハコモノ」に関する長期的、40年間というスパンでありまして、取り組み、老朽化施設の長寿命化でありますとか、耐久年数の延長でありますとか、施設の更新、あるいは建て替え、統廃合など等々が示されておられるわけでございますけれども、これに基づいた当面の取り組みについて、2番と関連するやもしれませんが、お伺いをするとともに、来年度、令和4年度予算措置についてもご説明いただくよう、お願いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

町では、総務省からの要請を受け平成28年度を初年度とする身延町公共施設等総合管理計画を策定し、また令和2年度におきましては、施設ごとの取り組み方針を具体的に定めた身延町個別施設計画を策定しました。

これらの計画の対象としている71の施設については、第1期の個別施設計画の対象期間である10年間は基本的には存続することとし、その中で個別の施設ごとに在り方を引き続き検討していくということが示されています。

こうした検討をするための材料として、計画対象としている施設に関しては昨年度から各担当が施設ごとの維持管理コストや年間の利用状況を検証するための「施設カルテ」の作成を行い、維持管理費や使用料などの適正化を図る取り組みを実施しています。

これらの指標を用いる中で、先に申し上げた計画の実効性を高め、随時見直しを行っていく

というのが現在、財政課で進めている具体的な取り組みでございます。

なお、昨年度において個別施設計画の策定に基づいた身延町総合管理計画の数値等の修正等を行っておりますが、同計画において令和4年度における見直しが明記されているため、来年度は個別施設計画の策定を踏まえた身延町総合管理計画の具体的な更新を予定しており、関係予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、財政課長が答弁されたんですけども、やっぱりハコモノの公共施設に関しては、まだまだ私は、その必要性等を住民と協議をする中で、統廃合を含めた積極的な取り組みをされますようお願いをいたしたいと思います。

次に、令和4年度予算に関連して、基幹産業育成策についてお伺いをいたします。

自主財源の確保のためには、税源涵養のための、これは例えて言うならば、あけぼの大豆の6次産業化、あるいは企業誘致等々であります。基幹産業育成策がこれは急務でございます。私は何回もこの質問、考え方は今まで議会の中でしておりますけれども、このための基本的な考え方を再度お示しいただくとともに、来年度予算へは、この基幹産業育成策に関して、どのように反映をされているのか。当然、基幹産業育成策というのは、労働人口ですね、生産年齢人口の増加を、これはもたらすことになるわけでございます。自主財源であります町税の収入増にも結びつく、極めて重要な施策であると考えております。来年度予算へは、どのように反映をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

自主財源の確保のためには、地元産業の振興や企業誘致活動をその有効な手段の一つとして位置付け、経済基盤の確立と新たな雇用創出に向けた取り組みを推進することが、町税収入につながると考えます。

来年度予算への反映につきましては、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略による身延町総合戦略のアクションプランに記載されています。子育て支援、移住・定住の促進、身延町の産業振興による、あけぼの大豆の6次産業化、身延町の観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費として、まち・ひと・しごと創生事業費に2億4,197万7千円を計上したところであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

まち・ひと・しごと創生事業を中心に多額の経費、自主財源を計上して事業実施、基幹産業育成策を行うわけでございますけれども、ぜひとも、この費用対効果を考えていただいて、成果があがるような施策展開をお願いいたしたいと思います。

次に、これは先ほど一番最初の質問の中で町長がお答えをいただきましたが、主要な今般の令和4年度予算の中に占める政策的な経費であります。

人口減少が極めて著しい本町にあって、この人口減少をいかにして抑止するか、極めて喫緊な、そして重要な、これは課題、問題点であります。したがって、このためにはやっぱり教育関連施策でありますとか、観光振興策、コロナ対策を含めた安心・安全なまちづくりなどへの積極的な投資がこれからは必要になると考えておきまして、来年度、令和4年度主要な、政策的な予算について、簡略で結構でございます。お答えを願いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

先ほどの町長の答弁と重複すると思いますが、主要な政策的予算を申し上げますと、1つ目として、身延中学校建設に向けての工事等関連予算におきまして、令和4年度から令和5年度にかけての継続費を、27億129万8千円の設定をさせていただきました。特に工事費につきましては、令和4年度に、10億8,051万9千円を計上させていただきました。

2つ目として、中富・身延の給食センターを統合して、新しい給食センター建設に向けての工事等関連予算を計上し、こちらも令和4年度から令和5年度にわたる継続費に、6億5,967万円を設定し、令和4年度の工事費として、3億9,580万2千円を計上いたしました。

3つ目として、PFI事業による健康増進施設であります、施設の購入費として10億3,448万円を計上いたしました。

4つ目として、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略による身延町総合戦略のアクションプランに記載された、子育て支援、移住・定住の促進、産業振興による6次産業化、観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費として、まち・ひと・しごと創生事業費に2億4,197万7千円を計上したところであります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

先ほど申したとおり、来年度の予算は100億円を超える極めて大型なプロジェクトが実施のために、対前年比24.6%という大幅な増加となっております。

ぜひとも、その事業実施にあたりましては、先ほど申し述べたとおり、スムーズに、そして町民の理解を得られる中で事業執行をしていただくよう、お願いをぜひとも申し上げるものであります。

それから来年度予算について、最後の質問であります、行政サービスのデジタル化でございます。これは令和3年6月の第2回定例会においても質問しておりますけれども、ちょっと状況が変わってきたことから、再度これ質問いたします。

来年度は、当然、内閣が替わりました岸田内閣においては、国のスマートシティプロジェクトでありますとか、地域デジタル・トランスフォーメーション、略称DXなどが含まれたデジタル田園都市国家構想によるところの地域創生が加速化します。そのような中で、当然、行

政の効率化と利用者の利便性を高めるための行政サービスのデジタル化が、これは避けて通れない問題でございます。行財政改革と一体化する中で、来年度予算にはどのように反映をされているのか、再度お尋ねを申し上げます。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

自治体におけるデジタル・ガバメントの推進には、サービスのフロント部分だけではなく、バックオフィスも含め、エンドトゥエンドでデジタル化・業務改革の取り組みを徹底することが必要であります。このような観点を踏まえ、行政手続きのオンライン化の推進等に取り組むため、今回、国で整備する「マイナポータルぴったりサービス」から基幹業務システムまでオンライン接続できる仕組みを構築することにより、住民のライフイベントに際し多数存在する手続きをワンストップで行うために、必要と考えられる31の手続きが可能となります。令和4年度につきましては、山梨県市町村総合事務組合が進める行政手続きオンライン化に係る申請管理システム改修負担金として、311万3千円を計上したところであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

行政サービス、デジタル化、若い人たちはいずれにしろ、お年寄りとはなかなかそれに習熟するのは難しいかもしれませんが、これはすべて、今からやっておかないと行政の遅れになってしまいます。ぜひともお年寄りが、われわれも含めてお年寄りでございますけれども、デジタル化に精通できるような、そういう訓練、トレーニングも含めて、町として全体がデジタル化できるようなそういうシステムづくり、それから町民自体がデジタル化になれるような、そういう習熟したまちづくりを行っていただきたいと思います。

引き続きまして、大項目2番目の未利用公共施設と二拠点居住の推進について、お伺いをいたします。

その第1番目でございますが、空き校舎とCCRCということでお尋ねをいたします。

令和2年3月に策定されました、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策において「空校舎などを活用して、人が集える福祉的な拠点整備の検討」の中で「身延町版CCRCの実施の検討」が示されております。

この施策は未利用の公共施設、主として普通財産である旧小中学校校舎でございますが、活用して、高齢者が健康な段階で移り住み、終身暮らしていくことができる生活共同体を目指して、地域活性化を図ろうとする、これは施策であります。しかしながら、身延町版CCRCの姿がなかなか見えてこないわけであります。

前期総合戦略にも同様の記載があるわけですが、2期では実績がないためか目標値であるKPIは設定をされておられません。どのような形で事業を進めるのか、明確ではありません。そのような現状を考えると、施策として取り上げるのには、私は若干疑問がございます。当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

日本版CCRCについては、近年、東京圏への人口集中が進む中で、地方創生の観点から、地方への新しい人の流れをつくることを課題で地方創生の一手として、東京圏をはじめとする都市部で生活する高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブに生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すものとして始められました。

そこで、町では国の地方創生を受け、総合戦略の基本目標とする「人の流れをつくり、移住・定住の促進」「特色ある持続可能な地域社会の形成」を達成するため、空き校舎を利用した身延町版CCRCの導入を検討し、中山間地域に住む高齢者等の生活支援に資する機能を備えた事業として、第1期の総合戦略に掲げ、KPIの成果目標値を1として検討してきました。この間、地方創生事業に関する協定書を身延山大学と締結し、身延山大学および横浜市立大学の学生による、旧久那土小中学校の利活用の検討が行われてきました。その研究成果から、高齢者は現在の場所を離れて移住するニーズがないことが分かりました。

これらを受け、第2期ではあえて当初からKPIの目標数値は設けず、引き続き実施の検討していく中、旧久那土小中学校校舎の利活用を検討する未利用公共施設検討委員会でのご意見等も踏まえて検討していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

私が想像、イメージするCCRCとはだいぶ違うような、そんな感じもするんだけど、やっぱり事業の実効性というものを担保されるということが前提で、施策展開をすべきであると考えますので、これから、このCCRC、コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティという難しい言葉でございますが、実行するのであれば、それなりの計画策定等されるよう、お願いをしておきます。

次に2番目でありまして、未利用施設への企業誘致に関する施策であります。

これも何回か、私、質問しております令和2年6月8日の第2回定例会一般質問「コロナ後の先を見据えた取り組みについて」の中で、「企業では新型コロナウイルス感染拡大を機にテレワークが可能なサテライトオフィスへの関心が高まっております。山梨県のメディカル・デバイス・コリドー推進計画も念頭に置き、町内にある未利用な公共施設にサテライトオフィスを開設し企業誘致を推進すべきであります」との質問を行っておりますが、その際の答弁は「新型コロナウイルスが収束後は引き続き、このサテライトオフィスの誘致について、当町の特徴や利点をPRしながら、あらゆる角度から推進していく」というものでございました。企業誘致、なかなか容易ではございません、難しいかも知れませんが、この答弁の内容は来年度予算に反映をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

サテライトオフィスの誘致への取り組みといたしましては、今年度はサテライトオフィスPRサイトによる情報発信および企業とのマッチングイベントへの参加を行いました。

これにより、本町に興味を示すソフトウェア開発事業者や情報通信事業者など27社とオンラインでの意見交換を行い、うち9社からサテライトオフィス設置について検討するとの意向が示されております。

これまでの誘致の取り組みにより、サテライトオフィスPRサイトおよびマッチングイベントを活用し、本町の資源である観光や特産品・豊かな自然環境などの特徴を発信することで、企業からの反応を得られる効果があると感じており、今後も本町の特徴をPRするとともに、利用可能な施設情報なども併せて発信し、誘致の成果が得られるように取り組んでいく考えております。

来年度の予算につきましては、先進地視察およびマッチングセミナー参加旅費、サテライトオフィスPRサイト移行業務委託料のほか、新たに、PR効果を高めるためのチラシ印刷製本費と、リニューアルオープンする下部農村文化公園施設内で、テレワークやサテライトオフィスを行うコワーキングスペースの管理運営費を計上しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

サテライトオフィス、言うことは簡単でございます。実行するのはなかなか難しいということとは私も重々承知をいたしております。しかしながら、本町にあっては、やっぱり企業誘致も、先ほど申し上げましたとおり、産業育成策の大きな柱であろうかと思っております。試行錯誤する中で、何らかの形でもって身延町に縁があって誘致を希望する企業を少しでも増やしていただくようにご尽力をお願いしたいと思います。

次に、そのときに質問した内容でありますけれども、都市部自治体の後方支援基地ということでもあります。同時に「都市部自治体との災害支援の関係づくりを推し進め、未利用の公共施設を後方支援基地、通常、一般的な後方支援基地とはちょっと違います。通常ですと平坦だとか路地というような形で表現されますが、未利用の公共施設を後方支援基地として都市部自治体に活用してもらい、姉妹都市関係を構築することにより、交流人口でありますとか、関係人口を増やし地域の活性化に結び付けるべきだ」という質問に対して、企画政策課長は「未利用公共施設を都市部の自治体の後方支援基地として活用してもらおう方法も一つの考えとして、今後、調査研究をすべき事項だと思う」という答弁をいただいたわけではありますが、来年度予算において調査研究をする予定はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

当時のご質問に対しましては、空き校舎の活用につきましては、未利用公共施設活用検討委員会からの提言を重視した上で町の方向性を検討していくことも、お答えさせていただきます。

たところでは。

旧下部小中学校の活用につきましては、未利用公共施設活用検討委員会の提言を尊重し、旧下部小学校はヘルスサポートサンリ株式会社の次亜塩素酸水生成作業場として企業へ賃貸し、旧下部中学校はゆるキャン△に登場する本栖高校として、町の新たな観光資源の一つとして活用されております。

また、旧久那土小中学校の活用につきましては、令和3年3月に未利用公共施設活用検討委員会から提出された提言について、庁内の会議を行い、提言を尊重し、多目的施設の整備および企業誘致に活用する方向で検討を進めております。

現在、企業誘致につきましては、2社から問い合わせがありますので、まずは企業誘致に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

未利用公共施設活用検討委員会、当然、町としては開催をし、いろんな意見をお伺いされているかと思えますけれども、やっぱりこの委員会の組織をもう少し強力なものにされるように、専門家も含めて委員として取り込んでいただいて、積極的な提言をされるようお願いをいたしておきます。

次にBCPと未利用公共施設、未利用公共施設についての質問でございます。

ビジネス・コンティニュティ・プラン、事業継続であります。企業はコロナとの共生を機に、地震などの自然災害を想定して二拠点、都市部と地方、もしくは地方・地方、もしくは都市部と都市部、居住の推進を考え始めたことは、皆さんご承知のとおりでございます。私も何回か質問しておりますが、前述したサテライトオフィスでありますとか、ワーケーションもその一例であります。このため、関係人口の増加を推進し、県外企業に対しては災害時の事業継続計画BCPの一環として、町内の未利用公共施設に地方における拠点の設置を提案していくことも、県外企業に対してですね、私は未利用公共施設利活用の1つの方法ではないかと考えております。この私の考え方、提案等について当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

現在、未利用公共施設として廃校となった空き校舎があり、その中で旧久那土小中学校の校舎については、具体的な利活用がされていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、町では令和2年度に未利用公共施設活用検討委員会を設置し、住民の方々からの利活用に向けた提言をいただいたところでございます。

こうした提言を受け、町では今年度において財政課を事務局とする未利用公共施設活用庁内会議を立ち上げ、関係各課と財政的な部分も含め、実現の可能性などを、総合的な議論を慎重に重ねたところでございます。

その結果として、未利用公共施設活用検討委員会から提言いただいた内容の中身を尊重する内容とする方向性での議論を深めていくことを確認したところでございます。

こうした状況がありますので、町としては議論を最優先にて取り組んでいく方針であります。ただ、これらの検討が今後、何らかの要因で振り出しに戻るような場面では、伊藤議員から頂戴したご意見についても参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ぜひとも未利用公共施設活用検討委員会、積極的な活動をされまして、町民に理解できる利活用のご提案をされるようお願いをしておきますが、最後に未利用公共施設利活用の推進につきまして、お尋ねをいたします。

未利用公共施設が利用されず放置されておけば、建物の老朽化とともに設備等の傷みが増え、利用価値が低減をすることは、承知のところであります。このため利活用促進のための取り組みを、これは当然進めるべきであると思っております。民間不動産業者等への情報提供も、その1つの方法であろうかと思っておりますが、現状、未利用公共施設の利活用を進めるための庁内体制と、そのPR手法についてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

建物の老朽化や設備等の傷みについては、議員のご指摘のとおりでございます。

未利用公共施設の利活用の検討については、先ほどの質問に対して答弁させていただいたとおりで、庁内では関係する課との未利用公共施設庁内会議にて議論を行っております。

また、企業誘致を進めるといった観点では企画政策課が企業誘致を行い、財政課が具体的な条件等の折衝を行っております。

なお、情報提供といったご指摘については、全国版の空き家バンクのサイトへの掲載等も視野に入れ、実現が可能かどうかを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、申されたとおり、空き家バンク等への登録も考えているということでございますので、前向きな施策展開をされるようお願いをして、最後の質問に移りたいと思っております。

大項目3番目、上下水道事業の課題と、それから問題点についてでございます。

上下水道事業、これは基本的な生活インフラでございます。人々の生活に欠かせない重要なライフラインでもあることは、ご存じのとおりでございます。社会の持続的発展を支えるためにも必要不可欠でございます。

本町において上水道施設が建設され始めたのが昭和30年代ごろでございます。地域ごとに事業を担う組合が設立をされまして、昭和の後期から平成の初めに入ってから法律に基づいた水道法でございます。町営の水道事業、主に簡易水道事業であります。スタートをいたしました。合併後に本格的な建設・整備が始まり、現状施設の建設と整備は、一部を残し、おおむ

ね完了したと理解しております。現在、認可されている水道事業は町営が13カ所、組合による運営が4カ所であります。いずれも簡易水道事業であります。それ以外の小規模水道事業が23カ所ございます。計画給水人口が、これは施設を造るときに想定した人口であります、1万9,811人、現在の給水人口が令和3年4月1日現在で1万691人です。この上水道事業については、全人口をほぼカバーしているということでもあります。

一方、下水道が建設されましたのは平成の時代に入ってからでございます。合併後も継続をされたわけございまして、現状、建設はおおむね完了したということでもあります。大規模・中規模処理施設が5カ所、小規模施設が2カ所でございます。本町で人口が集中するエリア（富士川右岸・左岸、波木井川右岸域等々）は、ほぼ、この下水道でカバーをされております。処理区域内人口が5,741人、柵の設置数が3,074戸、接続戸数が1,925戸となっております、接続率が62.6%であります。

ところで、中山間地域にある本町におきましては、少子高齢化による人口減少が、これは著しいわけあります。公営企業である上下水道事業は、たとえ人口が減少したとしても、居住者がいる限り存続されなければならない、極めて重要な生活インフラであります。併せて福祉的な側面も持つ施策でもあろうかと思えます。

本町の上下水道事業は小規模な、ある意味では公営企業に分類されるかと思えます。これら公営企業にとって、現在国が進めている公営企業会計の導入など経営改革の取り組みだけでは、将来にわたって住民サービスを確保することができるかどうか、疑問であります。すなわち、経済合理性の追求だけで解決できる問題ではないと私は考えるわけあります。

少子高齢化や、それに伴う人口減少はわが国の社会経済の大きな、これは変化を与えていることは、皆さんご存じのとおりであります。

本町のような山間地にある自治体の上下水道を取り巻く環境は、私は極めて厳しいものがあると思えます。今まで上下水道の勉強はなかなかしてきませんでした、今般、たまたま勉強するきっかけがありまして、その現状を見るにつけ、今後の対応をしていかなくてはいけないだろうと理解をしたものであります。

そこで今後、直面するであろう中長期的な上下水道事業の課題と問題について、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

議員のご質問のとおり、上下水道事業におきましては、人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、経営環境は厳しさを増していくものと想定されます。

簡易水道においては、昭和40年代から50年代にかけて行われた全国的な簡易水道整備促進政策にのっとり、身延町の水道整備が進められてきました。

中山間地域にある本町は、給水エリアが広く、旧町、地域ごとに施設建設が同年代に行われた結果、古い施設が多数存在することとなり、施設の経年化による更新が喫緊の課題として存在いたします。また、維持管理の面におきましても、メンテナンス費用に加え管路等の老朽化による漏水修繕費用や、職員確保が必要不可欠です。特に管路は、長距離で老朽管が点在しており、計画的に更新するのが困難な状況にあります。

下水道の整備は水道と比較すると近年によるものですが、事業として認可を受けてから30年近く経過している施設もあり、上下水道とも将来にわたり老朽施設の更新および維持管理は避けて通れない問題であります。しかしながら、計画的更新を実現するには、相応の費用と時間を要することも明白であります。

また計画的な更新の実現には、国および県の支援を得なければ財政的にも不可能であるため、経営計画、修繕計画を新たに策定する必要が生じるなど、時間を要しますが、まずは公営企業移行を行った条件のもとに財政的補助を受けながら取り組んでいくことが肝要だと考えます。

公営企業の経営は、原則的に独立採算制は求められるものの、公営としての上下水道事業は他方で「住民への福祉の増進」も視野に入れなければなりません。身延町のような小規模公営企業においては、町全体での運営、バランスの良い経営を目指すことがベストであると考えます。

現在、公営企業会計移行に向け準備を進めているところではありますが、あらゆる補助事業を活用できるよう、国・県の動向を注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、答弁されたとおり、極めてこれは当たり前なことなんですけれども、水を私どもが飲む、あるいはトイレに行って水を流す、当たり前なことではあるんですけども、その内実を見ると極めて深刻な問題が内包されているというふうに、今回、私は勉強する中でつくづく感じた次第であります。

これからは私は少しずつ、いわゆる当たり前なことが当たり前ができるような、そしてそのためにはどうしたらよいか、皆さん方と一緒に考えて、少しでもよいまちづくりに力を注いでいきたい。あらゆる施策は、人口減少抑止のためにあるという基本的な考え方のもとに仕事を進めていきたいと考えておりますので、どうか皆さん方の、またご協力とお願いを申し上げます。本日の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時15分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告2番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、令和4年度予算編成について伺います。

令和4年度予算編成は、コロナ禍感染収束への継続的な取り組みはもとより疲弊した地域経済の活力を取り戻し、安らぎと活力ある開かれたまち実現へのための身延町第2次総合計画の事業実施に向けたものであるべきと考えます。

「入るを量りて出ざるを為す」と故事にもありますが、歳入額を的確に把握し、それに応じた支出計画、すなわち町民生活や地域経済の実態に目をこらし、耳を澄まし、的確に行われた予算編成であると存じます。

さて、令和4年度予算編成におけるの基本方針と重点施策、ならびに予算編成における第2次総合計画の位置付けについて伺いますが、基本4項目につきましては、先ほど伊藤議員の際の町長答弁にもありましたので、それ以外にあればお聞かせください。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

先ほど、町長が伊藤議員へ答弁したことと同じであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

予算編成においては、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち、徹底した見直しを行うことは重要であると考えます。全庁的に例外を設けることなく、令和2年度、ならびに令和3年度予算編成執行状況と比較検討し、本予算編成で廃止した事業、また終期を設定した事業などがあるのか。また、事業の必要性、効果性、効率性の改善やゼロベース的視点に立った見直し等、適切な事業評価を実施し、経常的経費節減を図ったものはあるのか。反対に選択と集中の視点において、集中を意識した予算編成はどこなのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

令和4年度および令和3年度ならびに令和2年度の予算編成についての基本的な考えについては、大きく違う点はありません。

遠藤議員のおっしゃるとおり、予算編成においてスクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち徹底した見直しを行うことは重要であります。全庁的に例外を設けることなく、令和2年度ならびに令和3年度予算編成と比較検討を実施し、事業の必要性、効果性、効率性の改善やゼロベース的視点に立った見直し等、適切な事業評価を行い経常的経費の節減を行っています。

特に、将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、令和4年度および令和5年度にかけて、特別な主要事業である、新身延中学校建設事業、中富・身延給食センターを統合して、新しい給食センター建設事業、PFI事業による健康増進施設整備事業を集中して実施する中で、国が

らの交付金や補助金、有利な起債であります旧合併特例事業債や事業の実現のため、積立をしてきました教育施設整備基金等を活用して、一般財源の持ち出しをいかに抑えていくのかが、予算編成していく中で、一番意識をしたところであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

具体的に廃止した事業や終期を設定した事業はあるのか、簡潔にお答えください。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

令和3年度から令和4年度にかけての事業については、本庁舎、両支所における日直業務の見直しを行いました。比較的業務の少ない両支所の日直を廃止し、本庁での日直業務の一本化をいたしました。

また、スクラップ・アンド・ビルドにつきましては、事業や補助金等を廃止し、新たな事業の財源にする意味合いと考えますが、事業を外部へ委託することも行政の経費削減、負担軽減などにもスクラップ・アンド・ビルドに当たることと考えます。

令和4年度には、特に農業振興による6次産業化において、あけぼの大豆の拠点施設につきましては、指定管理者への移行により約1千万円の削減を図っております。身延町において行っております事業については、町民に寄り添った事業や補助金であり、それらの地域住民に効果があるものと考え、令和4年度もほぼ継続事業として実施をすることとして、予算編成を行いました。

なお、今後の社会情勢や人口減少を鑑み、常に各事業の適正化を図り、廃止・縮小し、新たな事業への財源に結び付けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

事業廃止というものは、決断を迫られ躊躇してしまうものでありますけれども、費用対効果を考え、経常的経費の削減に努めることが財政課、また財政課長に課された使命だと思っております。憶することなく、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、昨年の12月定例会一般質問において、商工費（観光費）について、「より効果的に商工・観光振興が図られるよう、歳入となる財源との兼ね合いを考慮し、予算編成を行う」、「感染防止対策と地域経済再生の両立を念頭に置いた予算編成を行う」との回答がありました。令和4年度予算編成の商工費（観光費）において、どのように反映されているのか、具体的に伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

観光課の令和4年度、商工費における予算編成につきましては、商工・観光振興を担う中心的な団体である、身延町商工会、身延山・下部両観光協会へのヒアリングを実施し、それぞれの事業計画、また、事業効果を精査する中で、関係する予算を計上したところです。

また、特に、新たな変異株により、人々の移動と交流の制約が長期化し、先行きの不透明感が払拭できない中、旅行者が求める情報を、デジタル媒体を使った非接触型の観光プロモーションを展開するため、新たに構築した観光Webサイトの運用など、本町への誘客を推進する観光宣伝事業費に重点を置く予算編成を行ったところです。

コロナ禍による感染症対策、経済対策につきましては、まだまだ警戒を緩めるわけにはいかない状況にあります。

町民の皆さまの安心・安全な生活を確保するため、緊急対策とする国、県からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもとに、経済活動の収縮を受け、未曾有の経済停滞から安定した経営状態が保たれるよう、引き続き、国および県等と連携し、様々な消費喚起策や経済対策を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

ちょっと抽象的で分かりにくいので、もう少し具体的に踏み込んだ内容説明をいただけないでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

主に町内の商工事業者活性化のための予算としまして、商工会へは経営改善普及事業補助金、地域総合振興事業補助金を予算化しております。また、観光宣伝事業費につきましては、ミネラルウォーター等の観光宣伝ノベルティの作成、町内周遊を案内したパンフレットの印刷、新聞・観光情報誌等への広告掲載、また観光情報、Webサイトおよび、みのぶ観光インスタグラムの保守運用業務等を予算計上し、本町へのより一層の集客に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

12月定例会のときには、2月ごろにはGoToキャンペーンも再開できるような見通しでしたが、オミクロン株の出現により観光業を取り巻く状況はさらに悪化し、一刻の猶予もない状況です。しっかりとした支援策、経済対策を望みます。

続きまして、児童生徒の通学路の安全について伺います。

通学路を巡っては、亀岡市の事故のあと、文科省が安全点検をし、約7万4千カ所の98%

が令和2年までに対策が講じられたが、八街市の事故により危険箇所の漏れがあることが判明いたしました。

令和3年7月9日、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要望があった箇所等の再点検を求めました。

山梨県教育委員会の点検の結果、約1,200カ所の危険箇所が指摘され、そのうち信号機や歩道の新設など県警による対応が必要と判断された箇所は238カ所で、当初予算で対応できない54カ所には6,879万円の補正予算を計上し、信号機3カ所、横断歩道31カ所、一時停止線7カ所などの新設を予定しているとの報道も見られました。

身延町においては、令和3年9月定例会、一般質問において、通学路における危険箇所の合同点検を令和3年10月中に実施し、11月中に対策の方向性を出すとの回答がありましたが、その後どうなったのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

今年度の通学路の危険箇所の合同点検は、南部警察署、県の道路管理者、学校、町の建設課、交通防災課、学校教育課の関係者の立ち合いのもと、令和3年10月28日に実施いたしました。

点検した箇所数は、身延清稜小学校区は2カ所、下山小学校区および身延小学校区はそれぞれ5カ所、身延中学校区は10カ所です。県警本部から横断歩道の設置要望の回答待ち1件以外は、すべて対策の方向性は出ています。来年度対応する箇所が若干ありますが、ほとんどが今年度中に対応することになっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

今年度中に、なるべく一日でも早く対応することを望みます。

本町の道路状況では、スクールゾーンやゾーン30プラスなど法律で定められた交通規制ゾーンの設置は困難であり、通学路の標示のみの対応やスクールガードの配置対応となるところがほとんどだと思われませんが、通学路の安全確保のための標識、標示は万全であるか、伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

通学路の危険箇所の合同点検を毎年実施しておりますが、その中で道路標示の改善に関する要望が毎年のようにございます。具体的には、横断歩道や減速マークなどの線が薄くなったり消えかかったりしている箇所の改善要望です。今年度も何件か再塗装をする箇所や、新規で減

速マークを塗装する個所もあります。

このように、毎年、何らかの改善要望などがありますので、道路管理者や警察にお願いして改善していただいています。これからも、要望に対しての改善を繰り返しながら、通学路の安全確保に向けた取り組みを推進し、万全に近づくよう努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

本町の通学路、交通事情から新規に道路や歩道の設置は困難かと思われませんが、歩行空間の確保のための草刈り、歩道確保のためのラバーポールの設置、交差点の車止めの設置、歩道転落防止策の設置、幅員の再構成、これは両側歩道を片側することによって確保するもの、カラー塗装、いわゆるグリーンベルトなど比較的費用が安くできる対策があると思うが、今後、実施予定はあるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

身延中学校からの改善要望ですが、主要地方道市川三郷身延線の泥の沢～塩之沢～丸滝地内は、道幅も狭く草が多いので定期的な草刈りの要望がありました。管轄は県になりますが、例年8月と10月に草刈りを実施しており、予算の関係上、回数を増やすことは難しいということなので、草が大きくなる前に草刈りをしていただけるよう実施時期の見直しを要望いたしました。県には、来年度から草刈りの実施時期の変更を検討していただいております。

次に、身延小学校からの改善要望で、県道身延線の香雲橋入口から香雲橋バス停までの間の側道で、児童が歩く歩道部分が狭く、ガードレール下の隙間も広く、身延川に落下する可能性があるため、ガードレール下に落下防止柵の設置要望がございました。これについては、県で落下防止柵を設置していただける予定になっております。

最後に、カラー塗装ですが、新規の要望はございませんでしたが、グリーンベルトを再塗装する予定が2カ所あります。身延清稜小学校区の主要地方道市川三郷身延線・県道古関割子線の久那土診療所から車田橋付近と下山小学校区および、身延中学校区の県道湯之奥上之平線の湯町地内です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

草刈りですとか、白線の引き直し、これらはすぐにでき、非常に効果の高い施策でありますので、順次できるところからやっていただきたいと思います。

そして、なお先ほど、今、答弁にありました身延の香雲橋周辺の転落防止柵、私、今日来るときに見ましたら完成しておりました。こういった迅速な対応というのは、町民も非常に望んでおりますので、今後とも素早い対応をよろしくお願いいたします。

過去に危険箇所の指摘がありつつも、継続的に関係機関等で認識がされていない課題が見ら

れる危険箇所や対策必要箇所については、児童・保護者、地域住民、関係機関の認識を高め、広く協力を得られるよう、地域の実情等に応じ、具体的な対策の予定の有無にかかわらず、可能な限り幅広く、各市区町村のホームページ等に公表等することが望ましいと、そのような通知も3省庁合同の通学路における合同点検等実施要領にあります。

本町ホームページに、令和2年度分の文章・地図による開示がありますが、分かりにくく感じます。令和3年度以降の開示については、現場写真を添付するなど、より丁寧な情報開示を求めますが、本町の対応を伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

通学路の危険箇所の合同点検の結果の公表については、身延町通学路交通安全プログラムで、「学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」および「対策箇所図」を作成し、公表します。」としているところから、町のホームページで「対策一覧表」および「対策箇所図」を公表しております。

議員のご指摘のとおり、公表の資料が分かりにくいところもあると思いますので、改善箇所の画像を掲載するなど工夫して公表していきたいと思います。ただし、改善対策が年度をまたぐものがあったり、翌年度以降に順次対応する場合があります。また、改善内容が画像では分かりにくいものもありますので、明らかに改善内容が分かるような画像に絞って掲載していきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

通学路の安全確保、子どもの安全確保は、われわれ大人の使命だと思います。常に目を光らせて妥協することなく、素早く取り組んでいただきたいと思います。

通学路につきましては、以上になります。

続きまして、ヤングケアラーについてお伺いします。

ヤングケアラーとは、家族の介護やケア、身の回りの世話を担う18歳未満の子どものことです。私もこの問題を学ぶきっかけになったのは、昨年12月に公開されましたユーチューブの短編映画「陽菜のせかい」というヤングケアラーの短編映画です。

その生活が当たり前で、子どもが「ヤングケアラー」という認識がないという子どもは少なくありません。家族の中に介護を必要とする人がいる場合、それをサポートする大人がいないと、子どもが担わざる得なくなります。具体的には、入浴やトイレの介助や身の回りの世話、それに買い物、料理、掃除、洗濯など家事全般です。

介護やケアが必要な人は、主に障がいや病気のある親や祖父母が想定されますが、兄弟やほかの親族の場合もあります。家族だから家族の世話や面倒は、家族が見るのが当たり前という旧態依然の考えもありますが、ヤングケアラーは家族の介護に追われることで、勉強時間や友人との時間が十分に取れなかったり、進路を変えざるを得なかったりする問題に直面するということです。

しかし、家庭内での問題ということで、実態の把握が難しい上、当事者の子ども自身が、その生活が当たり前になっていて声を上げなかったり、困ったときにどこに助けを求めているのか分からなかったりするケースも多く、非常に表面化しづらくなっております。

文部科学省と厚生労働省が令和3年3月に発表した「ヤングケアラーの実態に関する調査結果」によれば、中学2年生の17人に1人がヤングケアラーでした。しかし、ヤングケアラーと自覚している子どもは2%しかいません。「分からない」と答えている中学2年生は12.5%おり、ヤングケアラーに該当しているか分からないままケアをしている現状が分かります。

本町においても、ヤングケアラーの実態調査を実施したかと思いますが、いつごろ、どのような方法で実施したのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

「ヤングケアラー」の調査は、令和3年7月に「小・中・高校生の生活実態に関するアンケート」という名称で行われ、各学校内で児童生徒本人が回答しております。調査方法は、Web式と紙式の2種類があり、各学校でどちらかを選択することになっております。Web式を選択した学校は、身延中学校と身延小学校、紙式を選択した学校は、身延清稜小学校と下山小学校です。個人が特定されないよう無記名で調査は行われ、質問数20問程度で、所要時間10分から20分程度で回答できるものです。

調査結果ですが、お世話をしている家族が「いる」と回答した割合は、小学生は、県が5.8%（およそ17人に1人）、町が13.1%（およそ7人に1人・実人数8人です）、中学生は、県が8.1%（およそ12人に1人）、町が8%（およそ12人に1人・実人数13人）で、小学生は県の割合を上回り、中学生は県とほぼ同じです。

次に、自分が「ヤングケアラー」に当てはまると思うと回答した割合は、小学生は、県が1.4%、町が3.3%（2人）、中学生は、県が1.4%、町が1.9%（3人）で、小学生および中学生とも県の割合を上回っております。

次に、「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあり内容も知っていると回答した割合は、小学生は、県が10%、町が14.8%（9人）、中学生は、県が13.4%、町が48.1%（78人）で、小学生および中学生とも県の割合を上回っています。

次に、お世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒で、学校や周りの大人に助けてほしいことや必要としている支援について、「特にない」と回答した割合は、小学生は、県が41.8%、町が55.6%（5人）、中学生は、県が44.2%、町が55.6%（5人）で、小学生および中学生とも県の割合を上回っております。

20問程度あった質問の回答から、4つ抜粋させていただきましたが、調査結果から本町でも自分が「ヤングケアラー」に当てはまると認識している児童生徒が存在すること、学校や周りの大人に助けてほしいことや何らかの支援を必要としている児童生徒がいることが明らかになりました。

また、この調査結果については、各学校にそれぞれ周知しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ただいまの調査結果ですと、世話をしている小学生が8人、助けが必要のない小学生が5人、同じく中学生は13人、助けが必要とないという方が5人。これは極論になりますが、単純に引き算すると、小学生が3人、中学生8人は何らかの助けを必要としているのかもしれませんが。無記名で調査を行っておりますので、誰ということまで特定できませんので、情報の共有をしっかりとさせていただいて、子どもを見守って助けてあげていただきたいと思います。

続いて、ヤングケアラーの支援には、福祉、教育、様々な観点からのフォローが必要であり、管轄する部署が複数に渡るため調整が困難です。また、表面化しにくい構造になっており、その実態を把握することが重要です。

今後、定期的な調査や追加項目等を設けた調査などの検討はしているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

県は、令和3年12月に、ヤングケアラーおよびその家族への支援を推進するため、ヤングケアラーの認知、関係機関および関係者が連携したヤングケアラーの早期発見や必要な支援につなげていくことを共通認識として図っていくことを目的に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を作成いたしました。その中に、ヤングケアラーの発見方法について、次のような説明がございます。

家事や家族の世話の多くは家庭内で行われるため、子どもがお世話を担っていることについて、家族以外が把握することは容易ではなく、ヤングケアラーであることを自分で認識することも難しい状況であると前置きがありますが、多様な視点からヤングケアラーを把握するため、学校、福祉、障害、医療等の情報共有が可能なアセスメントシートを活用して実施することを適切な手法として提案しております。併せて、アセスメントシートのみでは状況把握が難しい場面もあり、適宜既存のツールと併用して活用することも推奨しております。

また、各学校において、ヤングケアラーの早期発見とともに、校内の確かな情報共有と関係機関との速やかな連携など、適切な対応をとることができるよう、県から「ヤングケアラーへの校内対応マニュアル」も配布され、活用するよう求められております。

前のご質問で答弁したとおり、「ヤングケアラー」に当てはまると認識している児童生徒が存在することや、支援を必要としている児童生徒がいることが明らかになりましたので、学校現場では、「ヤングケアラー支援ガイドライン」や「ヤングケアラーへの校内対応マニュアル」を活用して、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげていくよう取り組みを推進していきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

この問題は国、県の調査を待つのではなく、町でも独自に調査を行っていただいて、子ども

の実態の調査に努めていただきたいと思います。

続いて、ヤングケアラーの自覚がないまま家族のケアをする子どもは多いというのは、先ほども話しました。そこには、行政の更なる支援が求められているのが実情です。家族の介護を手伝うことは問題ではありませんが、その状態により、本人がやりたいと思うことや本来の夢、学生時代にしか体験できない貴重な時間を失ってしまうなど、今後の人生において後悔をするようなことがないように支援する必要があります。

本町においては、ヤングケアラーの相談窓口や専門ダイヤル、専門相談部署の設置が現在あるのか。また、ない場合は、今後その予定があるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

山梨県の「ヤングケアラー支援ガイドライン」による、ヤングケアラーの定義・尺度では「本来大人が担うとされる家事や家族の世話など、日常的に行っており、子ども自身の権利が侵害されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども」ということですので、町行政の窓口としては、「子どもとその家庭および妊産婦等の総合窓口」として子育て支援課があたります。

学校教育課長の答弁にあったように、ヤングケアラーの発見には学校、福祉、障害、医療等関係機関の連携が不可欠です。

日常的に子どもと接する機関である学校、ケアが必要な家族と接することが多い行政、福祉、医療機関、地域活動を実施する民生委員・児童委員の方々など、様々な機関がヤングケアラーの認識を持ち、相談に応じ、早期発見、支援につなげることが重要です。

さらに、効果的に支援を進めるには、県のガイドラインのとおり地域において、学校と市町村窓口が大きな2つの集約機関となる必要があると思います。

学校においては学校教育課長の答弁にあったとおり、ヤングケアラーの早期発見とともに、校内の確かな情報共有と関係機関との速やかな連携などが役割となります。

子育て支援課といたしましても、各機関単独の支援では対応できないケースについて情報提供をしていただき、調整し多角的な支援につなげていくことが役割であると考えます。また、地域の相談窓口として、「山梨県のガイドライン」や「早期発見アセスメントシート」を参考に、ヤングケアラーの可能性を認識しつつ、子どもの声に耳を傾け、寄り添った対応を心がけていきたいと思えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

この問題は、ケアをしている子どもだけの問題としてとらえず、家族全員の問題として対応していくことが重要だと思えます。ケアを受けざるを得なかったり、親だったり、祖父母だったり、兄弟への聞き取りなどをもとに公的な助けを行ったり、様々な公的な支援制度が利用できることを伝えたりすることが重要だと思えます。

先ほどの回答にあったように、本町にも少なからずヤングケアラーの子どもがいることが実

際に浮き彫りになってきております。しっかりと各課をまたいだ横の連携を密にさせていただいて、この問題に早期に取り組んでいただきたいと思っております。

以上で、ヤングケアラーの問題についての質問は終わります。

続きまして、地域おこし協力隊事業について伺います。

令和2年6月定例会一般質問でも取り上げられました、2009年に総務省の旗振りにより始まった「地域おこし協力隊」ですが、現状身延町には、4名赴任とホームページ上ではなっております。任期は最大3年、活動は多岐にわたり、地域創生のサポート、農林水産業への従事、移住促進など地域協力活動を支えてくれているわけです。現在の赴任者は、ホームページ掲載のとおり、4名で間違いありませんか。また、本年度の募集を令和4年2月10日で締め切ったようですが、募集はありましたか。その点について、伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

現在活動している地域おこし協力隊員の人数は、ホームページに掲載しているとおり、あけぼの大豆担当が2名、観光担当が2名、合計4名となっております。

次に地域おこし協力隊の募集の件でございますが、これは企画政策課の田舎くらし推進担当に所属する、移住コーディネーターを担当していただく地域おこし協力隊員を募集するものです。令和3年12月20日から令和4年2月10日までの間、募集を行いました。応募者は4名でありました。応募者の4名の方につきましては、2月17日に面接を行い、現在採用に向けて調整を行っております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

今、募集をかけた方が採用になれば、本町の地域おこし隊は5名ということになるかと思っております。

地域おこし隊は、その協力隊を採用することが目的になっているということでは論外であると考えます。地域の活性化という側面もあるかと思っておりますが、本来は採用終了後にその土地の住民となって、過疎地の人口増につなげることが一番の目的であり、効果であると考えます。

しかしながら、地域おこし隊の方々の活動の課題として、任期満了後の仕事や定住に向けた準備があげられます。それらの問題を解決しないと定住にはつながらないのです。

任期を終えた方々の定住率は、全国的には50%超とも、これには実際、数字上のトリックがあり、3年の任期を務めあげた人のみが母数となっており、1年、2年で途中で辞めた人の数は含まれていないようでありまして、50%、60%とも言われております。

身延町地域おこし協力隊設置及び活動に関する要綱、第3条（2）項に委嘱期間を経過したあとも身延町に定住の意思のあるものとありますが、本町における現在までの採用者数、任期終了者数、任期後の定住者数、定住率を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町では、平成28年10月に1人目の地域おこし協力隊員を採用して以来、現在までの約5年間で、産業課が6名、観光課が4名、合計10名を採用し、現在4名の隊員が活動しており、3年間の任期を終了した隊員数は3名となっております。このうち現在も本町に定住している隊員は2名で、定住率は66%となっております。

議員がおっしゃるとおり、地域おこし協力隊が任期終了後に定住しない理由として、仕事を見つけることが難しいことがあげられております。

本町においては、定住に至らなかった隊員3名の理由は、いずれの隊員も家庭の事情によるものでした。地域おこし協力隊の定住に向けましては、課題とされている仕事を含め、今後もしっかりと必要なサポートを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

非常に、地域おこし協力隊と申しますと、賃金等も限られておまして、家族で来るような方も少なく、若い方だとか、リタイヤした方が多く募集をするような状態もありますけれども、極論から言いますと、1人でも定住をしていただければ、この町にとっては効果があるのではないかと考えておりますので、しっかりとサポートをしていただきたいと思います。

続いての質問になります。

一般社団法人の移住・交流推進機構によると、令和2年度の調査で定住しなかった人のうち38%が地域で仕事を見つけるのが難しい、32%の人がもともと定住する予定がなかったとあります。他方、定住を果たした人の30%超は起業を果たしているとのデータもあります。先ほども述べましたが、本来、この制度は、地域活性化とその後の地域定住が目的で創設されたと考えます。本町の任期終了者への定住促進策や就業支援について伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊員には、本町を新たな生活の場として選び、慣れない生活の中で地域おこし活動に従事していただいております。このことから、地域おこし活動のみならず生活面や任期終了後の就業等についても相談を受け、本人の意向に沿ったサポートを行っております。

現在、任期中の4名の隊員は令和4年度に3名、令和5年度に1名が、3年間の任期を終了しますが、4名とも本町に定住することを目標に、新たな就業・起業に向けて活動しております。

地域おこし協力隊員が本町で就業・起業し、定住することは、地域おこし協力隊制度の目的であり、人口減少対策や地域活性化につながる取り組みであります。

このため、地域おこし協力隊起業支援事業費補助金制度を創設するなど、協力隊員の支援を行っております。

議員がおっしゃるとおり、本町では要綱により、地域おこし協力隊員を採用する際に、任期

終了後も本町に定住する意思がある方を条件として、迎え入れておりますので、すべての隊員が定住していただけるよう、隊員の意向に沿って必要なサポートを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

退任した方が6名いて、2名が定住したと。途中で辞めた方もやはり身延がよかったということで、様々な都合をつけて、もう1名の方が戻ってきて、現在、3人の方が身延町で定住してくれていると。今、4人おりますので、その方たちにもしっかりとサポートと就業の支援を行っていただいて、ぜひ、任期終了後も本町に定住していただけるような支援や施策をお願いしたいと思います。

最後になりますが、本日、たくさんの方が傍聴に来ていただいております。私が前回、12月の定例会のときには町民2人、記者の方1人だったと記憶しております。

これからも町政発展のために広く町民に議会に関心を持っていただけ、開かれた議会、分かりやすい議会を目指すべく、われわれ議員も、私自身も努力しますし、議会運営委員会、ならびに議会改革推進特別委員会でも取り組んでいこうと思っております。

本日いらっしゃいます町当局の町長はじめ各課長におかれましても、一人でも多くの町民にこの傍聴席に足を運んでいただけるよう、より一層のご協力とご尽力をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告3番、深山光信君の一般質問を行います。

深山光信君の質問を許します。

登壇してください。

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

通告に従って一般質問をいたします。

初めての一般質問であります。よろしく願いいたします。

大きく3つのことについて、伺いたいと思います。

1つ目に下部温泉会館、2つ目に三沢～市之瀬間バイパス、3つ目にゆるキャン△について伺います。

では、はじめに下部温泉会館について伺います。この質問は、健康増進施設との関係もあり

ます。

下部温泉会館は1985年、昭和60年に建築されました。日帰り温泉を気軽に利用できるということで、町民や町外の方に利用いただいております。今はなくなってしまいましたが、隣にプールもありました。私も小学生のときに利用したことがあり、楽しい思い出でしたが、いつの間にかなくなってしまい、さみしい思いをしました。このたび、下部温泉会館の老朽化ということもあり、町は新たに健康増進施設を建設いたします。

今後、下部温泉郷、身延町の活性化への希望と期待で胸をふくらますところであります。新たに建設される健康増進施設の利用状況を想定していく中で、現況の下部温泉会館の利用状況を知ることが大切かと思えます。

下部温泉会館の直近5年間の町内利用者と町外利用者の状況、ならびに平成30年から交付されている町営温泉施設無料回数券の交付数と利用状況。そして引き続き、健康増進施設においても町営温泉施設無料回数券が利用できるのか。

また、併せて2番目の質問も同じような質問になりますので一緒にお答えいただければと思いますが、下部温泉会館の指定管理の運営状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

下部温泉会館の直近5年間の町内利用者と町外利用者の状況につきましては、平成28年度は、町内利用者が5,302人、町外利用者が8,093人、合計で1万3,395人。平成29年度は、町内利用者が4,296人、町外利用者が8,407人、合計で1万2,703人。平成30年度は、町内利用者が3,087人、町外利用者が9,176人、合計で1万2,263人。令和元年度は、町内利用者が4,100人、町外利用者が1万633人、合計で1万4,733人。令和2年度は、町内利用者が1,574人、町外利用者が5,494人、合計で7,068人となっています。

平成30年度から交付されております、町営温泉施設無料回数券の交付数と利用状況につきましては、平成30年度、無料回数券の交付数は3,273枚、利用状況につきましては、839人が利用しています。令和元年度、無料回数券の交付数は3,175枚、利用状況につきましては、1,204人が利用しています。令和2年度、無料回数券の交付数は3,133枚、利用状況につきましては、895人が利用しています。

引き続き健康増進施設においても町営温泉施設無料回数券を利用できるのかのご質問につきましては、健康増進施設の受託事業者として、株式会社クスリのサンロードを代表とする事業者が運営・維持管理を行いますので、運営の詳細につきましては、今後、町と事業者で協議していくこととなります。

下部温泉会館の指定管理の状況につきましては、身延町商工会が指定管理者として平成31年4月1日から令和4年3月31日までを指定管理期間として、管理運営を行っております。

現在、町がJR下部温泉駅北側に建設を進めております、身延町健康増進施設が、令和5年度の開業を目指していることから、今議会に、下部温泉会館の指定管理の期間が令和4年3月31日をもちまして期間満了となりますので、下部温泉会館の指定管理者の指定の期間の変更

について、指定の期間を令和5年3月31日まで、1年間延長する議案を上程させていただきました。

施設の運営状況につきましては、先ほどの施設の利用状況の答弁のとおり、コロナ禍前の4年間の平均がおよそ1万3千人でありましたが、令和2年度は、およそ7千人に減少し、46%の減少率となっています。

利用料収入につきましても、コロナ禍前の4年間の平均がおよそ470万円で、令和2年度は、およそ300万円に減少し、36%の減少率となっています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

コロナ禍を除き、町内の利用者は年々、減少しつつありましたが、後期高齢者を対象とした無料回数券の交付により増加しました。町外利用者も少しずつ増加しています。新たな健康増進施設は、年間10万人を想定しています。現在の下部温泉会館の利用者のみが健康増進施設を利用するわけではありませんが、月に約8千人の想定はかなり厳しい数字だと感じております。

健康増進施設では、ただの温泉会館の代替施設ではなく町民の福祉を目的とし、日帰り温泉施設とスポーツジムを併設予定です。言い換えれば日帰り入浴ができるだけでなく、町民の健康増進につながるための施設でもあります。

厚生労働省の調査で、令和元年度の健康寿命は山梨県は男女とも全国2位です。健康増進施設を利用して、町民の健康寿命が延びれば医療費の削減にもつながっていきます。町民の利用者数を増やすため、医療費削減のため町民の健康意識の向上を図り、健康増進施設の利用推進をお願いしたいところです。

また、下部温泉会館の町外の利用者は増加傾向にあるわけですが、理由の1つにゆるキャン△の影響があるかと思います。ゆるキャン△は身延町各所が登場します。また「へやキャン△」というアニメで下部黄金の足湯が登場しました。ゆるキャン△舞台地巡り等で、身延町に来た方、キャンプをしに来た方が下部温泉会館も含め、日帰り入浴で下部温泉郷を利用しています。

旧下部小中学校校庭で開催されている校庭キャンプでは、下部温泉郷につながるPRをし、毎回20名から30名が下部温泉郷で日帰り入浴をしています。健康増進施設は地域振興の核となる観光施設として、下部温泉郷にとっても、身延町にとっても地域の活性化、観光の活性化に期待するところです。つながるPRはとても大切です。

利用者を増やすため、下部温泉に入ってもらっただけではなく、下部観光協会、身延観光協会や西嶋和紙の里組合などと連携を図りながら、町外の利用者に身延町の観光資源や、あけぼの大豆などの特産品等をしっかりとPRできるような持続的な取り組みが必要かと思います。ぜひ、つながるPRをお願いいたします。

そして、下部温泉会館を利用してきた高齢者が健康増進施設においても、引き続き無料回数券が利用できるように、クスリのサンロードを代表する事業者との協議をお願いいたします。

さて、3番目の質問になりますが、現在、下部温泉会館は下部区の区会や敬老会等に利用しています。いわゆる地域のコミュニティの場所で、避難所にもなっております。下部区では毎年、商工会に6万円を納めて利用している次第です。

下部区の住民にとっては、とても大切な憩いの場所です。老朽化ということで、健康増進施設の建設につながっているわけですが、下部温泉会館を取り壊すのか、残していくのか、下部区の住民は不安に感じております。

身延町健康増進施設の供用開始後は、下部温泉会館はどうするのか伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

健康増進施設の供用開始後は、下部温泉会館はどうするのかのご質問につきましては、現在、下部区から健康増進施設の完成後も、下部温泉会館の避難場所、集会所としての継続的な使用について、要望書が提出されております。

下部温泉会館の使用につきましては、下部区と関係課も含め、避難場所、集会所としての設置が可能なのか。また、施設の管理運営方法等につきましても、健康増進施設の供用開始までに協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

ぜひ、よろしく願いいたします。

下部温泉会館について最後の質問になりますが、下部温泉会館に現在、働いている方は、希望があれば健康増進施設で働くことはできるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

下部温泉会館は、指定管理者として、身延町商工会が管理運営を行っております。会館の従業者につきましては、身延町商工会の運営方針により採用されております。また、健康増進施設につきましては、受託事業者として、株式会社クスリのサンロードを代表とする事業者が運営・維持管理を行います。

従業者の採用につきましては、「下部温泉会館で働いている方の希望により、健康増進施設で働くことができる。」ということは、申し上げることができませんが、本町の雇用機会の促進を図るため、従業者を本町に在住する方を採用する、健康増進施設整備運営事業計画を受託事業者が策定しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

ぜひ、取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、三沢～市之瀬間バイパスについて伺います。

令和元年第2回定例会において、三沢～市之瀬間バイパスを実現する会が集めた1万人以上

の署名をもとに、三沢～市之瀬間バイパスの請願が提出され、全会一致で採択されました。町当局も1万人以上の署名を重く受け止め、身延町として知事への要望を行っていただきました。

三沢～市之瀬間バイパスを実現する会では、バイパス早期実現に向け意見広告を新聞折り込みにて町内全域に3回発行し、周知するためのステッカーを車両に張り、道路脇にはのぼり旗を立て、早期実現を願っています。

昨年の町議会議員選挙では、立候補者16人のうち半分以上の9人がバイパスの整備を訴えています。町当局も車両の一部にもステッカーを張っていただき、早期実現に向け協力していただいておりますが、引き続きバイパスの必要性を強く訴え、国、県に早期実現を要望していくとのことでした。

平成元年に設立され、平成22年度の総会を最後に開催されていなかった西八代縦貫道整備促進期成同盟会の総会も、令和2年に再開されました。その西八代縦貫道整備促進期成同盟会は今年度の総会において名称を「市川三郷身延縦貫道整備促進期成同盟会」に変更されました。また、事業計画には強力な要望を行うと記載されていますが、今年度もすでに要望をされたのか伺います。

○議長（上田孝二君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

当初、西八代郡4町村において、西八代縦貫道整備促進期成同盟会を発足しましたが、町村合併により現在2町（市川三郷町・身延町）での構成となり、旧身延町・旧中富町を含み、西八代郡の領域とは異なることから、今年度の総会において、「市川三郷身延縦貫道整備促進期成同盟会」に名称が変更されました。

また、「国、県等関係機関に対し、強力な要望を行う」が明記された、令和3年度事業計画が採択され、早速、事務局であります市川三郷町と知事要望の日程調整を始めました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症、オミクロン株拡大の影響により、要望日程は未定となっておりますが、現在、早期要望に向け日程調整中でございます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

ありがとうございました。三沢～市之瀬間バイパス構想は、下部地区と久那土地区をつなぐ重要なバイパスでもあります。下部地区には下部支所があり、下部地域の会合は下部地区中央公民館でほとんど開かれます。いわゆる久那土地区の人が下部地区に危険な峠を通ってくるわけです。また、高齢者や介護を必要としている方を乗せた送迎車が危険な峠を越えて地域医療施設の下部病院や介護施設のしもべ荘を行き来します。

高齢者の多い町です。昨今、高齢者の運転による交通事故が多発しています。町では令和2年から運転免許証自主返納支援事業が始まっていますが、自家用車の依存が高い、この町で運転できないことは死活問題であります。より良い安全な道路が、この地域住民には必要です。

令和5年5月には、町民のために整備される健康増進施設も下部地区にできます。久那土地区の方も来るかと思えます。地域住民の30年以上の切なる願いです。ぜひ来年度以降も引き

続き強い要望をお願いいたします。

最後に、ゆるキャン△について伺います。

ご承知のとおり、アニメ「ゆるキャン△」は2018年1月より放送が始まり4年が経ちました。その間、幾度となく山梨県では再放送されました。現在、コミックは継続中でアニメ、ドラマともにシーズン1、2と放送され、今年の中夏、7月1日、金曜日には映画が全国上映されます。身延町もその中にシーンとしてあろうかと思えます。

また、身延町は一般社団法人アニメツーリズム協会による「訪れてみたい日本アニメ聖地88」に4年連続で選ばれています。

アニメ放映後より、ゆるキャン△のモデル地、本栖高校、旧下部小中学校をはじめ本栖湖、身延山など多くの方が身延町に訪れています。

下部地区の20代から40代で構成されている五条ヶ丘活性化推進協議会では、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、4年間で20回の校庭でのキャンプ、通称、校庭キャンプを開催しています。毎回100名が参加するイベントになっております。

参加者はただ、校庭でキャンプするだけではなく、町内で食事をしたり、あるいはその後、宿泊したり、日帰り入浴をしたり、またゆるキャン△グッズだけではなく、身延町の特産品等も買ったりと、身延町の経済効果は大きいと肌で感じております。

また、商工会等もいくつかのイベントを企画し、多くのファンの方が身延町に何度も足を運んでいます。そして、身延町のファンにもなっております。町当局においては、校庭キャンプのイベントで未利用施設である旧下部中学校校舎、校庭の利用許可などで協力をいただき、また校庭には外の洗い場も新たに設置してくださいました。さらに、ゆるキャン△ラッピングバス企画や年賀状の発行などを行い、身延町を盛り上げていただいております。

さらに、身延町全体を盛り上げるべく町当局が主となって地域や事業者を巻き込んだ、ゆるキャン△イベントがあつたらいいという声をよく耳にします。

町が主体となって、ゆるキャン△イベントの企画を検討していただけないか伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私のほうからお答えさせていただきます。

深山議員も中心となって、今、活躍していただいている五条ヶ丘活性化推進協議会の皆さまの献身的な活動での、ゆるキャン△による本町への集客につきましては、主人公の通う本栖高校、旧下部中学校ですけれども、そこへの案内看板の設置、五条ヶ丘周辺の情報と地図を掲載したパンフレットの作成、ツイッターの開始、また、2018年から継続した、多くのリピーターも参加する、地域が一体となった定期的なキャンプイベントの開催など、広く町内外に情報発信し、本町の地域活性化と観光振興に大きく貢献をいただいておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また、2019年には、肉食う会実行委員会主催によるイベントを総合文化会館を会場に、町、身延町商工会等も協賛し、地域を連携した事業を行い、参加者からも好評を得ている経過もございます。

ご質問の、町が主になる、ゆるキャン△のイベントにつきましては、現在、五条ヶ丘活性化推進協議会の皆さまが、ゆるキャン△による活動をけん引していただいておりますので、ご意

見を伺いながら、同協議会ならびに身延町商工会等関係機関と連携を図る中で、イベントの開催等を検討してまいりたいと考えております。

最近では、静岡に結構、押され気味な感もありますので、やはりゆるキャン△＝山梨身延というところを取り戻すよう、一緒になって、ぜひ活動をやっていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

ありがとうございます。今、町長がおっしゃったように、今、ゆるキャン△のイベントは静岡県で盛んに行われております。静岡県に多くの方が今、向かって楽しんでおりますが、いずれは、静岡県と身延線でもつながっていますし、中部横断自動車道静岡～山梨間が全線開通になっておりますので、そういった連携のイベントもできればと思っております。

ゆるキャン△の、今、町としてということではありますが、町にはアニメやドラマ「ゆるキャン△」の貴重な資料があります。例えば声優さんのサイン色紙であったり、ドラマの台本など、たくさんの貴重な資料がございます。誰でも気軽に立ち寄れる、ゆるキャン△展示コーナーの設置を検討していただけないか伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

ゆるキャン△展示コーナーの設置につきましては、本庁舎玄関ロビーを利用し、ポスター等の展示コーナーを設置しております。

また、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館に、出演者をはじめとする、色紙等も展示し、金山博物館観覧者の方にも、より身近に見学できるよう展示コーナーを設置しております。

ご質問の、誰でも気軽に立ち寄れる、ゆるキャン△展示コーナーの設置につきましては、これら関係する貴重な資料等がございますので、ゆるキャン△を楽しんでもらえるよう、五条ヶ丘活性化推進協議会の皆さまのご意見も聞きながら、効果的な展示ができるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

ありがとうございます。ゆるキャン△効果を期待して、これからも身延町のために頑張っていきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

深山光信君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前 1 1 時 4 3 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告 4 番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4 番議員（山下利彦君）

通告に従いまして、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

議員の本分は町民の代弁者であり、奉仕者であります。一般質問においては、住民の声をよく聞き、自分自身の考えを加え、住民の声を一般質問という形で届け、実現していくことが基本だと考えております。

今回は、身延町の総合的な振興・発展を目的として、すべての計画の最上位計画とする総合戦略および総合計画、そして付随する実施計画、アクションプラン、行政改革プラン等の内容から質問と提案をさせていただきます。

大項目は 3 つあるわけですが、すべての項目の根底にあるのは自給自足です。

まず第 1 ですが、総合戦略の人口減少問題の解決の一丁目一番地、根っことなる基盤であります地域医療の充実強化について、伺います。

20 年後には、山梨県の 27 市町村のうち 6 割が消滅するといわれる人口減少問題であります。それに対して身延町は、総合戦略のテーマ「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」を掲げてのまちづくりをしております。

人口減少問題の要因としての若者の県外流出、子育て世代の暮らしの環境改善問題や県外からの移住定住促進の条件、高齢者の安心できる暮らしなどができるかどうかを考えたとき、救急医療の確保、産婦人科、小児科の設置など医療や介護体制の更なる充実強化は、人口減少問題を食い止める重要な基盤の一つと考えております。

第 2 次身延町総合計画の将来に希望の持てるまちづくりの項に、平成 28 年 12 月 18 日、日曜日に実施された町長と語る高校生のつどいの意見交換の内容が掲載されています。

「これからも身延町に住みたいですか」という質問に対して、参加 21 名のうち約半数の 10 名が「身延町に住みたくない」と回答し、その理由として「町内の病院で対応できないことがあった」「病院が充実したら住みたくなるかもしれない」「最新の医療ができないことがあった」と大きく取り上げられております。

また、第 1 章、安らぎの暮らしづくり、第 3 節、安心な暮らし、第 2 項、保健・医療の充実、(3) 地域医療体制の強化、①中核病院の充実において、次に書かれております、飯富病院などの中核病院については、安全で質の高い医療サービスを提供するため、医療安全管理体制の充実や広域的連携の視点を踏まえた高度医療機器の整備充実を図るとともに、医療技術向上のための教育、研修の充実の促進、遠隔地等の地域医療サービスの充実に努めます。また、より安定的かつ効率的な病院経営・組織の在り方についてその方向性を検討しますと、5 行ほど書いてあります。

ちなみに、2016年、国からの要請において県の地域医療構想が策定されました。地域医療構想とは、二次医療圏を基本単位として団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年の将来人口推計をもとに各医療機関が病床機能報告制度に基づき、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの医療基本ごとの必要病床数、また現状の稼働病床数から2025年の必要病床数を推計して二次医療圏内の病床機能分化と連携を進め、超高齢化社会にも耐えうる医療提供体制を構築する取り組みが、それに当たります。

一方、国からの公立病院改革プラン策定の基本方針も出されました。公立病院と民間病院の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営のもとで、へき地医療、不採算医療や高度先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすることとあります。

これらの側面から見て、身延町総合計画の町民の命を守る医療計画としては、最上位にあたるものと認識している総合計画、この計画の内容と国、県の地域医療構想および公立病院改革プラン策定の基本方針とは整合性が取れているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

地域医療構想につきましては、議員が言われましたように、県が2025年に向けて地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築するため、その構想の実現に向けて関係者と議論しながら取り組みを進めていく考えであります。その検討を進める中において、特に公立・公的医療機関等に対して、公立病院改革プランが策定されており、民間医療機関との役割分担を踏まえ、公立・公的医療機関等でなければ担えない分野へ重点化された具体的な対応方針が出されております。

ご承知のとおり、飯富病院については、一部事務組合立の病院として、身延町・早川町が構成町となり、峡南中南部の地域住民の健康を守り、福祉の向上に貢献していただいております。

総合計画にも、それら医療構想に関する面から、地域医療体制の強化を図ることからも、飯富病院などの中核病院について、安全で質の高い医療サービスを提供するため、医療機器の整備充実を図り、研修の充実の促進、遠隔地等の地域医療サービスの充実に努め、より安定的かつ効率的な病院経営・組織の在り方にその方向性を検討していくよう、総合計画の中でも位置付けられております。

これからも、飯富病院の構成町である身延・早川両町とが、病院と一緒に病院運営を検討していきながら、経営改善につながるような支援をしてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

地域医療構想と公立病院改革プランの策定方針とが整合性が取れているという答弁でございました。

先ほどの答弁の中の構想の実現に向けて、関係者と議論をするとあります。関係者とは、大雑把で構いませんので、一言でお願いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

飯富病院でいいますと、もちろん病院の関係者の正副組合長、それから病院の院長、副院長、事務長、さらに両町の福祉保健課長といった人達で、それぞれ会議、議論を重ねております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

それでは、2問目に入ります。総合計画の医療介護部門の作成にあたり、実際に現場で働いている各医療機関の関係者の参加はございましたか。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

身延町の総合計画は、町における各種計画の基本となり、まちづくりの最上位に位置付けられております。

現在の第2次総合計画は、10年間のまちづくりの方針を示す基本構想と、その基本構想の実現に向けた施策を、体系別に示した基本計画と事業内容や実施時期を明らかにした実施計画から総合計画が策定されております。

町で進められています現在の第2次総合計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間の基本構想として策定され、その中で前期基本計画を5カ年の令和3年度まで、後期計画を令和4年度から向こう5年間の基本計画を今年度策定しております。

この計画を作成するにあたりましては、特に医療関係者との協議などは特別には行ってきてはおりません。ただし、飯富病院とは構成町の早川町と定例で、病院関係者との正副組合長・担当課長会議を開催し、病院の運営や経営に対しまして議論を重ねてきており、病院の諸課題を把握して一緒になって検討し、それら計画の中へも反映し取り組んでおります。

なお、来年度からの後期基本計画につきましても同様に、特別には病院関係者との協議は行ってきてはおりませんが、引き続き地域医療体制の強化として、中核病院の充実を目指し、より安定的かつ効率的な病院経営・組織の在り方を検討していくよう計画の中に位置付け、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。総合計画の医療介護部門の計画作成時に医療関係者を入れずに作成したということのように理解しました。そうすると、地域医療構想において、へき地医療拠点病院としての公立の飯富病院や身延山病院、しもべ病院とではそれぞれの病院機能が違いま

す。それぞれの病院から提出された病床機能報告制度や公立病院改革プラン策定などを持ち寄らずに整合性が取れているというように聞こえますが、なかなか議会を前提とした正副組合長、課長会議の席では、そこまでは話し合いができていないのではないかというふうに推測します。それについてお答え願いたいというのと、また先ほどの答弁にありました後期の基本計画にも病院関係者とは協議を行ってきていないとあります。このように町の最高位に位置付ける総合計画に、あくまでも病院関係者との協議を行わない、その理由についてお答え願いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

病院関係者につきましては、特に、先ほど言いましたように、この計画をつくるにあたりましては、協議の場には入っていませんが、それぞれ私どもも各種、いろんな場面で、病院関係者の人は会う機会もあったり、話もする機会もあります。そういったところで話をお伺いしておりますし、今回のように、この計画につきましては、あくまでも町が独自につくるという、そういう計画の中に、この病院関係者の、医療についての項目も入れさせてもらっておりますので、特にそれぞれの病院関係者のご意見は聞いておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

第3問目に入りたいと思います。病院関係者が入らずに総合計画を立てて、この医療介護部門の計画の目指す形と作成後の進捗状況について、お答え願いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

現在策定してあります第2次身延町総合計画において、前期基本計画の施策の中の大項目に、「安らぎの暮らしづくり」があります。その中の「福祉ある暮らし」の中に、「高齢者福祉の充実」があり、その中において介護に関します項目があります。

医療につきましては、やはり大項目の「安らぎの暮らしづくり」の中に「安心な暮らし」があり、その中の「保健・医療の充実」に医療に関します項目が位置付けられております。

先ほども答弁させていただきましたように、この計画の中で、大項目である「安らぎの暮らしづくり」の中に介護と医療に関する項目が、それぞれ別々に位置付けられており、それぞれの中において取り組みがなされてきております。

特に、高齢者の多い本町においては、住み慣れた地域や家庭で、自立した日常生活を送ることができる社会づくりを基本とし、日常生活支援の様々な事業に取り組んできました。また、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的な福祉サービスに努め、関係機関と連携し町民に身近な医療の確保を行い、適切な介護サービスの確立に向け体制を整備し、計画にもあります

ように医療と介護の連携を進め、PDCAサイクルおよびローリング方式による実施計画を検証し、順調に進められております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

保健・医療・福祉の連携を図り、総合的な福祉サービスに努める、PDCAサイクルおよびローリング方式による計画の検証をしていくなど、非常に素晴らしいご回答でございました。

しかしながら、地方自治の現場は抽象的な議論ではまったく意味のなさない、またハウツー的な議論は計画本来の意義を見誤る可能性があります。必要なのは、住民の視点に立った実践的な考え方だと考えます。

これは事前通告の中にはないかもしれませんが、とりあえず質問します。

私が確認したかったのは、総合計画に載っている具体的な事業についての進捗状況です。5年前に策定された総合計画、第3項、定住の促進、(1)①暮らしの環境改善の重点において、産婦人科、小児科の整備検討、子育て支援対策や学校教育の充実など、子育て世代が安住できる環境改善を進めますと記されているなど、地域における周産期医療にかかる体制の整備、充実の必要性が指摘されています。子育て世代が定住できる環境づくりは、ハードルが高いと思います。

先日、統合される中学校の設計計画の説明を受けました。旧町にあった学校は、生徒数減少により廃校になりました。効率性、合理性を優先すれば仕方のない面であります。しかし、その地域には、子育て世代は二度と増えないでしょう。非効率でも残さなければならない、あるいは設置しなければならないものもあります。

現在、周産期医療は出生率が少ないからいらぬとか、小児科設置について、子どもの数が少ないから増やす必要がないと考えるのではなく、身延町、早川町、南部町という広大な過疎地域には、今は非効率で不採算な医療だが、なくてはならないものと考えなければ町はなくなってしまうのではないのでしょうか。

関係機関と連携しながら、身近な医療の確保に努めてもらいたいと思いますが、今後の総合計画の推進について、その点につきまして、お聞きしたいと思います。

事前通告はありませんでしたが、課長のお考えをよろしくお願ひいたします。

○議長（上田孝二君）

山下君、これは事前通告がないんだけど。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

進捗状況ということですので、総合計画の進捗状況というような形で、特に私は、そこには具体的なことを載せなかったんですけども。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

進捗状況という意味で答えさせていただきますが、議員が言われましたように、広域的という考えの中で、例えば身延山病院につきましては、現在、小児科が週2日あったり、また、市川

三郷病院には産婦人科、あるいは富士川町にも小児科があります。そういった広域でのことを考える中で、子育て世代の方々につきましては、そちらの病院等ということで、なかなか飯富病院につきましては、現在、小児科、それから産婦人科等がないということで、非常に子育て世代につきましては、今の時点では受診することはできませんが、今言ったように広域で考える中で、それぞれの病院について、一緒になって峡南地域という考えの中で進めてもらいたいと考えております。

身延山病院も本当に、今、非常に厳しい経営状況の中で行っておるということは、お伺いしておりますので、そういった意味からも、これから本当に峡南中南部の病院を司るということの中で、できることを現在やっていってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

非常に難しい問題につきまして、産婦人科、小児科、そういうものの充実を、次回の計画にも取り入れて推進していくという内容に受け取りました。ありがとうございました。

次に、地域医療を守る不採算医療確保のための国からの財政措置として、公立病院への繰出金について、ご質問いたします。

必要な不採算医療確保の観点から公立病院が担うべき医療事業の運営費負担金は、地方公営企業法の規定により、地方公共団体の一般会計、または特別会計において、明確な基準のもとで必要な経費負担を行うことになっています。様々な不採算医療を担う公立病院に適用される国からの財政措置に対して、現在、町の一般会計または特別会計において、へき地医療拠点病院の飯富病院への繰出基準と不採算医療を担当している運営費の総額を教えてください。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

過疎地域にあります本町は、地域の中核病院としての使命を果たすべき、へき地医療拠点病院の飯富病院があります。へき地医療拠点病院は県が指定し、無医地区等への循環診断、へき地診療所への医師派遣、へき地医療従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業を行いながら、へき地地域からの入院患者の受け入れ等を行う病院です。

その飯富病院については、一部事務組合立の病院として、身延町・早川町が構成町となりまして、峡南中南部の地域住民の健康を守り、福祉の向上に貢献していただいております。

現在、町から飯富病院に対します負担金としましては、これまでの病院事業の起債の償還について、病院と両町で取り決めを決めたとおり、毎年両町で元利償還金の80%を負担してきております。また、病院職員の児童手当・特例給付についても、両町で負担して負担金として病院へ支出してきております。

また、先に開催されました12月定例会の一般会計補正予算で、病院にあります医療機器を更新する際の負担金の支出であったり、昨年度には病院で急きよ必要となりました多額の修繕へも、両町で負担金として支出し、財政支援をしてきております。

今後は病院や早川町とも協議を重ね、これからも、飯富病院の構成町となります身延・早川

両町が一緒になりまして病院運営を検討してきながら、経営改善につながるような支援をしてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

運営費負担の基準と、その金額ですが、基準として元利償還金の80%と病院職員の児童手当は分かりました。令和3年度には、突発的な医療機器の購入と修繕があったということも分かりました。

ちなみに基本となる元利償還金の80%と病院職員の児童手当の総額を教えてください。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

令和3年度で申しますと、起債の償還分の負担金としましては、5,508万3千円。それから児童手当特例給付の普通交付税の負担金としまして、9,133万円を令和3年度に支出をいたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

6千万円ぐらいですか。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

すみません。先ほど、私のほうで児童手当特例給付の普通交付税の負担金としまして9千万円と申しましたが、大変申し訳ありません、913万3千円ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。訂正させていただきます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

総額はいくらになるということですか。繰出金の総額は。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

今の償還分と、それから児童手当特例給付の負担金、それぞれ足しまして6,421万6千円を当初予算に計上して、令和3年度に支出を予定しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次に第5章、協働のまちづくり、第2節、多様な交流の力を活かす、第3項、定住の促進、(1)①暮らしの環境改善の重点において、産婦人科、小児科の整備検討、子育て支援対策や学校教育の充実など、子育て世代が定住できる環境改善を進めますと記載されているなど、地域における周産期医療における体制の整備・充実の必要性が指摘されています。

現状において、峡南地域には産婦人科医院がなく、わずかに小児科があるのみです。産婦人科、小児科などの周産期医療および小児科医療などの不採算医療への取り組みは、身延町の住民の、また子育て世代の生活基盤整備として、また人口流出問題や移住者の受け入れ態勢の充実問題として、重要な課題です。

しかしながら、産婦人科、小児科の設置については、医療機器や施設の整備、山梨大学附属病院医局との医師派遣の交渉、看護師の確保などハードルは高いものがあります。

地方公営企業繰出金については、公立病院については、産科、小児科に関する財源措置、周産期医療および小児科病床にかかる特別交付税措置が適用されているとあります。そのほか、へき地、救急等の医療提供体制確保にかかる費用で、病院が診療報酬で賄いきれない不採算部門等については、救急医療体制の確保に支障が生じている救急医療施設の整備促進と救急医療コストに対しての財政措置も適用対象とされ、国庫補助金、地方交付税の財政状況の措置で手当される枠組みが採用されています。

また、必ずしも不採算分野に限らず、政策的に照らして、地域において必要な医療提供体制の構築を促す観点から、奨励的な国庫補助金が交付されるとあります。

医師不足についても、多くの要因が総合的に発生したものとされており、医師の養成、研修体制の見直し、医師派遣システムの構築、病院勤務医の勤務環境整備についての財政措置が総合的に適用されています。

また、勤務負担を軽減すると同時に医師派遣機能を整備することを目指して、公立病院の再編ネットワーク化を進めようとする場合には、関係経費も財政措置の対象とされております。

このように公立病院があることにより、へき地においても不採算医療が引き続き確保できるよう、繰出基準の各項目の実施状況によって、財政措置がされていると認識しております。

そこで質問ですが、地方公営企業繰出金についてに基づき、この費用の積算額として、国から身延町への地方交付税の総額はいくらなのか、質問いたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する制度です。

普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額により交付されます。基準財政需要額は、標準的な地方公共団体の財政需要額として算定され、その算定は単位費用、測定単位、補正係数により地方公共団体の個々の支出項目をそれぞれ算出し、それらを合計する方法を用いています。また、交付された地方交付税の用途は、地方公共団体の自主的な判断に任されており、用途を制限したり、条件を付けたりするものではありません。一般財源であ

ります。

病院に対する町の負担金として、これまで17年以上に渡り病院事業の起債償還金の8割を早川町と案分し負担する形をとってきました。したがって、運営費負担の基準としての金額の根拠は、病院と2町の3者による協議により決定された内容であります。

普通交付税の基準財政需要額において、病床数・元利償還金・救急告示病院数によって算定される、令和3年度の金額は6,792万1千円であります。これを含めた全体の需要額から収入額を引いた金額が算定基礎となるため、この金額がそのまま交付されているわけではありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。一般会計から不採算医療を担う公立病院への運営費負担金については、原則として、地方公営企業繰出金に基づき、その費用の積算については、地方交付税の算定基準および地方公営企業に対する繰出金等の調査における回答数値を用いて行うものです。

先ほどの財政課長の説明にもありましたが、地方交付税は地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定のサービスが提供できるよう財源を補償する制度という説明がありました。まさしく、その点において、へき地と認定された地域における公立病院の果たすべき大きな役割は、地域において提供されることが必要な医療のうち採算性等の面から民間病院による提供が困難なへき地医療、救急医療、高度先進医療などを提供することにあるとされています。

あくまでも、地域において必要な医療の提供体制の確保にあるものであり、各病院における自助努力とともに総務省をはじめとする関係省庁からの適切な財政措置を受けることを通じ、各地域で住民が必要とする良質の医療介護を継続的に提供できる体制の構築を図るものであります。

これはちょっと、私も質問する内容になかったんですが、答弁の中にこのような一節がありました。

繰出金については、17年以上にわたり、病院と身延町・早川町、2町の協議によって決定された内容であるということ、まさしくそのとおりでありまして、60年前の操業当時、繰出基準があるか、ないか、そのようなときに決められたものがあります。ただ、それがこの17年間、それでいいのかどうか。内容は、病院も、町も認識しているものだと思うんですが、両方が、変えようという気持ちがあれば、これは変わるものではありません。この17年という月日が出ましたので、時間もないんですが、この間、どのようなことがあったのか。平成21年7月31日に総務省からアドバイザーが2名、県の市町村課から1名、病院、それから両方の町長、その当時は望月仁司町長でございました。そのときに、総務省派遣のアドバイザーのほうから病院の決算状況を監査していただきまして、そのときの会議録は市町村課の職員が書いていただきまして、私のほうに送ってもらったものです。その一部を報告させていただきます。

この赤字は実際、本当の病院の赤字なのかということでございます。公立病院の場合は、いわゆる不採算医療、例えば救急だとか、へき地医療、そういう問題に対して、国、総務省のほ

うから、いわゆる交付金が出ているわけでございます。この交付金は町のほうに入りまして、町のほうから病院に入っていくという仕組みになっています。入っていない期間が過去からずっと続いている状況です。平成20年の計算でいきますと5千万円くらい、本来、病院がいただくというのか、専門的に言うと町のほうからは繰り出し、そのお金が5千万円ほど少ないのではないかと考えられます。この点が1つ、経営判断する場合に重要なことです。また、病院の経営状況を把握するために必要なものであるということ、第一番として指摘申し上げなければならぬと思います。

これは具体的にどうなのかなという、総務省の通達で決まっております、やはり当然、公立病院の場合には独立採算として考えるわけですが、独立採算でも賄えない経費は不採算医療として、国のほうから町を経由して病院に入れていくのが本来の姿であると。非常に基本的なことを言っていました。

そのほかに、その17年の間に二度ほど、私も市町村課のリーダーの指導を受けながら、飯富病院の運営費、事業についての冊子をこのように作って、町へ二度ほどお届けしました。それから、こちらにもいらっしゃいますけども、わざわざ病院に来ていただきまして、飯富病院の繰出金について打ち合わせた経緯もあります。

これは平成28年に、なぜこのようなことをしたかと言いますと、交付税が減るから元の基準に直しましょうよという提案なんですね。平成28年10月25日、病院側からは特別交付税措置の重点化に伴い、病床数に単価を乗じて算定する方式と一般会計からの繰出金に措置率8割を乗じたものと比較する方法。ですから繰出金が少ないと非常に少なくなる。これを機会に繰出基準を考えませんかというのを二度ほど、私、現役のときにやってみました。ですから3回、繰出金につきましては、町と共有できているのかなと思います。これが届いていない恐れもあるんですけども、早川町からはそれなりの反応をいただきました。

県の市町村課のリーダーも心配していただきまして、町のほうに電話をしていただきました。そのリーダーと私は繰上償還のときに同席したリーダーでございまして、そのときにそのリーダーが言うのには、「事務長、私も役場に電話してみたけど、口も出せないけども金も出さないよと言われました」と、ニヤッと笑って私に言われたことが非常に印象的でした。

先ほども、総合計画に医療関係者が呼ばれないということも、そのあたりからのあれなのかなというような、ちょっと今、話を聞きながら思ったところでもあります。

町民の立場から、先ほどの答弁にあります国からの交付税は財政の不均衡を調整し、どの地域に住む国民も一定のサービスを提供できるよう財源を補償する制度です。国がへき地の不採算医療確保のために、私は町民の立場から、先ほどの病床数、元利償還金、救急医療についての交付税を教えてくださいました。6,791万1千円とありますが、私たちの生活を、どこに居てもある程度の医療ができるように国からの・・・。

(「議長、動議。」の声)

○議長 (上田孝二君)

柿島議員。

○11番議員 (柿島良行君)

質問中でございますけども、暫時休憩を求めます。

○議長 (上田孝二君)

暫時休憩を諮ります。

賛成の議員は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

(挙 手 多 数)

では、暫時休憩とします。

再開は、皆さんがお帰り次第ということでよろしいですか。それまで暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時02分

○議長（上田孝二君）

それでは、再開いたします。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

財政課長に伺います。

私も町民の立場から、国がこの地域のへき地とか、不採算医療をするのに、ほかの地域と同じようなレベルでの財政措置がされているということの中で、町民の立場から、国から身延町に入っている、その不採算医療に関わる金額だけ、総額だけ教えてください。

○議長（上田孝二君）

答弁を求めていますか。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

先ほどの、山下議員の質問にお答えいたします。

令和3年度の金額ですが、2,674万7千円になります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ちょっとよく分かりませんが、先に進みたいと思います。

また、このことについては、次回のあれで再質問させていただきます。

子どもの貧困問題につきまして、いろいろ町では子どもの貧困対策の施策を行っております。

これらの施策の広報の仕方と、それぞれの項目ごとの対象者と利用率をどのくらいなのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

2番の①-1ということでお答えいたしますが、令和2年度の実績で、子育て支援課が所管するものを答弁させていただきます。

「18歳までの医療費無償化」、これは子育て支援医療費助成のことですが、町のホームページ、広報みのぶ、入園時等の機会を捉えてのチラシの配布といった広報を行っております。

利用率につきましては、山梨県内の医療機関での保険診療であれば病院窓口無償化となりますので100%となります。令和2年度7,674件に対し助成をいたしました。

「保育所等入園支度金」につきましては、「18歳までの医療費無償化」と同じ広報を行っております。併せて対象者に個別通知をしております。利用率は100%です。令和2年度36人に支給いたしました。

「18歳までの入院時食事療養費の無償化」につきましては、広報は「18歳までの医療費無償化」と同じでございます。子育て支援課としては、利用総件数の把握ができず、しかも申請による償還払いですので、利用率を出すことはできませんが、ほぼ100%と考えております。令和2年度につきましては、4人の方に対して支給をしております。

「子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業」につきましては、広報は町ホームページ、入園時等の機会を捉えてのチラシの配布、併せて対象者への個別通知を行っております。令和2年度対象者数889人中、557人が予防接種を受けました。接種率については62%となります。

「保育料、副食費の完全無償化」につきましては、広報は「18歳までの医療費無償化」と同じでございます。申請は必要なく、対象者は無償となりますので、こちらも利用率は100%です。無償となった保育料等については、保護者の方に個別通知をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

令和2年度の実績で、学校教育課が所管するものを答弁させていただきます。

入学支度金についてですが、毎年1月上旬に小中学校の入学予定者に就学通知書を発送いたしますので、その中に支度金の申請書等を同封して周知しております。また、転入者については、転入を把握した時点で自宅に申請書等を送付しております。小学生対象者57人と中学生対象者47人に対しそれぞれ全員に支給いたしましたので、利用率は100%です。

小学校3年生から6年生対象の学習支援については、毎年、学校を通じて保護者に募集等のチラシを配布して周知しております。3小学校の3年生から6年生の合計が216人に対し、参加した児童は28人ですので、利用率は約13%です。また、中学3年生対象の学習支援も実施していますが、中学3年生47人に対し、参加した生徒は30人ですので、利用率は約64%です。

各種検定料の助成事業は、年度初めに、学校を通じて保護者に助成金制度内容と1年間の検定スケジュール等のチラシを配布して周知しております。また、各種検定日前には、改めて、学校を通じて保護者に募集等のチラシを配布して周知しています。3小学校の児童数の合計が295人で、英語検定の受験者は12人ですので利用率は約4%、漢字検定の受験者は66人ですので利用率は約22%、数学検定の受験者は40人ですので約14%です。中学校の生徒数の合計が167人で、英語検定の受験者は31人ですので利用率は約19%、漢字検定の受験者は21人ですので利用率は約13%、数学検定の受験者は16人ですので約10%です。この受験者数は、延べ人数ではなく、1人が英検を数回受験しても1人でカウントしてあります。

なお、学習支援や各種検定につきましては、希望するすべての児童生徒が参加および受検できるよう対応しています。

また、町には、子育て支援の施策を分かりやすくまとめたチラシがあります。内容は、乳児期・小学生・中学生で、どのような支援が受けられるかを掲載しております。このチラシをPTA総会等で保護者に配布したり、転入者で該当者がいた場合、窓口で配布したりしながら周知しています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。先ほどの数字の報告の中で、小学校の無料学習支援や小中学校の各種検定、全額補助事業につきまして、その利用率が10%台と非常に低調です。さらに、それらの利用者は掛け持ちで利用されている生徒がいるということから、利用児童はほんのわずかに限られている状態のように感じられました。

この利用率の低さへの対策として、希望する、すべての児童生徒が参加および受検できるように対応しているとあります。主にチラシの配布と読み取れました。

そこで質問ですが、これらの学習支援の実施場所はどこなのか、参加しやすい場所が設定されているのか、また送迎はあるのか、また講師となる学習支援補助員は何人で、どのような方法で担当しているのかという物理的な状況のほかに、この学習支援に対する潜在的なニーズは多いと思います。しかし、実際は少ない状態です。事業を立ち上げるときに、この事業に何を求めているのか。子どもの貧困対策の事業からヤングケアラーなどの対応策として、学習支援も大切だが、孤立からの脱却など、なんでも受け止める、なんでも話せる居場所づくりとしての役割を重視すべきだという点もあります。子どもの情緒的な部分も含め、傾聴を意識すべきものだと考えております。

現場の状況は、どうでしょうか。その意味から実効性のある事業とするためには、子どもの個別的なニーズに合わせたプログラムづくりも必要ではないかと考えます。子どもの学習についての意義について・・・。

○議長（上田孝二君）

山下君。

今の質問は通告がないので、ちょっとストップしてください。

○4番議員（山下利彦君）

次にいきます。

補助事業につきまして、申請がなされていなかった場合の対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

大きい2番の①-2ということで、お答えいたします。

18歳までの医療費無償化につきましては、県内の医療機関での保険診療分は窓口無償化となりますので、利用率は100%と考えております。

入園支度金につきましても、個別通知を行っておりまして、利用率は100%です。

18歳までの入院時食事療養費無償化につきましては、利用者を把握することができないの

で、再通知等は行っておりません。

子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成につきましては、個別通知を行った上、接種希望者に対して助成をするという制度ですので、希望のなかった方に再通知等は行っておりません。

保育料、副食費の完全無償化については、先ほど申しましたとおり利用率は100%となっておりますので、再通知はしておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

入学支度金および各種検定料の助成は、保護者からの申請に基づき支給するものですが、保護者の中には忘れていた方もいますので、各種検定料の助成については、学校の安心安全メールで申請するよう周知しております。入学支度金については、忘れていた方が若干名なので、個別に連絡しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

次に、全国には子どもたちに必要な事業として、放課後の児童に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る放課後児童クラブ、栄養バランスの取れた食事の提供をする子ども食堂、放課後安全・安心な子どもの活動拠点を設け、学習やスポーツ、文化芸術活動の機会を提供する放課後子ども教室、児童館などがあります。

放課後児童クラブ、子ども食堂、放課後子ども教室、児童館の設置状況と、それぞれの施設の年間の利用件数を教えていただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、本町では「学童保育室」という名称で、下部学童保育室、（下部地区公民館内）、西嶋学童保育室（旧西島保育所）、下山学童保育室（下山分館内）、身延福祉センター学童保育室、豊岡学童保育室（豊岡分館内）、大河内学童保育室（大河内分館内）の6カ所で開設しております。令和2年度児童数が296人、登録児童数が228人で登録率は77%です。

子ども食堂につきましては、町としては実施しておりませんし、自主団体による開設も把握しておりません。

放課後子ども教室につきましては、生涯学習課所管となりますが、実施はしておりません。

児童館につきましては、町内2カ所で開設しており、身延福祉センター内児童館の令和2年度延べ利用者数は1,242人、大野山保育園内の「ぬくぬく」では、令和2年度の利用者数は1,282人となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

ただいまの答弁によって、山下利彦君の持ち時間は終了いたしました。

町長。

○町長（望月幹也君）

山下議員にお願いがあります。

前回は最後までいかずに途中で終わりました。今回も私が見る限り8件の通告が残っています。われわれも通告をいただきますと、答弁を一生懸命、みんなで考えています。ぜひ時間配分をしっかりとっていただき、次はこういうことがないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○4番議員（山下利彦君）

時間配分を十分、予行練習をしまして、2回連続の時間オーバーということになってしまったことをお詫び申し上げまして、一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は2時30分とします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告5番、佐野知世君の一般質問を行います。

佐野知世君の質問を許します。

登壇してください。

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

通告に従い、質問させていただきます。

まず1-①、下部温泉郷の中心位置より約1.5キロメートル上流に掘削、湧出する奥の湯高温源泉の分湯量は175リットルということで、その温泉を分湯槽のある下部温泉中心の山すそに分湯槽を設け、そこから40口に分かれて、各施設、旅館に分湯をしているところでございます。現在、使用可能口数は35口で、現在使用している旅館が14口、休止1口の15口。町の施設の温泉会館1口、足湯1口の17口となっておりますのでございます。

このほど着工する健康増進施設には、17口を利用すると説明を受けており、雨河内鉱泉と合わせて100リットル以上の導入となりますが、どのように使用されるか、ご説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

健康増進施設への使用する源泉については、奥の湯高温源泉17口分、毎分85リットル、雨河内源泉毎分60リットルの2系統を合わせて、毎分145リットルの源泉を貯留タンク、ボイラー整備、循環ポンプ等を設置し浴槽を整備する計画であります。

浴槽設備については、男性、女性ともに奥の湯高温源泉により内湯、岩風呂、気泡湯、寝湯を配置し、雨河内源泉については、加温して冷鉱泉風呂を整備いたします。

利用可能人数については、男性、女性それぞれ一度に50人以上が入浴可能な浴槽となります。

現在、4月の工事着手に向け関係機関と建築確認申請等の手続きの最終協議を行っているところであります。

また、施設までの奥の湯高温源泉、雨河内源泉の温泉管布設工事も山間部区間を除いて今年度末の完成であり、予定どおり令和5年4月下旬のオープンを目指して整備を進めていくことといたします。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

浴槽設備については、理解できました。

奥の湯高温源泉と雨河内源泉、合わせて毎分145リットルを維持し、町民をはじめとする利用者に満足を与える健康増進施設の完成に期待をしているところでございます。

続きまして、質問2に移らせていただきます。

現在、宿泊事業所では14口、おおむね毎分7から8リットルの給湯を受けておりますが、健康増進施設に17口を導入するとすると、各宿泊事業所には毎分5リットル（契約保証量）が確保されるか不安でございます。

また、分湯量が少なくなり、もう1口給湯を希望する旅館や新たに開業する宿泊事業者もあり得ますが、その対応はいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

下部奥の湯温泉の揚湯量については、平成19年に1口あたり毎分5リットルで分湯開始をいたしました。

平成29年に揚湯量の一部見直しを行い、現在のところ最大で35口、毎分175リットルで運用をしております。

利用状況については、宿泊事業者および町営施設全体で15口、毎分75リットルであります。分湯槽には分湯量を計測する計測器が設置されていないことや揚湯量に余裕があることから1口あたり毎分5リットル以上、15リットル未満で、平均では7リットルから8リットルが各宿泊事業者および町営施設へ分湯されていたものと判断いたします。

契約保証湯量である毎分5リットルを管理するため、昨年12月に実施した奥の湯源泉揚湯ポンプの保守点検および洗浄抗作業業務に合わせて、計測器を設置いたしました。これにより、流量の管理をすることが可能となりましたので、健康増進施設に17口導入後も、契約保証の

分湯量である1口あたり5リットルの確保をいたします。

健康増進施設への給湯につきましては、35口のうち、現在使用されている15口を除き、今後の新規加入者のための予備として3口を残して、余剰となっている17口を給湯する計画ではありますが、新規加入者や確実に追加希望者がある場合においては、速やかに申し出をいただき、身延町下部奥の湯温泉条例に基づいて予備の3口ならびに健康増進施設への17口、合わせて20口で調整を図り対応したいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

契約保証の分湯量については、1口あたり5リットルを確保するとの答弁に安心をいたしました。また予備として3口を残し新規加入にも配慮するとのことでしたが、現宿泊業者からも増口を検討していると聞いておりますが、3口以上の追加希望者があった場合でも、健康増進施設の17口を合わせて20口を、その中から検討していただくことと聞きまして、また安心をしたところでございます。

ただ、現在、7から8リットルの供給を受けておりますので、5リットルに目減りするのはいささかさびしい気持ちをするわけでございますけれども、契約量が5リットルということにされているので、致し方ないということで判断したいと考えております。

続きまして質問1-③に移らせていただきますけれども、奥の湯高温源泉の掘削の際には、湯町開発基金が使われていることから町が保有する施設であろうとも、下部温泉の宿泊事業者の現状と心情を踏まえ、協議の上、健康増進施設への給湯を検討すべきではなかったかなと感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

健康増進施設整備運営事業においては、これまでのご説明のとおりPFI事業により代表事業者である株式会社クスのサンロードを中心とした企業により建設することといたしますが、施設の完成後は、施設を町が買い取りを行う方式により公共施設となります。

運営については、15年間の契約により株式会社クスのサンロードが行うこととなっております。

したがって、奥の湯源泉の分湯については民間施設への分湯ではなく、公共施設への分湯であり、身延町下部奥の湯温泉条例の目的をご理解いただきたいと思います。

また、奥の湯高温源泉は、湯町開発基金が使われており、町が管理する公共の源泉です。健康増進施設については、町が所有する公共施設となります。健康増進施設には、奥の湯高温源泉の分湯槽から余剰分17口を分湯いたしますが、現在分湯している宿泊事業者の分湯口数を減らすのではなく、分湯能力の余剰分を分湯することとなります。

すでに、宿泊事業者の中には奥の湯高温源泉の分湯について、1口5リットルの湯量では足りないとのことで、加入負担金を納付して、1口追加で分湯した宿泊事業者もございます。現状の分湯量で足りないということで、新たに分湯の申し込みがあれば、予備の3口ならびに健

康増進施設への17口、合わせて20口で調整を図り分湯をすることといたします。

この事業の目的は、日帰り温泉施設と町民からの要望の多いスポーツジムの併設する複合的な健康増進施設であり、町外からの人を呼び込む地域振興の核となる観光施設を目指すとともに、歴史ある下部温泉郷の魅力アップや地域の活性化を図り、町民の福祉と健康増進に寄与する目的のための整備であることをご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

内藤下部支所長。

○下部支所長（内藤哲也君）

湯町開発基金の趣旨については、私のほうからお答えさせていただきます。

湯町開発基金は、合併前の旧下部町で湯町開発事業の財源を確保することを目的とし、下部町湯町開発基金条例が昭和57年12月に施行され、合併後も身延町湯町開発基金条例として平成16年9月に施行されています。

湯町開発基金は、町内の入湯客に課します入湯税の一部を毎年度積み立てております。

下部奥の湯温泉掘削工事事業は、新温泉の利用により観光の振興および公共の福祉の増進を図ることを目的として、下部温泉郷の旅館、ホテルおよび施設への分湯を計画・実施された事業でありますので、同基金設置の目的から、その一部を工事費用に充てております。

また、今回の健康増進施設への分湯は、町が施設を所有する公共の施設であり、下部温泉郷の活性化と地域貢献・魅力アップを目的としておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

ご説明ありがとうございました。健康増進施設の特性を前面に出し、利用客の増に努めていただき、併せて私たちも下部温泉郷の魅力アップに努力をしてみたいと思っております。

続きまして、1-④の質問に移らせていただきますが、下部奥の湯温泉条例では、加入負担金は1口60万円となっておりますが、今度の温泉施設への導入で、もう1口増設したい宿泊事業者があると思われませんが、そのときの加入負担金は、やはり60万円でしょうか。

○議長（上田孝二君）

内藤下部支所長。

○下部支所長（内藤哲也君）

お答えをいたします。

温泉受給者の加入負担金は、身延町下部奥の湯温泉条例別表において、1口当たりの額が60万円と定められております。

ついては、口数を増設する場合においても、同額となります。

現在、1事業者が2口を利用していただいておりますが、1口増設時には追加加入負担金60万円を納めていただいております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

そのときに、追加負担金を払う宿泊業者が疑問を呈することはなかったのでしょうか。また、現時点、新型コロナウイルス感染症により温泉郷の現状は悲惨な状況であります。お客さまに下部温泉郷の良さを肌で感じてもらうためには、1口増を真剣に検討している業者もおりますが、追加加入金の捻出に苦慮するのが実態でございます。身延町下部奥の湯温泉条例の第1条の趣旨を尊重し、補助金ないし減額制度の確立を強く望みたいと思いますが、前向きに検討をいただけないか、お願い申し上げます。

○議長（上田孝二君）

再質問ですよ。

○5番議員（佐野知世君）

そうです。

○議長（上田孝二君）

内藤下部支所長。

○下部支所長（内藤哲也君）

先ほど答弁いたしましたとおり、身延町奥の湯温泉条例の別表において定められておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

検討できるものでしたら、また検討を願いたいと思っております。

以上で、1の質問については終わらせていただきます。

続きまして、質問2-①に移らせていただきます。

第2期身延町教育振興プランの基本方針6には本町固有の貴重な歴史文化、自然遺産の調査と適切な保護、保全、継承に努めるうんぬんとありますが、必要により修復工事等の予算計上を願いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

質問についてお答えいたします。

本町の文化財保存事業につきましては、身延町文化財保護条例により、身延町の区域内に存するもののうち、「町にとって重要な文化財」について、その保存および活用のため必要な措置を講じるとともに、平成21年度より文化財専門職員を配置しまして、指導や助言など文化財保護に関する業務に取り組んでおります。

ここで申します「町にとって重要な文化財」の判断についてですが、対象となる文化財を町文化財保護審議会による審査を経た上で、文化財の所有者あるいは管理者の同意を取得した後、町の指定文化財として教育委員会において指定を行っております。

文化財の管理義務は所有者等が負っており、文化財保護の観点から、保存修理等が必要な場

合は、学術的価値を損なうことがないように専門家等の指導助言を参考に、所有者等と協議の上、必要に応じて所有者等が事業主体者となって保護などを行うこととなっております。

町指定文化財の修復工事等においては、多額の経費を要し、所有者等がその負担が厳しい場合は、本町では身延町文化財保存事業補助金交付要綱の補助制度による対応とさせていただいております。

なお、身延町文化財保存事業補助金の概要として、町指定文化財であることが条件となり、補助対象経費の3分の1以内を補助金として交付する制度となります。

ちなみに直近の補助制度の活用事例といたしまして、令和3年度に西嶋の町指定文化財諏訪神社本殿保存修理事業について、12月議会定例会において、補正予算をご承認いただいたところです。

最後に、町の指定文化財保護については、「所有者等の意向および今後の管理方針等」が非常に重要となります。

町教育委員会といたしましても、これまで同様に文化財保護に向け、ご相談等に応じながら、今後対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

町の文化財の定義について、説明をいただきありがとうございました。

続きまして、質問2-②に移らせていただきます。

下部温泉郷の西側山の中腹に熊野権現神社がございます。創建は承和3年（西暦836年）といわれ、社殿は天正2年（1574年）と450年ほど前の檜皮葺の当地域にはない規模の物であります。しかし覆屋により保護されているものの傷みが激しく、何十年も人の手が入らない状態であります。本来ならば県の文化財として認められるべき建造物ですが、状態が悪く修復が進めば可能と聞きますが、その修復は可能でしょうか、質問させていただきます。

○議長（上田孝二君）

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

ご質問についてお答えいたします。

ご質問いただきました下部温泉の熊野権現神社は、その本殿が昭和48年に町の文化財に指定されました。

本殿は穴山梅雪が再建したと伝わり、富士川沿いの河内地方における桃山時代初期の建築文化を物語る有力な建造物です。

社記によれば、創建は承和3年（西暦836年）で、時の甲斐国主が当地を訪れた際、「熊野の神がこの場所に出現し、温泉が湧いた」という伝承があります。

その伝承から下部温泉郷を湯権現、温泉宮とも呼ばれ、下部温泉郷の象徴的な建造物ともいえます。

地元からの要望もありまして、平成18年度には県の文化財保護審議委員に現地調査を依頼する中で、「本殿は室町時代後期の建築様式に間違いはなく、県指定としても問題はない」との評価をいただいた一方で、「現存施設は損傷箇所が多く、保存修理のために県指定にするという

ことであれば、それは認められない。県の方針として、まず地元で必要な保存修理を行った上で県に指定を申請してほしい。」との意見をいただき、その旨はすでに下部区や神社関係者にもお伝えした経過がございます。

こうしたことから、先ほどお答えしましたとおり、町指定文化財の保護は「所有者等の意向および今後の管理方針等」が重要なため、一定の条件がありますが、文化財の保護に向けて、文化財保存に係る町の補助制度利用やその後の県への指定に向けた申請手続きなど、何かございましたら、生涯学習課までご相談ください。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

町の文化財保護事業補助金交付要綱によると指定文化財の解体修理、文化財に対する保存庫等の保存施設設置に要する経費については、補助対象費の3分の1を町が負担することができるとございます。10年以上前、大野の本遠寺の大修復の工事業者に見積りを依頼したところ、1億円以上の金額提示がありました。

しかしながら、3分の1と補助と言えど熊野神社や区では捻出できる状況にはなく、文頭の補助金交付要綱の補助率の保存上、町長が特別の事情があると認める事業については規定にかかわらず定める率と決められている要綱に適用はできるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

ご質問についてお答えいたします。

町の文化財保護事業補助金交付要綱におきましては、指定文化財の解体修理等に要する経費、保存庫等の保存施設設置に要する経費のほか、消火設備等の防災施設設置に要する経費や、その保守点検等の管理に要する経費を補助対象経費としております。

先ほど熊野神社本殿の文化財的価値につきましては、お答えさせていただきましたが、地元でもその価値を後世に残すため、保存修理に向けた基金を創設したいという声もお聞きしており、基金の目標金額を設定するため、当時の町教育委員会に「専門業者からの見積りを取ってほしい」という、ご要望がございました。

そうした経過から当時、国指定重要文化財の本遠寺本堂・鐘楼堂の保存修理事業が進められており、その設計監理業務を受託しておりました、公益財団法人文化財建造物保存技術協会に今回の熊野神社の修理計画書などの作成を依頼いたしました。

修理計画の内容は、本殿を全解体修理、拝殿を半解体修理、幣殿と覆屋は、建築当初の景観に戻すとともに経費削減を図るため解体撤去とし、修理経費は9,250万円の見積額が示されています。

こうした内容は下部区や神社関係者にもお伝えしたところです。

その後、地元での取り組みについては、詳細な相談等がないため状況は把握しておりません。

ご質問いただきました文化財保存事業補助金交付要綱の中では、町指定文化財の場合、補助できるのは補助対象経費の3分の1以内であり、過去に特例として別に補助率を定めたのは、平成25年度に国指定文化財である施設1件について、所有者が高齢の年金生活者であるため、

保存が必要と判断し、特別な事情として適用した経過がございます。

これを宗教法人や自治会などを対象に特例として認めることは、他の文化財保護業務の対応に支障をきたす恐れがありますので、今回の件での適用は困難なものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

説明、ありがとうございました。申し上げたいのは、このままでは朽ちていく歴史的価値のある建造物をなんとかしたいという思いからでありまして、この先、保存に向けた取り組みを神社や区と相談し、前向きに行ってまいりたいと考えておりますけれども、ぜひとも教育委員会、また町の協力もお願いできればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に質問3に移らせていただきます。

質問3、峡南高校の廃校後の利用のことでございますけれども、2020年3月定例会の一般質問で上田議員が質問した、峡南高校の廃校後の利用は、施設、グラウンドと併せて、現在どのような動きがあるかお教え願いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

旧峡南高校は、山梨県教育委員会施設整備課が所管しており、今後につきましては明確に示されておりません。

なお、町では地域の意向を受け、山梨県教育委員会に対しまして、地域の活性化につながる有効活用を図っていただけるようお願いするとともに、まずは地域の安全・安心のために狭隘な道路状況や、過去の水害を鑑みグラウンドの一部を活用し、県道割子・切石線および一級河川大道川の付け替えを行っていただけますようお願いしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

ご説明ありがとうございました。関連して②の質問に移らせていただきますけれども、廃校に伴い峡南高校前の町道については、廃校になる前に設置してあった敷地内の街路灯がないため、夜間は通行上、防犯上も危険であります。県に働きかけ、維持管理はともかく、使用できるようにはならないか、質問いたします。

○議長（上田孝二君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

この件につきまして、県に問い合わせましたところ、県では施設が廃校となるため電気を止めざるを得ないという内容でした。

この際、町では避難所としての活用も検討し県と交渉しましたが、使用料が桁違いに高額で

あったため、町では使用料に係る経費を避難所の施設整備等にまわすことができると判断し、
峡南高校を避難所として県からお借りするのは断念いたしました。

今回の件につきましては、防犯上の面から関係する区長さんから令和3年度に入り相談がありました。
複数の区が関係しているようでしたので計画をまとめ整理していただければ、身延町防犯灯建設事業に係る補助金のご利用が可能です。とご案内したところです。

なお、整備後の電気料につきましては、各区でご負担いただくことになっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

その防犯灯建設事業に係る補助金というのが、現在は打ち切られておるということでございますので、その峡南高校の敷地内の防犯灯というのは、本当に道路に面しております、配線は別だと思っておりますので、できれば照明施設だけをお借りして、電球の維持とか電気料とかは区
のほうで負担をしていただくにしても、その街路灯等はお借りできないか、いま一度確認をして
いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

今、議員が事業が打ち切られているとおっしゃいましたけれども、まだ事業は続いております。
また当初予算にも、計上してございます。したがって、もし希望があるであれば、また補正等の対応もできますので、区から申請をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

ありがとうございました。補助金制度が続いているということですので、また帰って相談を
してまいりたいと思います。

以上で質問は終わらせていただきますけれども、大変、初めてなもので、地域のことしか質問
できなくて申し訳ございませんでした。どうもありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

以上で佐野知世君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は3時25分といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次は通告6番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は4点について質問したいと思います。

まず1点目、新型コロナ感染対策についてということで質問をいたします。

3回目のワクチン接種が進んでいますが、予約が取りにくいという声が多く寄せられました。本町は高齢者や一人暮らしが多い町です。そういう高齢者や一人暮らしが多い町ならではの対応が必要ではないかと思いましたが、町の対応はどうでしょうか、お願いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

3回目の集団接種につきましては、国の指示のもと、2月中に高齢者の方の接種を終えられるよう、当初の計画を前倒し進めてきました。2回目の接種間隔に応じて接種券等を順次抽出して個人宛て郵送し、それぞれ予約日を定め、希望します方に接種を行っています。

町では今回より、予約コールセンターを設けて電話予約などの対応をしております。併せてこれまでのように、Webによる予約も利便性を考慮し、今回も並行してそれぞれ時間ごとの予約枠を設けて行っております。

電話予約につきましては、専用ダイヤルにより3台の電話を用いて、それぞれ職員が対応しておりますが、特に電話予約の初日であった2月2日は大変混み合いました。町民の方にはご迷惑をおかけいたしました。福祉保健課にも、つながりにくいとの電話をもらい、その都度、対応にあたりました。

今回は、接種日に係る電話予約日を3日間取りましたが、どうしても電話予約日の初日は混み合うことがありましたが、2日目、3日目と順に、電話の予約件数も少なくなり、2月末の接種の電話予約につきましては、初日であってもほぼ混み合うことなく、電話予約がスムーズに行われました。

今回の件では、どうしても高齢者のお一人当たりの電話対応につきまして、時間が長くなる傾向にありました。予約を取りながらの相談にも応じたり、職員も親切丁寧な対応を取ってきたからであります。初日のように電話がつながりにくかったことにつきましては、町民の方にはお詫びを申し上げますが、高齢者の方への電話対応につきましては、予約コールセンターを含め、福祉保健課では真摯に対応することができたものと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今回、予約コールセンターを設けたり、それから担当者の方が親切丁寧に対応してくれたということは評価しているんですね。ただ、やっぱり、この町は電話をするのが大変な高齢者、それからどうしていいかわからないという一人暮らしのお年寄りが多い町だからこそ、やっぱり電話をかけづらいということを検討しなくてはいけないんじゃないかなと思いました。

Webなんかで、若い人たちは結構早く、簡単に取れたよっていうことを聞いているんですけども、どうしてもお年寄りの方たちが何回電話してもつながらなくて、もう電話一本もできないんだみたいに、落ちこんでしまったみたいな話も聞いたし、そのときには友だちも教えてくれたんですけども、よその市町村では電話はいちいちしなくて、あなたは何日の何時何分に予約ですよと。もし都合が悪ければ連絡くださいというところが結構あるんだよという話を教えてくれて、この町でもそうすれば高齢者が楽なのよねという話もしてくれましたよね。

やっぱり高齢者は、若い人たちはWebで簡単に取れるかも分からないけど、高齢者を考えたときに、耳が聞きにくいとか、やっぱりそういうので電話しづらい人たちって結構いると思うんですね。昼間は若い人たちがいないし、一人暮らしの人は自分でかけなければいけないということで、やっぱり電話しなくても済むような、そういうような、よその町でやっているようなことが、この町ではできないのかなということを思ったんですけど、そういうことは、きっと担当もいろんなところをリサーチして、どんなことがあるかということ、検討はしていると思うんですけど、そういう町が結構あるということで、そういうふうになれば、高齢者でも一人暮らしでも、自分はここなんだなって。何もなければ、そのときに行けばいいということなので、ぜひそういうふうに、今回3回目で、4回目があるかどうか分からないですけど、なんかあるようなことも言っているしということで、今後のことも考えると、そういうような、やっぱり高齢者が多い町には、そういう対応が必要ではないかなというふうに、私、つくづく思ったんですけど、そのことについていかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

今、議員が話されました、そういった予約の方法というのをこちらも存じてなかったんですけど、今言いましたように、4回目があるかどうか分かりませんが、今後につきまして、また今回の電話がつながりにくかったという話もございますので、検討の1つにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

ぜひ今後、そういうようなことがあったら、やっぱり高齢者が安心して住むためにもこういうことを考えていただきたいと思います。

そして1問目、新型コロナウイルス感染対策の2点目なんですけれども、国の補正予算で具体化された各種給付金制度があって、1月に行われた臨時会で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の、本町の住民税非課税の対象者が大体5,200世帯。その中の1,900世帯。それから家計急変世帯の対象者が200世帯という答弁があって、こんなにも多くの方たちが大変な思いをしているんだということで、そのときにはプッシュ式でやるということで、手続きいららないんだと思って、家計急変世帯は申請が必要だということだったんですけど、まず1,900世帯の方たちが非課税ということで、やっぱりコロナ禍の中で、いろんな生活支援があるけれども、これがどのくらい、そういう困っている人たちのために使われているのか

などということで、ちょっと関心があったので、今回質問をしたいと思って、それぞれの利用、それぞれの相談とか利用状況、住民税非課税世帯等給付金、これは臨時議会で可決されたものですよね。そして緊急小口資金特例貸付、それから住居確保給付金、それから学生支援緊急給付金、それから雇調金特例の延長ということでいろいろあるんですけども、この相談状況、それから利用状況ですね、これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきまして、オミクロン株による感染の拡大もあり、全国的にも感染者が増え第6波の感染状況となり、まん延防止等重点措置の実施も他の都道府県は現在も出されております。

このような中、令和2年より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活を支えるための支援が国による各種の事業が行われてきております。福祉保健課には、これまでも生活上の困りごとなどの相談はありますが、それが新型コロナウイルス感染症による影響なのかの判断は難しいところではありますが、何かしらの支援に結びつけられるよう、その都度相談に応じてきております。

その中において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国の事業ではありますが、一時的な助成として各種給付金等の事業がございます。

福祉保健課で支援を行う住民税非課税世帯等に対します給付金事業につきましては、対象となり得ます世帯に、支給要件確認書を郵送し、現在、取りまとめを行っており、対象者へ支給する準備をしております。まず1回目の給付としまして、3月18日に支給を行う予定になっております。

また、緊急小口資金貸付金や総合支援貸付金、さらに住宅確保給付金は、それぞれ自立支援相談支援の窓口である町社会福祉協議会で申請を受け付けております。これまでに緊急小口資金につきましては、令和2年3月から実施されておりますが、月平均2件ほどの貸付があり、総合支援資金につきましては、月平均1件ほどの貸し付けの実績がありました。なお、住宅確保給付金につきましては、これまでに相談や申請はございませんでした。

さらに雇用調整助成金は県の労働局やハローワークで申請受付を行っており、学生支援緊急給付金は大学生等が直接各大学に対しまして申請を行うもので、どちらも町では利用状況等を把握することはできません。

まだまだ感染状況も収まらない中、新型コロナウイルス感染症の影響で大変な思いをしている方もいるかと思いますが、これまで同様、親身になって相談には応じ、その声を聞き取り支援に結び付けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

住民税非課税世帯等給付金というのは、プッシュ方式でやるって言ったから、もっと早くにやってくれたのかなと思ったら、3月18日、これからの支給ということなんですけども、こ

れも大体、予定というか、1,900世帯ということで理解してよろしいですか。それと、それは広報に載っていたのは見たんですけど、あとの緊急小口とか、住居確保とか、そういうのが本当に知られているのかなど。特に住居確保給付金は、失業者の再就職を支援する制度でしたけれども、コロナ禍で住まいに窮する人が増加をし、失業要件を外し支給期間を延長したため、大幅に新規相談件数や新規決定数が増加しているということを知ったんですけど、本町では申請がないということで、これ本当に周知のほうで、分からなければ、こういうことは応募しようにもできないので、住民税非課税世帯のあれは広報に載っているのを見たから、それは分かると思うんですけど、ほかのものはどういうふうな周知をされていて、社協が窓口としても、知らなければ申請もできないので、どのような周知をしているのかということで、お尋ねをしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

周知の方法につきましては、こちらの事業につきましては、社会福祉協議会でやっておるわけなんですけど、社協だより、それから社協のホームページ上の中で周知をしておりますし、町に相談に来た方につきましては、こちらの貸付金支援の話をしながらか結びつけることを福祉保健課でもやっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

社協だよりというか、町でそういうような広報をしないと、なかなか、社協だよりを見る人も私は広報より少ないんじゃないかなと思うから、こういうふうなゼロというような、本当に必要な人に届いているのかなというのは、ちょっと疑問なんですよ。そういう意味では、社協に任せたから社協だよりでやればいいということではなくて、やっぱり一人でも多くの人たち、困っている人たちに届くようなことを考えていかなければいけないんじゃないかなと思うので、もちろん社協だよりもいいでしょう。町の広報でも住宅、住民税非課税世帯の給付金と同じように、こういう制度がありますよと。ついては、これは社協の窓口へ行ってくださいということもやらないと、いろんな媒体を通じてやっていくべきではないかなと思うんですけど、そこはまだまだ、コロナ禍の中でほかの市町村はすごく多く出ているということも聞いていますので、知らなかったということがないように、今からでも遅くないし、ぜひ、こういう制度があるんだということを多くの住民の皆さんに知ってもらう機会は、いろんな面でやる必要があるんじゃないかなと思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

今の件につきましては、また今後、あらゆる面で周知をしていきたいと思っておりますし、町の社協とも相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

答弁漏れがあったんですけど、プッシュ方式でやると言ったのは、3月18日にやると言ったけど、それは大体、1,900世帯、予想どおり、そのぐらいということで理解していいですか。

○議長（上田孝二君）

3回目になりますけど。

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

では、すみません、お答えいたします。

今回につきましては、支給要件確認書としまして、対象となり得ます、この事業の方にお送りした数が、おおよそ約1,700世帯にお送りしました。その後、この支給要件確認書以外に申請書となるものを引き続いて120件ほど申請書をお送りしました。それぞれ対象となり得ます方が違いますので、分けて送付をさせてもらっていますが、先ほど言いましたように、その1,700件ほどの中に、本日までにおおよそ1,100件ほどの方がこちらの支給要件確認書を返送してもらいまして、その方々につきましては、3月18日に支給を予定しています。次が10日後の3月28日、日を設ける中で順に区切って、受付を終えた人から町では、口座に振り込みを予定しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

では、早急にそれはしていただきたいと思います。

次は、デマンドタクシーの利用についてということで質問をします。

利用者から午後に病院に行かなくてはいけないということで、2日前に予約を取って、行くときは予約ができたんですけども、帰りに、診察が終わって帰ろうとしたら予約ができなくて、そして、その人は具合が悪くて、とても待ってられないということで、タクシーで帰らざるを得なかったということを聞きました。

同じ集落の方でも、やっぱり同じように帰りの予約ができなくてタクシーで帰ってきたという人がいたということも、何人かいるということを聞いてはいますが、そのたびにタクシーで帰ってくるというのは、ちょっと金銭的にも大変ではないかなと思うんですけど、このことについて改善してもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えします。

渡辺議員のご質問が交通防災課で把握している件と同じであるかは分かりませんが、そのような事案があったことは承知しております。

交通防災課で把握している内容は、その方が帰りに予約しようとした時間帯はすでに別の予

約が入っており、しかも行き先も逆方向であったため、空いている時間帯をご案内いたしましたが、ご利用されなかったと聞いております。

仮に同じ事案であると、予約ができずにタクシーで帰って来たのではなく、空いている時間帯をオペレーターがご案内しましたが、予約されずにタクシーでお帰りになったということだと思います。

デマンドタクシーは議員さんもお承知のとおり、正式には「みのぶ乗合タクシー」と言いますが、その名のとおり行く方向が同じお客さま方が一緒に乗り合わせて目的地を目指すシステムになっております。

みのぶ乗合タクシーの運行形態ですので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

もちろん、みのぶ乗合タクシーというのは、私も知っています。乗合でね。個人のタクシーではないというのは分かっているんですけども、この相談の方は中富地区の山の中の方だったんですね。結構、下部なんかは多くの人たちが利用して、行きも帰りもちゃんと乗れるというのは聞いているんですけど、やっぱり人口がそもそも少ないところで、乗合タクシーを、その同じ方向で、帰る時間が合うって、たくさんの方が合うというのは、それはちょっと、そもそも難しいところなんではないかなと思っております。どうしても人口の密度が少ないところの人たちは、こういう不便、だから同じ集落の人で、同じようなことがあったということを知っていると思うんですけども、でもこれがみのぶ乗合タクシーの運行形態だから我慢しろというのは、ちょっと私は納得できないというか、ではそもそも、そういう集落に住んでいる人たちは結局、タクシーで帰らざるを得ないのかなと。そして、その人はちょっと具合が悪くて、午後の診療で、そして時間が空いても買い物もできないような人なんですよね。だから、終わったらすぐ帰らざるを得ない。体が大変で買い物もできない。持つこともできないような人なので、ただ、そのときには、もう一杯ですと言われたただけだということ聞いていますので、それではちょっと、そういうところに住んでいる人にとっては酷なんではないかなと。なんか良い方法ないかなということで、今回、こういう人たちがそういうところにいるということを理解してもらってはいると思うんですけど、ではどうしたらいいのかということを考える材料になって、どんな山の中に住んでいても、山の中に住んでいるからこそ、やっぱり大変で、デマンドを利用したいというような人たちがいるわけですから、そんなにたくさんはいないですけど、そういう人たちにもやっぱり安心して、行きはよいよい帰りはこわいではちょっと、2日前に予約できたから行くことはできるけど、帰りはタクシーということでは、たびたびそれではちょっと困るなと思って、なんとか良い方法がないかなと思って質問をしたんですけど、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

ご利用になるときは、できるだけ時間的余裕をもっていただいて、ご利用いただければと思

います。お待ちいただくこともあろうかと思えますけれども、時間の余裕をもって乗り合わせてご利用いただきたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今の答弁だと、期待はできないなと思えますけど、2点目にデマンドタクシーを使いたくても使えない地域や使いにくいという声はずっと前からあって、いろいろ改善してきているのは、私も知っています。やっぱりそういう不便だという声を聞いて、どうしたらいいかということをごここで何回もやって、本当にいろんなところへ行ってくれるようになっていし、改善してくれているというのは、すごく分かっているんです。ただ、そうはいつでも、いまだにそういうような現状があるということ、どうしたらいいのかということをもうちょっと深く考えていただきたいなと思えます。その改善をどう考えているか、答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（上田孝二君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

運行当初は、ご利用できる地域（エリア）の制限があったり、また車の台数も現在より少なく利用しにくかったと思えます。現在各エリアで旧町各2台、全部で6台に車両を増台いたしました。また、先ほど議員さんもおっしゃられたように、年々改善を重ね、できるだけ家の近くまで行けるように、業者と町で現地を確認しまして対応しております。

しかし、道幅が狭く使用車両が転回できる場所がないところは、乗車できる場所まで出て来ていただくようお願いしておりますので、そういう点では利用しにくいと言われるかもしれません。

町では利用者の皆さんに利用していただけるようにできる限り対応しておりますので、先ほどの答弁と重なる部分ですが、乗合タクシーの運行上の形態ですので一定の制約をご理解いただき、ご利用いただければと思えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

地域支えあい協議会というのがありまして、私もそのメンバーで、下部地区の会議の中で、買い物環境調査の報告というものがあって、調査をして、その報告というものがあって、その折に構成員からの意見ということでまとめたものがあるんですね。その中で、やっぱり、買い物ですから、乗合タクシーデマンドのことが結構話題になっていまして、構成員からの意見ということで、デマンドタクシーについて、ちょっと、こういう意見があったということでお伝えしたいと思えます。

実家が下部地区の山の上の集落にあるが、乗合タクシーが途中までしか乗り入れていない。そのため利用するには、運行しているところまで歩いていかなければならないということで、久々に買い物に出かけても大きな荷物を持って、途中で下ろされても、その荷物を持って、家へ帰るのに本当に大変な思いをしているという方が結構、これは下部地区だけではなくて、い

ろんなところの地区でも、そういう方もいました。

それからしもべ病院の送迎車は家まで来てくれるが、乗合タクシーなどは来ない。車の運転ができて、銀行の手続きも自分でできていた方が高齢になり、免許を返納したら認知症が進んでしまった。自分で銀行手続きができていた人なので、乗合タクシーが使えたら、もっと元気でいられたのではないかなと思う。

それから乗合タクシーを使わないのではなく、使えない地区があることを知ってほしい。大きい車で何度も運行するのではなく、小さな車で狭いところの送迎などもしてもらえらるほうがよほど利用頻度が上がると思うと。

やっぱり、この乗合タクシー、本当に皆さん利用しているし、頼りにしているから、いろいろな意見が出てくると思うんですね。そういう意味では、一定の制約をご理解いただき利用できればと課長、答弁でおっしゃったけど、その一定の制約を、もうちょっと、どうしたら町民の方たちに、お年寄りの方たちに最期まで住んでいられように、デマンドタクシー、乗合タクシーが活用できるのかということ、もうちょっと緩やかに、それにはお金もいるんでしょうけども、緩やかに、もうちょっと考えてもらわないと、シャットアウトされてしまうと、これ以上、皆さんも言っても、もう無駄なのかなということ、進歩も発展もないのではないかなと思いますので、ぜひ、こういう意見が結構たくさん出ていると。昔からそういう話はあるし、いろんところで関心があって言われていることなので、ぜひ、こういう町民の声を再度、検討をしていただいて、みんながもうちょっと利用しやすいようなデマンドにしていきたいと思ひます。

それから3点目ですけれども、3点目は利用者からちょっと言われたんですけども、町外の知人が「あなたのところに行くとお金がかかってしょうがないよ」と言われてしまって、バスもないところで、どうしたら、そういう人も来てもらえるかなと考えたら、町外でもそういうものが使えたらいいなと。これはぜひ言ってくれと言われたので、たぶん無理だなとは思ひますけれども、今現状の中で無理だなと思うけど、そういう声も一つはあるということ、ぜひ、こういう声があるということ、お願ひしたいと思ひます。とりあえず、これに対して答弁をお願ひします。

○議長（上田孝二君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

みのお乗合タクシーは、町民の方々の足の確保のため、利便性等を考えながら走らせておりますので、今の現状では利用できませんので、町外からお越しの方々につきましては、普通のタクシー等をご利用いただきたいと思ひしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

だから普通のタクシーを使うと、「あなたのところにお金がかかるかな」といつて来ないということになってしまいます。

3点目ですね、更なる子育て支援をとということで質問をしたいと思ひます。

この前、教育厚生常任委員会でも身延町の子育て支援、本当に良い子育て支援をやっているということで、委員会の学習会もして子育て支援の方たちとか、学校教育課の方たちとか来てもらって、身延町はこういう子育てをして、施策をしているんだということで、学習会を教育厚生常任委員会でした。

私は今回、それに更なる子育て支援をとということで、3点目、質問をしたいと思います。

新日本婦人の会山梨県本部は、昨年11月に保育園に子どもを預ける保護者に対して実施したアンケート結果をまとめ、山梨県知事宛てに要望書を提出しました。

要望項目は1. 保育園で使用した紙おむつを園で処理する。2. 3歳以上児の園児についても主食を園で提供する完全給食にする。3. 午睡用の布団を園で準備するの3点で、そのための支援を県に求めています。

これを受け県は、県内市町村担当者宛てにアンケート結果と要望書を添付し、保護者や保育士の負担軽減として検討を依頼する文書を送付しています。これらの3点について、現状と対応について、お尋ねをいたします。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

まず、保育園で使用した紙おむつを園で処理するということですが、身延町の公立保育所では、保育中使用した紙おむつは保護者に持ち帰っていただいております。

保育所で紙おむつを処分することにつきましては、保護者に対して実施している保育所全般に関するアンケート調査においても要望がありません。

また、実施に向けましては、収集までの間、保管しておく場所ですとか、衛生面での問題、保護者、保育士の負担、予算の問題など検討すべき課題があると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今、コロナ禍で、やっぱり衛生面を考えて、東京ではもうすでにこの3つの項目はクリアしているんですね。山梨県は昔からこういうふうにやっていて、ただ、これが紙おむつを園で処理しているところもあるし、あとの質問も、いろんなところで、もう解決しているところがあるんですね。身延町は、この3点が当てはまっておいて、この衛生面で使用した紙おむつを持って帰る。そして違う子どものものをもしかしたら持って帰ってしまうということもあるという話も聞いているので、ぜひ今回はこういう要望書もあって、県の担当者も、これはやっぱりやってもらいたいということで、要望書を添付して送ってきたと思うので、ぜひいろんな課題はクリアしなければいけないと思うんですけど、ぜひ紙おむつを持って帰らないで、園で処理するというのをさせていただきたいと思います。

次、3歳以上児の園児についても、主食を園で提供する完全給食にするということについて、お願いいたします。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

身延町内の保育所では、3歳以上児の主食は、保護者に用意していただいております。

町としましては、主食と副食の無償化を検討していく中で、民間保育園の「食育の観点から、主食を持参することは大切である。各家庭でしっかり朝食を食べさせることにもなり、併せて昼食での摂取量が把握できる。」という意見も踏まえまして、3歳以上児につきましては主食を用意していただいております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

これも、もちろん食育の観点から主食を持参することは大切、それはそうだと思うんです。だけど、保育園に子どもを預けているお母さんって、働いているから預けているんですよね。すごく忙しい中で、子どもを起こして、ご飯の支度をして、お弁当を詰めてということで、本当に負担がすごく大変で、私が子どもを育てるところから、もうこれはやっていたんですけども、そのときは別に疑問にも思わなかったんですね。やっぱりお母さんたちから話を聞くと、朝は簡単にパンを食べたいんだけど、ご飯をわざわざ炊かなければいけないというような声もあつたり、やっぱり忙しくて大変だという声もある中で、もちろんこういう食育の観点、大切かも分からないけど、でも現実に関、お母さんたちが大変な思いをしているということを見ると、こういうことも、完全給食で温かい主食を保育園で提供するというのも私は必要ではないかなと。南部町ではずっと前からこれをやっているという話を聞いていますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

3点目ですね、お昼寝用の布団ですね。これを園で準備をするということ、これはどうでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

やはり町内の保育所におきましては、午睡用の布団は保護者に用意していただいております。

保護者からの要望は把握しておりませんが、実施に向けては衛生管理、保護者、保育士の負担、経費の問題など検討すべき課題があると思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

これも昔から、子どもたちの布団は持っていった記憶があるんですけど、やっぱり今は、シーツと枕カバーは保護者が用意するけど、あとは布団を持っていかなくていいというところも出ていると聞いていますので、いろんなことをクリアしなければいけないでしょうけれども、やっぱり負担を考えると、そういう3点、同じなんですけど、保護者の要望、ぜひ、これに応えるような、昔からやっているから、疑問にも思わない人たちって結構いると思うんですね。そう

ではなくて、やっぱり進んでいるところは保護者の負担軽減を図ったり、保母さんの負担軽減を図ったりして、こういうふうに行っているところもあるので、そういう観点からもぜひ進めていっていただきたいと思います。

最後の4点目の質問に移ります。福祉灯油の実施をということで、この質問は本来、12月にやればよかったんですけど、まだ寒さも続いていますし、戦争の影響で原油の高騰の影響も受けていて、まだまだ続いているということで質問をさせていただきます。

総務省は、地方公共団体が原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するため、原油価格高騰対策に要する経費に対して、特別交付税を講ずると発表しました。特別交付税措置率は2分の1で、対象経費の例として生活困窮者に対する灯油購入費等の助成、社会福祉施設に対する暖房費高騰分の助成などとなっています。

コロナ禍の中、原油価格高騰でガソリンや灯油の値段が上がり、住民の生活は大変です。生活困窮者や社会福祉施設に灯油の購入費を助成する福祉灯油を実施すべきだと考えますが、町の対応をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

現在、原油の高騰で石油などの関連商品が値上がりしており、特に灯油価格については冬場の暖房器具の必需品で、灯油価格の値上がりは住民にとって深刻な問題にもなります。

議員ご質問の福祉灯油ですが、現在、寒さが厳しい北海道や東北などの自治体で、実施されているところがあるようです。この制度はもともと生活困窮者に対する対策として始まった制度のようで、高齢者や障がい者世帯、母子家庭世帯など、住民税の非課税世帯を中心に、自治体が灯油の購入費を援助するものとして、実施しています自治体によって違いはあるようですが、1世帯あたり数千円から数万円の援助をしているようです。

なお、県内の市町村では、このような生活困窮者等に対する制度で助成していますことは聞いておりません。町としても国や県の補助の動向を見据えながら、様々な観点からどのような対応ができるのか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

せっかく補助率2分の1で、国が出してくれるというものですから、やっぱり本当に生活困窮者の方たちに、こういうのが行き届くような、ぜひ検討をしていただきたいと思います。それを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は4時20分といたします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時20分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告7番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

通告に従いまして、質問いたします。

「困るじゃん、人口がまた減っちゃって」、これは地域の皆さんからよく問いかけられる言葉です。総合計画、総合戦略はこの言葉に応える計画だと思っています。計画を進捗管理して、しっかりやりきることが答えだと思っています。本日は、この計画の中から企業誘致、雇用対策などを中心に質問をさせていただきます。

それでは、企業誘致について伺います。

人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる。計画では中部横断自動車道の開通は、雇用の創出や企業誘致が期待されることから積極的に取り組んでいくことが必要ですと。工業・流通業等の企業誘致を推進し、町内雇用の場の充実に努めると言っております。

東京の密を回避するための潮流の中で、「テレワーク」「地方移住」「ワーケーション」といったニューノーマルな働き方がコロナ禍で早いスピードで浸透しています。本町への問い合わせが12件あったと聞いています。また本日の一般質問で、27件のオンライン説明会の実施、今も2社と誘致活動を推進中であることなどを伺いました。

企業誘致は、戦略的に進めていくことが重要だと思います。将来のあるべき姿、目標を明確に描く、そこには思い切った対策が必要だと考えます。

下山に工業団地がありますが、新たな分譲可能な工業団地は整備されていません。空いている土地もないように思います。このような状況で雇用を創出することは困難だと考えます。

また、県の産業労働部など誘致に関係する機関へのアプローチは行っているのか。

このようなことを踏まえ、企業誘致活動の現況と推進に当たっての課題についてお考えをお聞きします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

中部横断自動車道の開通は、人の流れの増加や物流の効率化が図られ、沿線の経済活動や観光に大きな効果が期待されており、本町においても近年では株式会社キーテック、ヘルスサポートサンリ株式会社を誘致することができ、企業誘致の好機にあると考えております。

しかしながら、企業を誘致することは簡単ではなく、企業が必要とする用地面積や場所、道路事情など、求める条件は多種多様で、容易ではありません。

今年度は企業誘致候補地調査業務委託により、町内に立地を検討している企業に対して、より多くの情報を提供するため、1カ所あたり5千平方メートルを超える面積を確保できる用地10カ所をリストアップし、道路事情や上下水道の情報なども併せた資料の整備を行っており、今後の企業誘致の取り組みに活用していく予定です。

県の産業労働部成長産業推進課との関係につきましては、企業誘致に関わる情報交換、山梨県産業集積促進助成金制度と町助成金制度を運動させた助成の実施、PRパンフレットの共同制作など連携を行っております。

企業誘致は、新規雇用の創出、定住の促進や人口流出の抑制、生活の安定、また経済活動の維持や向上にも結び付く重要な施策でもあります。積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。中部横断自動車道が開通して、隣の南部町の企業では、今では通勤時間がかかるとして力を入れてこなかった採用活動を足元まで、高速で通勤できるということで、市内方面まで拡大をしています。また、長野に近い小淵沢方面の企業では、市内から通勤に高速道路を可能としているところもあります。高速で30分で通勤できます。どこも要員確保に苦勞をしています。企業が工場を持ってくる、検討する第一条件は要員が確保できるからです。

下山工業団地に入って40年ほど経つ企業では、当時、県の誘致で数年先には中部横断自動車道が開通する、リニアができるとのことで、要員確保や物流も非常にメリットがあるとの判断でありました。当時、ここまで人口が減少するとは想像できていなかったと思います。このまま人口減少が続けば、企業誘致どころか逆の流れも心配されてしまいます。

高速ができて、隣町ではコンビニ、ガソリンスタンド等が閉店するなどの弊害も起きております。

環境変化の激しい中で、それぞれが生き残りをかけて懸命に生活をしていただいています。お答えいただいた内容で、企業誘致候補地調査はいつ終わるのか、いつまでかかるのか。また、中部横断自動車道が開通して、町の変化をどのように感じているのか、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

まず、企業誘致候補地調査業務委託につきましては、履行期限を令和4年3月25日までとしておりますので、この日までに調査業務を完了いたします。

次に中部横断自動車道の開通後の町の変化でございますが、コロナ禍における開通でありましたので、中部横断自動車道開通による効果を把握することは難しいところでもあります。

確かな数はつかんでおりませんが、目的に応じて、国道52号線の利用と中部横断自動車道の利用が図られており、交通の安全が確保され、新たな流れが生まれているものと感じております。

なお、中部横断自動車道の開通は町内の移動を容易にするほか、遠方からの移動も容易になることから、観光客等の人の流れの増加や物流の拡大などの効果を期待しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。大きなチャンスの時と考えているなら、重要な施策と考えているなら、スピード感をもって戦略的に進めてください。企業の誘致が簡単ではないことは承知しています。しかし、このままでは人口減少、経済の縮小、負のスパイラルに陥って抜け出せません。県の企業立地では、手厚い支援制度、住みやすい山梨、優れた交通アクセスと立地環境、豊かな自然とおいしい食べ物をうたい文句に企業誘致に力を入れています。

近年、静岡からの問い合わせが多くなっていると伺いました。今ある工業団地には、空きがなく紹介できる要望に合った土地が少なく、非常に苦慮しているとのこと。また現在、南アルプス市に造成中である工業団地、問い合わせが非常に多いとのこと伺いました。本町でも企業誘致候補地調査、令和4年3月に調査が終わるということで、調査後、リストアップ、関係する情報や資料の整備などを進めていただき、成長産業推進課へのアピールと連携の強化をさらに進めていただくようお願いいたします。

続きまして、本町の雇用状況について伺います。

仕事の創出では、地域のニーズの高い福祉介護事業など、雇用の場の確保をしていきます。空き校舎などを活用して、人が集まる福祉的な拠点整備・福祉サービス施設の検討、町内企業の求人の支援と言っています。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、経済は冷え切っていますし、雇用を生む好材料は見つかりません。

このような状況の中で、町内の企業はどのような状態にあるのか、私の確認では、昨年末のデータですが、本町の有効求人数は340件、業種では医療・福祉事業が100件、製造業81件、建設業53件と上位で有効求人倍率は2.1倍です。峡南5町で求人数はトップです。ハローワークで把握できていない派遣・研修生、これらの数字、チラシ募集、これらを入れると求人数は500件に近いではないかと思われ。また、厳しい状況にある観光産業が活発になれば求人数はかなり増えると思います。

一方、求職者数は163件です。厳しい状況にある福祉事業では、話を伺いましたが、非常に厳しい、人が集まらない、やっとシフトを組んでいる状態である。定年を過ぎても辞めないでもらって、年寄りが年寄りの介護をしているのが実情なんです。このような、本町の実情をどのように認識しているのか、分かっているのか。また、どのように支援をしようとしているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

長引く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人流・行動制限等の影響を受けて、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、対面するサービス業を中心に、福祉関係者も含め、厳しい状況を余儀なくされていると認識しております。

また、新たな変異株により、人や物の移動、経済活動が制限され、先行き不透明感はいまだ

払拭できない状況にあります。

特に、福祉事業におきましては、厳しい経営状況を強いられている実情のご質問をいただいております。

福祉保健課では、介護事業所連絡会などの際や直接、事業所からも雇用の実情を聞く機会を設けております。

介護労働者につきましては、離職率も高く、人材確保が難しい実態があり、そのため高齢になっても働き続けなければならない実情のようです。

国でも、介護労働者の処遇を改善し人材確保に資するよう、介護報酬の改定を行うなど、労働条件の確保・改善対策により一層の効果的な推進を図っております。

今後も、関係課、ハローワーク等関係機関と連携し、事業所の運営状況を向上させるべく、事業所支援の観点から、広報みのぶを利用した情報案内も含めまして、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

福祉施設の厳しい状況等、介護労働者の確保について、ご検討の一案を申し上げます。

人手不足対策として、特定技能実習生の採用検討について、一番、手っ取り早いというか、良い方法ではないかと思ったものですから、ちょっと述べさせていただきます。

製造業では、派遣労働者や海外実習生で要員不足を補っています。少子高齢化が進み、労働人口が減少している日本においては、外国人労働者の受け入れは多くの業界で活発化し、その現在の経済全体の大きな助けになっています。介護分野でも慢性的な人材不足が問題になっており、外国人労働者の活用が期待されています。

町内の福祉事業者で、すでに技能実習生を雇用しているところがありました。

お話を伺うと、手続きや採用までが非常に大変です。しかし、仕事は一生懸命で真面目です。休まないし助かっています。今5名働いてくれています。もっと採用を増やしたい。求人票では人は集まらないとのことでした。また、町内に10カ所以上、施設が増えたので、入所待機者が過去には700人近くいたことがあったが、今では100人近くまで減ったそうです。

私の親父も入所待ちで入れず、当時、8年ほど前ですが大変な思いをいたしました。

また、要員不足で空いている部屋、ベッドなどがあるとの話も聞いています。人手不足で本当に困っています。

本町も福祉の町として、安心して老後を過ごせる、おらがまちであってほしいと思います。各福祉施設の要望を聞いて、施設に技能実習生を迎い入れることにより入所待機者を減らし、入所者にも行き届いたサービスを提供し喜んでいただく、福祉の町身延の実現に向かって、いかがでしょうか、検討して見ていただきたいと思います。このままでは「生まれてよかった 育てよかった 住んでよかった身延町」、でも年取ったら知らないよということになりかねない。ご意見を伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

外国人技能実習制度は、日本から諸外国への技能移転を目的として、技能や技術等を学んでもらい、母国の経済の発展に役立ててもらおうための制度であり、また、雇用促進など様々な職種で活用されております。

佐野議員のご質問のとおり、施設での入所待機者への対応、入所者へのサービスの向上など、この制度の活用は、大変有効なものであると考えております。

技能実習生の雇用につきましては、福祉保健課でも雇用の状況については把握しているところではありますが、コロナ禍により人流が制限され、外国人介護人材の受け入れも、事業所にとっては課題もあると聞いております。

施設の雇用状況の把握を行うとともに、それぞれの施設にマッチした雇用を生むことが重要であります。

この制度の利用につきましては、各種の手続きも伴いますので、各事業所の意向を踏まえ、ハローワーク等関係機関と連携を図り、事業者のスムーズな施設運営につながるよう、支援策等を考慮する中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。特定技能制度についてですが、母国の経済の発展に役立ててもらおうための制度としていますが、国は深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性技能を有し、即戦力となる外国人の受け入れを認めています。受け入れが認められている産業分野は14分野、介護、建設、造船、宿泊、農業等々です。テレビで農業や介護、漁業などに携わっている特定技能実習生を見たことがあると思いますが、入国には商工会議所、商工会、農協、漁協、これらが管理団体としてしているところもありますし、受け入れ専門の組合機関を通していろいろ方法があります。

おっしゃられたように、今は、コロナ禍により入国ができない状態ですが、最近、入局者の人数が緩和されつつあります。しかし、入局予定者が入国予定者の数%に、たしか5千人ですから数%に過ぎません。各企業、団体では入国予定者が入国できないため、国等の対応により、本来、就労ビザが切れる帰国予定者の特定、特別措置や技能実習生の特定技能に切り替えて就労する措置などを取って、人手不足の対応をしているのが状況です。

組合からの情報ですと、入国予定がストップされている人数は数百、数千人ともいわれています。その中では、国で介護資格を取っている人も多く、またすでに日本国内で特定技能の資格を取っている人も多く、何年か日本で働いているため、日本語検定N3を持っている人も多いそうです。N3を取っていれば、日本語での会話はほぼできますし、日本で何年か生活していますので、習慣や風習は熟知しています。面接でセレクションできますので、日本人の面接と変わりありません。すでに日本にいる介護資格者、この人たちをターゲットにすることも可能ですので、動きはそれほど難しくないとは思っています。

外国人の雇用とか、外国人に面倒をみてもらうということに違和感を感じてしまう人も多いかもしれません。また、報道や実習生がいなくなったとか、悪いニュースを聞いたこともある

と思いますが、これは受け入れ機関、組合にはブラックのところも多くあります。給与を払わない、最低賃金をごまかす、法定以上の残業、休出をさせる等々、彼らの中には生活や仕送りも状態に追い込まれてしまうケースなどもあり、一概に彼らが悪いわけではないことを知っておいていただきたいと思います。

お答えでいただきました事業所による課題、意向、こういうことをしっかり早急に捉えて支援策を検討・決定していただきたいと思います。

現場の人たちは人手不足で困っています。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。企業向け雇用促進住宅整備について伺います。

町内にはアパートが少なく、そのため家賃も市内に比べて高い、かなり差があると思っています。そのため、個々にアパートを探す場合や会社の社宅として探す場合は、市内に近い場所になっています。交通費もかかりますので安価で近くに整備していただければ、企業としては非常に助かる内容だと思っています。

また、町内にアパートが少ないことから、企業向けとあえてするのではなく、町管理の雇用促進住宅として、困っている町民が誰でも入居できるようにしたほうがよいのではないかと伺います。

現状の雇用促進住宅整備事業の推進状況について、また完成はいつを目標としているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

令和2年第4回定例会、伊藤達美議員の一般質問において、「町内入居企業社員および若者向け公的住宅の整備について」の質問に対し、「地域優良賃貸住宅制度の活用を視野に入れ、PFI導入の可能性調査を実施していく」とお答えさせていただきました。その後、内閣府の民間資金等活用事業調査費補助金をいただけることになり、今年度から調査を開始しました。

当初、単身者向け住宅と、子育て世帯向け住宅、両面で検討を始めました。しかしながら、単身者向け住宅につきましては、下山工業団地企業従業員アンケートから単身者の入居はあまり見込めない、また、PFI参入企業への聞き取りから、入居状況によっては町の負担金がある程度発生するなどありまして、単身者向け住宅の建設は、今回は見送ることとし、一方、子育て世帯向け住宅につきましては、新中学校の建設などにより、下山工業団地入居企業の社員も含め、子育て世帯の入居が見込めるため、現在、戸建ての住宅を下山地内に検討中です。

なお、今現在、完成目標を令和6年度完成といたしまして、方針が固まり次第、改めてご説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。下山地内に検討中であるとのこと、分かりました。令和6年度中ということで、また詳細ができましたら説明いただけるとのことなので、よろしくお願いいたします。

今のお話で、企業アンケートで単身者の入居はあまり見込めないとのことでしたけども、たしかに数字は少なかったと思います。県内外から新入社員が入って、下山の寮に来ます。寮から移動するときには、市内に向かってしまう。せっかく本町に籍をおいてもらったのに、また移してしまう。あるいは結婚や家を建てる、これも同じです。いつも残念な思いをしています。

最初に言いましたように、町内にアパートが少ない。市内より高い。検討中の住宅については、本町の人口減少の現状も鑑み、入居費用については最大限の検討、お考えを示していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。障がい者の就労支援について伺います。

関係機関と連携を図り、就労支援体制を充実し、障がい者の福祉的就労から一般就労への意向の促進に努めますと言っています。障がいのある人も普通に暮らして、地域の一員として、共に生きる社会を目指して、実際にどのような支援をしているのか内容を伺います。

また、町内の障がい者の現状（障害者等級別の人数）等々、分かりましたらお願いいたします。そして、その中で実際に就労している人はいるのか、何人いるのか、分かりましたら教えてください。伺います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

障害者福祉サービスの枠組みの中で、障がい者に対する就労支援に関するサービスがあります。こちらは、一般企業等への就職を希望します障がい者の方や、それが困難な障がい者の方に対して、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上等に必要とされます支援を行うことになっています。

そのサービスを利用して、障がい者の方が働きたい場合や、どこか事業所に通いたいと考えています方が、峡南圏域相談支援センターなどに所属する相談支援専門員との話し合いを重ね計画を立ててもらいます。町はその計画に沿って、その方の障害福祉サービスの支給決定を行います。必要に応じ、その際に福祉保健課では障害の担当者と保健師が、相談支援専門員と事業所との打ち合わせに同席し、本人にとってより良い生活が送れるよう、一緒になってサポートし支援しております。

町内の障がい者の現状であります。令和4年1月末時点、身体障害者手帳所持者は1級227人、2級87人、3級120人、4級131人、5級32人、6級33人の計630人です。療育手帳所持者はA判定が48人、B判定が60人の計108人。精神障害者保健福祉手帳所持者は1級20人、2級94人、3級20人の合わせて134人となっています。

なお、就労しています人数であります。障害者手帳を所持しながら、一般企業等に就労している方もいますので、ハローワークに問い合わせをしてみたところ、求人も含め町の統計はないとのこと人数まで把握することはできませんでした。

以上であります。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございました。非常に多いことに驚きました。

障がい者のトライアル雇用などを実施したことがありますけれども、それぞれ障がい者の意見を聞きながら助成金を活用して企業への働きかけをお願いいたします。

障がい者を雇用しなければならない町内の企業がどのくらいあるのか分かりませんが、調べてプッシュすることも必要なのかなど。障がい者とのコミュニケーションを取りながら、そういうことも必要なかと思います。雇用人数で43人以上は、障がい者を雇用しなくてはいけないのではなかったかなと思います。

次に、行政の障がい者雇用状況について伺います。

障がい者雇用の本町行政の雇用状況は、障害者雇用促進法、法定雇用率に対してどうなのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

お答えいたします。

障害者雇用促進法において、事業主には障がい者の法定雇用率が示されており、法定雇用率に相当する人数の身体障がい者および知的障がい者、ならびに精神障がい者の雇用が義務付けられております。

ご質問の、本町における障害者法定雇用率は、事業者区分により町長部局は2.6%、教育委員会部局は2.5%となっております。

それでは、それぞれの区分に応じてお答えします。

町長部局では、現在4名の障がい者を雇用しております。毎年6月1日を基準日として山梨労働局長に障がい者の任免状況を報告しておりますが、国および地方公共団体の法定雇用率は、先ほど申しましたとおり2.6%と定められており、本町が雇用しなければならない人数の5名に対して、令和3年6月1日時点の実雇用率は対象職員数192人の2.08%となり、1名不足している状態となっております。

山梨労働局長から改善指導を受けておりますので、令和4年4月1日の雇用に向けて、障がい者を対象とした会計年度任用職員の募集を行い、改善を図っていきたくと考えております。

また、教育委員会部局の障害者法定雇用率は1.52%で、法定雇用率2.5%に達していませんが、対象職員数66人に、法定雇用率2.5%で計算すると、雇用しなければならない人数は1.65人となり、小数点以下は雇用人数にカウントいたしませんので、雇用すべき人数は1人となります。現在、1人雇用しておりますので、雇用すべき人数は達成している状況となります。

なお、先ほど申しましたが、4月1日に向けて、すでに面接等も終えて内定を出したところでもあります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。昨年から法定雇用率が引き上げられて、民間企業だと2.3%なんですけれども、2.5%とか2.6%とか高いんですね。2.3%でも各企業なんかは指導を受けながら頑張っているのが現状だと思います。

促進法では、誰もが職業を通じて社会参加のできる共生社会実現の理念のもと、すべての事業者には法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があるといっています。

今後とも民間企業のお手本となるように、障がい者の社会参加の機会をよろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。

職員のメンタルヘルス（ストレスチェック）について伺います。

労働安全衛生法では、50人以上の事業所にはストレスチェックを年1回実施することが義務化されています。精神障害による労災請求件数なども増加しており、メンタルヘルス不調のリスクは常に考えておく必要があります。本町職員の実施状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

お答えいたします。

本町におけるストレスチェックは、平成28年度から毎年実施しております。

ここで、令和3年度の実施状況について申し上げます。

まず、実施期間は、令和3年8月2日から8月16日までといたしまして、実施方法はWeb回答もしくは紙媒体での調査票です。調査対象者は、282人でありました。

対象職員の内訳は、特別職3名、一般職員191名、再任用職員8名、任期付職員6名、会計年度職員74名でありました。

なお、調査に対応した職員は280人でありました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

次に、ストレスチェックの内容について伺います。

プライバシーへの配慮もありますので詳しくは伺いませんが、高ストレス判定者がいたのか。また、高ストレス判定者の面接等の対応についてどのように、あるいは産業医との連携はどのように取られているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

お答えいたします。

令和3年度実施したストレスチェックにおいて、高ストレスと判定された職員は、25名でありました。

また、高ストレス者と判定された職員に対しては、産業医による面談の勧奨をいたしました。

なお、面談勧奨をした職員の面談実績等につきましては、答弁を控えさせていただきます。

産業医との連携はとご質問ですが、本町では、飯富病院の医師に産業医の委嘱および派遣をお願いしております。役場内には、労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を組織しており、産業医には毎月開催される同委員会のメンバーとして会議に参加していただき、職場内による

職員の危険または健康障害を防止する等の対策に関わっていただいております。

先ほどの答弁にありますように、高ストレス判定者への面談指導をはじめ、様々な場面で、職員の心身の健康管理等にご尽力いただいております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。ストレスチェックに対する体制などはできていると思いますけれども、人事権者、権限を持つ評価者などについては、監督的地位にあるものは実務に参加できないとされています。部下などの評価に意思が入ってしまうとか、異動の対象にされてしまうとかということなどへの恐れもありますので、公にしない動き、一般の人たちに進めてもらうみたいな組織体制が必要だと思います。また、高ストレス者の25人というのも多いのかなとは思いました。

職員の皆さんが安心して働ける職場環境づくりをよろしく願いいたします。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時00分

令和 4 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 7 日

令和4年第1回身延町議会定例会（3日目）

令和4年3月7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第2号 身延町個人情報保護条例及び身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第3号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第6 議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第7 議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第8 議案第8号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第9号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第10号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第11 議案第11号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第12号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第13号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第14号 令和3年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第15号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第16号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第17号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第18号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第19号 令和4年度身延町一般会計予算

日程第20	議案第20号	令和4年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第21	議案第21号	令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第22	議案第22号	令和4年度身延町介護保険特別会計予算
日程第23	議案第23号	令和4年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第24	議案第24号	令和4年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第25	議案第25号	令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第26	議案第26号	令和4年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第27	議案第27号	令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第28	議案第28号	令和4年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第29	議案第29号	令和4年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第30	議案第30号	令和4年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第31	議案第31号	令和4年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第32	議案第32号	令和4年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第33	議案第33号	令和4年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第34	議案第34号	令和4年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第35	議案第35号	令和4年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第36	議案第36号	令和4年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第37	議案第37号	令和4年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第38	議案第38号	令和4年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第39	議案第39号	令和4年度身延町下山地区財産区特別会計予算
日程第40	休会の決定	

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	柿島良行	12番	渡辺文子
13番	伊藤達美	14番	上田孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	遠藤基
会計管理者	小笠原正人	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	佐藤成人	財政課長	佐野美秀
税務課長	伊藤克志	町民課長	穂坂桂吾
福祉保健課長	望月融	観光課長	佐野和紀
子育て支援課長	松田宜親	産業課長	高野修
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	内藤哲也
身延支所長	千頭和康樹	学校教育課長	深沢泉
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	中山耕史

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 大村 隆
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は提出議案の質疑および委員会付託の日程となっております。

お手元に配布した委員会付託表のとおり、議案第3号から議案第27号までを各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。詳細は委員会においてお願いします。

また、議案第2号および議案第28号から議案第39号までは委員会付託省略議案表のとおり、委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第2号 身延町個人情報保護条例及び身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

日程第3 議案第3号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

日程第4 議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

日程第5 議案第5号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定の期間の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

日程第6 議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

日程第7 議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

日程第8 議案第8号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

日程第9 議案第9号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

日程第10 議案第10号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第11号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

日程第11 議案第11号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

日程第12 議案第12号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

日程第13 議案第13号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

日程第14 議案第14号 令和3年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

日程第15 議案第15号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第15号の質疑を終わります。

日程第16 議案第16号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第16号の質疑を終わります。

日程第17 議案第17号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第17号の質疑を終わります。

日程第18 議案第18号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）
について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第18号の質疑を終わります。

日程第19 議案第19号 令和4年度身延町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第19号の質疑を終わります。

日程第20 議案第20号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第20号の質疑を終わります。

日程第21 議案第21号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第21号の質疑を終わります。

日程第22 議案第22号 令和4年度身延町介護保険特別会計予算について質疑を行います。
質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第22号の質疑を終わります。

日程第23 議案第23号 令和4年度身延町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第23号の質疑を終わります。

日程第24 議案第24号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第24号の質疑を終わります。

日程第25 議案第25号 令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第25号の質疑を終わります。

日程第26 議案第26号 令和4年度身延町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第26号の質疑を終わります。

日程第27 議案第27号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 27 号の質疑を終わります。

-
- 日程第 28 議案第 28 号 令和 4 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護
財産区特別会計予算
- 日程第 29 議案第 29 号 令和 4 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 30 議案第 30 号 令和 4 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 31 議案第 31 号 令和 4 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産
区特別会計予算
- 日程第 32 議案第 32 号 令和 4 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 33 議案第 33 号 令和 4 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 34 議案第 34 号 令和 4 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 35 議案第 35 号 令和 4 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 36 議案第 36 号 令和 4 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 37 議案第 37 号 令和 4 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 38 議案第 38 号 令和 4 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 39 議案第 39 号 令和 4 年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の 12 議案は財産区予算案でありますので、一括して議題とします。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 28 号から議案第 39 号までの質疑は終わります。

お諮りします。

議案第 3 号から議案第 27 号までをお手元に配布した委員会付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

議案第 2 号および議案第 28 号から議案第 39 号は、委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略します。

日程第 40 休会の決定。

お諮りします。

3 月 8 日は議案調査のため、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、3月8日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時20分

令和 4 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 7 日

令和4年第1回身延町議会定例会（4日目）

令和4年3月17日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第2号 身延町個人情報保護条例及び身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第3号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第5号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定の期間の変更について
日程第7 議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更について
日程第8 議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更について
日程第9 議案第8号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定について
日程第10 議案第9号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について
日程第11 議案第10号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第11号）
日程第12 議案第11号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第13 議案第12号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第14 議案第13号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第15 議案第14号 令和3年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第15号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17 議案第16号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第17号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第19 議案第18号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 20 議案第 19 号 令和 4 年度身延町一般会計予算
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 4 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 4 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 4 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 23 号 令和 4 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 24 号 令和 4 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 25 号 令和 4 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 27 議案第 26 号 令和 4 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 27 号 令和 4 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 令和 4 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 30 議案第 29 号 令和 4 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 31 議案第 30 号 令和 4 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 32 議案第 31 号 令和 4 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 33 議案第 32 号 令和 4 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 34 議案第 33 号 令和 4 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 35 議案第 34 号 令和 4 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 36 議案第 35 号 令和 4 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 37 議案第 36 号 令和 4 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 38 議案第 37 号 令和 4 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 39 議案第 38 号 令和 4 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 40 議案第 39 号 令和 4 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 41 請願第 1 号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための請願書
- 日程第 42 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 議案第 40 号 令和 3 年度身延町一般会計補正予算（第 12 号）
- 追加日程第 2 同意第 1 号 身延町副町長の選任について
- 追加日程第 3 発議第 2 号 議会改革推進特別委員会の設置について
- 追加日程第 4 発議第 3 号 ロシア政府に対するウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について

追加日程第5 発議第4号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	柿島良行	12番	渡辺文子
13番	伊藤達美	14番	上田孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	遠藤基												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	幡	野	弘		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	佐	野	美	秀			
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	松	田	宜	親	産	業	課	長	高	野	修			
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	中	山	耕	史	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 大村 隆
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、本日は補正予算案1件、人事案件1件、特別委員会設置案1件および意見書案1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第3号から議案第9号までについて委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 伊藤雄波君、登壇してください。

伊藤雄波君。

○総務産業建設常任委員長（伊藤雄波君）

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

伊藤雄波委員長は自席にお戻りください。

次に（2）教育厚生常任委員会に付託した請願第1号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○教育厚生常任委員長（渡辺文子君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

渡辺委員長は自席にお戻りください。

次に（３）予算決算常任委員会に付託した議案第１０号から議案第２７号までについて委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 望月悟良君、登壇してください。

望月悟良君。

○予算決算常任委員長（望月悟良君）

それでは報告いたします。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

すみません、訂正がありますのでお待ちください。

○議会事務局長（大村隆君）

今の委員長報告の中で、議案第１１号から議案第１８号についてなんですが、各会計の会計予算という記載になっておりますが、正しくは会計補正予算が正しいので、ここで訂正をさせていただきます。

以上です。

○予算決算常任委員長（望月悟良君）

ただいま事務局から報告のように補正が欠落しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

それでは、これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

望月委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

日程第３ 議案第２号 身延町個人情報保護条例及び身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の討論を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定の期間の変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

議案第7号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。
よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 身延町あけぼの大豆拠点施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。
討論ありませんか。
(な し)
討論がないので、討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第8号を採決します。
お諮りします。
議案第8号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。
よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 身延町下部農村文化公園及び身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。
討論ありませんか。
(な し)
討論がないので、討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第9号を採決します。
お諮りします。
議案第9号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。
よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第11号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。
討論ありませんか。
(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 令和3年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の討論を
行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）
の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 令和4年度身延町一般会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第19号 令和4年度身延町一般会計予算、3款民生費、2項児童福祉費、9目学童保育費のうち放課後児童支援員、学童保育補助員の会計年度任用職員報酬について、反対討論をいたします。

岸田内閣は国民の暮らしと経済の好循環を図るとして、ケア労働者の処遇改善に関わる事業を決定しました。ケア労働者とは、保育、幼稚園、介護、学童、社会的養護に関わる施設および事業所に働く労働者および特定の医療施設、事業所に働く看護職員などです。自治体の該当する職員、会計年度任用職員も対象となります。3%、9千円程度の賃金引き上げを2月から9月分まで、国の経済対策として補助金を支出するものです。

この事業により民間保育園での保育士、公立保育園の会計年度任用職員の保育士および調理員、栄養士については処遇改善がされましたが、放課後児童支援員22人、学童保育補助員14人の処遇改善は、ほかの町村より高いとの理由でされませんでした。そもそも国が処遇改善をせざるを得ないケア労働者の報酬が高いという認識が理解できません。

学童保育は、普段は子どもたちが帰ってきてからなので、3時間しか働くことができません。長期休暇にしても1日でなく半日ずつです。こんな中でも頑張ってくれている学童保育の職員の処遇改善をすべきだと思います。

賃金を上げないと日本経済の好循環がつかれないと国が認め、経済対策としたこの制度です。この制度の活用が人事院勧告、公務公共労働者の賃金アップ、公定価格の引き上げ、最低賃金や年金アップ、生計費算定、公契約条例等に連動していきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

伊藤達美議員。

○13番議員（伊藤達美君）

私は、賛成の立場で討論をいたします。

国におきましては保育士でありますとか放課後児童支援員、さらには社会的な介護職員等の処遇を改善するための各種補助金制度が創設されていることは、ご存じのとおりでございますが、これらの補助金につきましては、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象になっていることは言うまでもございません。本町においても対象事業となる保育士等の正規および会計年度任用職員の処遇についても、常にその法律が制定されて以後、検討されてきたわけであります。

当然、検討するにあたりましては、対象となる職員の専門的知識の必要性でありますとか、採用による欠員補充の困難性でありますとか、さらには業務の特殊性を考慮して、地域の民間企業水準を踏まえるとともに、近隣町村との比較検討をする中で待遇改善がなされてきたというふうに私は執行部からの説明を受けておりまして、一般会計予算に当然所要の処遇改善が考慮なされていると理解をいたしておることから、私は特に問題はない、つまり本予算に賛成するものであります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第21号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第21号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論いたします。

2008年から始まった後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険へ強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押し付けるものです。保険料値上げが繰り返され、高齢者の生活を圧迫してきました。減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、差別と負担増のこの制度を廃止して、少なくとも元の老人保健制度へ戻すべきです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

後期高齢者医療の保険料率の改定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、2008年4月から開始された制度で、75歳以上の後期高齢者が国民健康保険被用者保険を脱退して加入するものです。

後期高齢者医療における医療費の内訳は、被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費の1割から3割の自己負担額と、残りの7割から9割に相当する医療給付費で構成されており、その7割から9割に相当する医療給付費は、国、県、市町村が5割、現役世代が4割、残りの1割を被保険者の保険料で賄っています。

被保険者数は今年度から団塊の世代と呼ばれる年代の方々が75歳に到達し始めることで急激に被保険者数が伸びることが予想されます。令和5年度中には14万人を超える見通しです。

一方、1人当たりの医療給付費は、平成26年度から令和3年度に比べると年々増加し、1人当たりは約2万5千円もの増加をしている状況です。被保険者数の急激な増加に伴って、全体の医療給付費は大きく増加することが見込まれます。

日本の少子高齢化社会の特徴は、74歳以下の人口は、年々減少し続けていることです。そのため、現役世代の負担が大きく増加しないよう、後期高齢者負担率が2年ごとに見直されているところであります。

今回は剰余金の医療給付基金3億8千万円を投入するなどして、保険料率の増加を抑制された額になっています。

山梨県の今までの保険料率の抑制状況は、平成26年度から8年間、保険料を据え置いてきたところであり、現在は均等割額、所得割額ともに全国47都道府県のうち45番目という低さを保ってきました。

しかしながら、今後の後期高齢者医療制度の財政状況はさらに厳しくなることが予想され、制度を維持し続けることには限界を迎えております。

将来の健全な後期高齢者医療制度を考えますと、何より被保険者が安心して医療を受けられ

る体制づくりが必要です。

今後も増えていくことが予想される医療費のほか、保険料が据え置かれていた間にも消費税が8%から10%になったこと、またコロナ禍において経済が低迷する中、急激な負担増が生じないよう、今回は必要最小限の引き上げにとどめる配慮などを考えますと料率改定はやむを得ない状況になると思います。また、この機会を逸すると将来急激な負担増になることと懸念されるところであります。

最後になりますが、今回の保険料率の改定につきましては、8年もの間、据え置かれてきた状況を勘案いたしますと、後期高齢者医療制度の維持を考える上で十分理解できるところでありますので、改定することに賛同いたします。

○議長（上田孝二君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第22号 令和4年度身延町介護保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第22号 令和4年度身延町介護保険特別会計予算について反対討論をいたします。

団塊の世代が75歳以上になる2025年まであと3年、山積する高齢者介護の課題は解消されないまま本格的な超高齢社会に突入します。

介護保険制度は、介護の社会化という大きな期待を背負いつつも利用者負担、保険給付の上限設定をはじめ、できるだけサービスの利用を抑え込む仕組みを組み込んで創設されました。

施行後は、政府による相次ぐ制度の見直しによって利用者負担は引き上げられ、サービスは削られ、事業所に支払われる介護報酬は低く抑え込まれる一方、介護保険料は右肩上がりに上昇を続けています。

介護報酬の基本報酬は制度スタート時が最も高いという信じがたい現実があります。

介護報酬が上がらないことから、介護従事者の賃金は全産業平均より月額9万円低く、その結果、介護の人材不足は悪化の一途です。こういう中で、利用者や介護現場での様々な困難が広がっています。

高齢化の進展に伴い、介護の需要は今後ますます増大をしていきます。この介護保険を介護する人、介護を受ける人がともに大切にされる制度に抜本的に転換を図るべきです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

議案第22号 令和4年度身延町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成12年度からスタートした介護保険制度は、介護サービスの利用者が増加し、制度に対する理解も深まるなど、町民の老後における介護の不安を解消する制度として定着しているところと考えます。超高齢化社会を迎え、介護給付に要する費用の増加は避けられないのが現状です。

保険料の設定に当たっては、一般財源から3億6,458万5千円、軽減策として準備基金から3,410万5千円をそれぞれ繰り入れ、保険料値上げの抑制の努力をするとともに子どもや孫の世代に負担を残さないようにしながら、今後も介護保険制度を維持していくべきと考えます。

町当局には、介護保険制度を円滑に実施するために、第8期介護保険事業計画に基づき介護保険制度の健全化を図るとともに、実施事業の検証、生活困窮者への配慮、介護予防や相談支援事業の推進に努めていただくことを要望し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

ほかに反対討論はありませんか。

（なし）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第23号 令和4年度身延町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第24号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第25号 令和4年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第26号 令和4年度身延町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第27号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第28号 令和4年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第30 議案第29号 令和4年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第31 議案第30号 令和4年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第32 議案第31号 令和4年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第33 議案第32号 令和4年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第34 議案第33号 令和4年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第35 議案第34号 令和4年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第36 議案第35号 令和4年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第37 議案第36号 令和4年度身延町西嶋財産区特別会計予算

日程第38 議案第37号 令和4年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第39 議案第38号 令和4年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第40 議案第39号 令和4年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の12議案は財産区予算案でありますので一括して討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第39号を一括して討論・採決に入ることに決定しました。

これから議案第28号から議案第39号までを一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号から議案第39号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号から議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第41 請願第1号 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための請願書の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第42 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、追加議案として補正予算案1件、人事案1件および議員発議3件が提出されました。これを本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで、追加議案配布のため暫時休憩とします。

再開は10時25分といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○議長(上田孝二君)

休憩前に引き続き、議事を再開します。

○議会事務局長(大村隆君)

すみません。再開の冒頭に訂正のお願いがございまして、予算決算常任委員会の委員長報告の結果報告書でございますが、そちらの2の書類審査の項目でございます。こちらの一番下の3月16日、水曜日、開始時刻が午前9時となっておりますが、9時25分に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長(上田孝二君)

それでは議事に入ります。

追加日程第1 議案第40号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第12号)を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは議案第40号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第12号)について説明を申し上げます。

すでに提出しております補正予算(第11号)に計上が間に合いませんでしたので、本日追加として出させていただきます。

歳入歳出予算の補正のところのみ説明をさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億1,012万円とする。

なお、補正予算の内容につきましては、財政課長よりこのあと説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

すみません。金額が、寄附金を入れる前の数字が私の手元にあったものですから、1,180万円を追加して総額を101億1,012万円と言いましたけども、追加するのは1,280万円、総額は101億1,112万円ということで訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（上田孝二君）

次に議案第40号の内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第40号 令和3年度身延町一般会計補正予算について、お手元の予算概要書により説明させていただきます。

概要書の1ページをご覧ください。

歳入予算について、増額の主な理由についてご説明いたします。

18款1項2目指定寄附金200万円を計上いたしました。これは農林産業振興のまちづくり事業および教育振興のまちづくり事業へ指定寄附されました。

19款1項1目財政調整基金繰入金1,080万円を計上いたしました。

2ページをご覧ください。

歳出予算について、増額の主な理由についてご説明します。

2款1項11目まち・ひと・しごと創生事業費、細目2農業振興による6次産業化事業費80万円を計上いたしました。これは、あけぼの大豆振興協議会への補助金であり、補助金の内容は自走草刈り機2台の購入費であります。

6款1項3目農業振興費、細目2農業振興事業費20万円を計上いたしました。これは、あけぼの大豆種子の購入費であります。

まち・ひと・しごと創生事業費80万円と農業振興費20万円の財源につきましては、合同会社グローバルコーポレーションからの指定寄附金であります。

2項2目林業土木費、細目2林業土木事業費220万円を計上いたしました。これは1月から2月にかけての降雪に伴う林道除雪対応のため、林道10路線の除雪経費であります。

3ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁維持費、細目1道路橋梁維持管理費860万円を計上いたしました。これは1月から2月にかけての降雪に伴う町道除雪対応のため、町道96路線の除雪経費であります。

13款1項10目教育施設整備基金費、細目1教育施設整備基金費100万円を計上いたしました。これは旧下部町出身の長澤格氏からの指定寄附金100万円を中学校建設事業の財源として積み立てました。

以上で議案第40号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

これから議案第40号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

これから議案第40号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 同意第1号 身延町副町長の選任についてを議題とします。

本案件につきましては、一身上に関わるものから遠藤基総務課長の退席を求めます。

(退 席)

それでは、町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

それでは、追加で提出させていただきました同意第1号 身延町副町長の選任についてご説明を申し上げます。

身延町副町長に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町小田船原1274番地1

氏 名 遠藤基

生年月日 昭和36年5月19日

提案理由を申し上げます。

副町長の辞職により令和4年4月1日に副町長を選任する必要が生じました。ついては、地方自治法第162条の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案説明書をお開きいただき、ご覧ください。

提案理由は先ほど申し上げましたとおりですので割愛します。

内容について説明します。

まず背景等です。

地方自治法第161条に市町村に副市長村長を置くと規定されております。

身延町副町長の定数を定める条例には、身延町副町長の定数は1人とする規定されております。

笠井祥一副町長から令和4年3月1日付けで辞職願が提出されましたので受理をいたしました。3月31日をもって辞職することから新たに副町長を選任する必要が生じたところであります。

内容について、文面だけ説明をさせていただきます。

遠藤基氏につきましては、これまで総務課長、財政課長、企画政策課長など主要なポストを歴任するとともに役場職員としての知識と経験が豊富で地方行政に大変明るい職員であります。

また、同僚や後輩職員からの信望も大変厚く、併せて広い人脈も有していることから、また本人の素晴らしい資質からも副町長として職務を遂行していただく上で適任者であると考えております。

任期は本年4月1日から令和8年3月31日までの4年間となります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は人事案件でありますので質疑・討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決を行うことに決定しました。

これから同意第1号 身延町副町長の選任についての採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

遠藤基総務課長は席にお戻りください。

（着席）

追加日程第3 発議第2号 議会改革推進特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

伊藤達美君、登壇してください。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

発議第2号

令和4年3月17日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者

身延町議会議員 伊藤達美

賛成者

身延町議会議員 柿島良行

身延町議会議員 広島法明

議会改革推進特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条および身延町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をするものでございます。

提案理由といたしましては、身延町議会基本条例に掲げる、議会改革の取り組みをより具体

的に推進をしていくため、議会改革推進特別委員会を設置する必要が生じたためであります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議会改革推進特別委員会設置に関する決議でございます。

次のとおり議会改革推進特別委員会を設置するものといたします。

記

1. 名称でございますが、議会改革推進特別委員会。

2. 設置の根拠でございますが、これは地方自治法第109条および身延町議会委員会条例第5条によるものであります。

3番目、目的といたしましては、議会改革の取り組みをさらに推進をしていくというものでございます。

4番目でございますが、委員の定数につきましては、6人を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

以上で提出者の説明を終わります。

伊藤達美君はその場でお待ちください。

次に発議第2号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第2号の質疑を終わります。

伊藤達美君は自席にお戻りください。

これから発議第2号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、可決されました議会改革推進特別委員会委員および正副委員長を選任につきましては、議長の指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議会改革推進特別委員会委員および正副委員長を選任につきましては、議長の指名推選とすることに決定しました。

それでは、議長より指名します。

委員長に柿島良行君、副委員長に広島法明君。

委員として遠藤公久君、深山光信君、伊藤達美君、渡辺文子君。

以上6人を議会改革推進特別委員会委員、ならびに正副委員長に指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました議員を議会改革推進特別委員会委員および正副委員長とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議員が議会改革推進特別委員会委員に決定しました。

追加日程第4 発議第3号 ロシア政府に対するウクライナへの軍事侵攻を非難する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

広島法明君、登壇してください。

広島法明君。

○9番議員 (広島法明君)

発議第3号

令和4年3月17日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者

身延町議会議員 広島法明

賛成者

身延町議会議員 遠藤公久

身延町議会議員 深山光信

身延町議会議員 佐野 昇

身延町議会議員 山下利彦

身延町議会議員 佐野知世

身延町議会議員 伊藤雄波

身延町議会議員 望月悟良

身延町議会議員 田中一泰

身延町議会議員 野島俊博

身延町議会議員 柿島良行

身延町議会議員 渡辺文子

身延町議会議員 伊藤達美

身延町議会議員 上田孝二

ロシア政府によるウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について

ロシア政府によるウクライナへの軍事侵攻を非難する決議を、別紙のとおり身延町議会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア政府によるウクライナ軍事侵

攻を強く非難するための決議をしようとするものであります。

これがこの議案を提出する理由であります。

次のページです。

ロシア政府によるウクライナへの軍事侵攻を非難する決議

国際社会の強い懸念や警告を無視し、2月24日ロシア政府はウクライナへの軍事侵攻を開始しました。

これは力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できません。

よって、身延町議会は、ロシア政府に対してロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻を断固非難するとともに、ロシア軍を完全かつ無条件でウクライナから即時撤退させるよう強く求める。

また、日本政府におかれては、国際社会と連携し、制裁を含め、迅速かつ厳格な対応を行い、あらゆる外交手段を駆使して、ウクライナの平和を取り戻すことを切望する。

以上、決議する。

令和4年3月17日

身延町議会

以上です。

○議長（上田孝二君）

以上で提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は全議員が賛成者である案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決を行うことに決定しました。

広島議員は自席にお戻りください。

それでは、これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第5 発議第4号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書案について議題とします。

提出者の説明を求めます。

柿島良行君、登壇してください。

柿島良行君。

○11番議員（柿島良行君）

発議第4号

令和4年3月17日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者

身延町議会議員 柿島良行

賛成者

身延町議会議員 深山光信

身延町議会議員 山下利彦

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書案

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出する。

提案理由

令和5年10月に導入予定の消費税および地方消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、同事業の安定的な事業運営が可能となるように、所要の措置を行うよう意見書を政府関係機関に対し提出する。

これがこの議案を提出する理由である。

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書（案）

シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的な団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年（2023年）10月に消費税等において「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンター会員はインボイス（適格請求書等）を発行できないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は、収益から費用を差し引いた経常収益がゼロかマイナスとなるようにしなければならない収支相償が原則であり、新たな税負担の財源を見出すことは困難である。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められるなか、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

また、センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1千万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じられるよう、強く要請します。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

身延町議会議長

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣。

以上であります。

○議長（上田孝二君）

以上で提出者の説明を終わります。

柿島良行君はその場でお待ちください。

これから発議第4号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第4号の質疑を終わります。

柿島良行君は自席にお戻りください。

これから発議第4号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま、長期間にわたり大変お疲れさまでございました。

令和4年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり、一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る3月3日に開催され、本日までの15日間、上田議長のもと私どもの提案いたしました本日の追加議案2件を含めまして40件の提出案件につきまして、慎重なご審議により、すべての議案に対してご議決・ご承認をいただき、閉会を迎えることができました。議

員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

本議会でご議決いただきました令和3年度補正予算、ならびに令和4年度当初予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合い一丸となって最善を尽くしてまいります。

議員の皆さまには今後もなお一層、ご指導・ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

年度末となり今年度も残すところ2週間となりましたが、何かと気忙しい日々が続きます。季節の変わり目でもあり、日によって寒暖の差もまだございます。また、世界的に猛威を振るっておりますオミクロン株などのコロナウイルス感染症ですが、残念ながら本町でも多数の発症者が出ております。開会の3月3日には64名という数字を私は言わせていただきましたが、昨日までに身延町内80名という、この15日間で16名増えているという計算上になります。大変、私としても危惧しているところではございます。

議員の皆さまには引き続きコロナウイルス感染も含め、健康には十分ご留意をいただく中で、住民福祉向上のため、ますますご活躍いただけますようお願いを申し上げまして、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期15日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

さて、本町では2月から新型コロナウイルス感染症の3回目の集団ワクチン接種が始まっております。

一日も早い新型コロナ感染症の収束に向け、町民の皆さまとともに町、議会が力を合わせて、この難題に立ち向かっていきたいと考えております。

町長をはじめ執行部の皆さまには、町民福祉の向上のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和4年第1回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時06分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長大村隆が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上